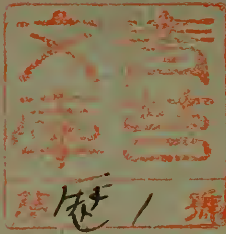


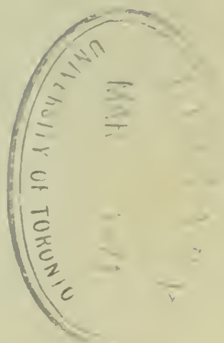


松岡靜雄著

紀記論究外篇

# 古代歌謠（下）

東京
株式會社同文館


UNIVERSITY OF TORONTO

# 凡例

一、歌謠の原文は紀に在つては寛文刊本に據り、國史大系本及日本書紀通釋を參酌し、記は眞福寺本を基底として古事記傳及國史大系本によつて校訂を加へた。

二、變體略書等活字に之を求め得ざるものは、新鑄の勞を憚つて正字に改めたが、論議を要するものは原文の通り特製した。

三、誤記誤寫と認められる文字も敢て改刪を加へず、右旁に△印を附して標識するに止めた。不可讀のものも同樣である。

四、同一歌謠が――時としては若干の相違を以て――紀記兩書に收錄せられて居る場合には、之を聯掲し、一括して釋述した。其いづれを先掲するかは一に說明の便宜による。

五、引用書名には繁を避けるため次の略字を用ひた。――括孤內は著者名

〔記〕　古事記　　〔記傳〕　古事記傳（本居宣長）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 〔紀〕 | 日本書紀 | 〔私記〕 | 日本紀私記 |
| 〔釋紀〕 | 釋日本紀(卜部兼方) | 〔集解〕 | 書紀集解(河村秀根) |
| 〔通證〕 | 日本書紀通證(谷川士清) | 〔抄〕 | 厚顏抄(阿闍梨契沖) |
| 〔解〕 | 日本紀歌解(荒木田久老) | 〔言別〕 | 稜威言別(橘守部) |
| 〔萬〕 | 萬葉集 | 〔式〕 | 延喜式 |
| 〔和〕 | 和名類聚抄(源順) | 〔要錄〕 | 語法要錄(拙著古語大辭典訓詁篇附錄) |

右の外は全書名と著者の名を擧げた。著者名を省いたのは拙著である。

六、紀記論究を引用する場合には、卷數及頁數のみをあげ、第一篇(神代篇)と第二篇(建國篇)とを區別するため、前者の卷數は肉太字(ゴジック)を以て表示し、後者には壹、貳、參、肆、伍、陸の字を用ひた。例

**三**―二〇八頁　神代篇第三卷第二〇八頁

肆一一三五頁　建國篇第四卷第一三五頁

七、引用した萬葉集の歌には必要に應じ、〔三四八六〕の如く國歌大觀の番號を注記した。

八、巻末の索引は語と句との別なく一列に五十音順位に排列したが、句は漏さず平假字を以て掲げ、語は必要のあるものゝみを片假字又は漢字を用ひて表記した。

九、上巻の序文はこの巻の讀者にも參照を要望する。

目次

頁

紀記論究外篇

# 古代歌謠　下卷

## 一、若　櫻　宮（履中朝）紀一首、記三首

此朝の歌謠として紀記に收錄せられたのは、住吉仲皇子（墨江中王）の叛亂に關するものゝみで、確實に當時の詠と認定せられるのは、以下に論ずるが如く紀記所傳を同うする一首のみであるが、便宜のため記を宗として說述する。

墨江中王が叛亂を起し、大殿に火を著けたことを御承知なく、豐明の大御酒に銘酊して居られた天皇は、廷臣に扶け起され、倭に落ちられる途中、多遲比野に於て目寤めたまひ、事の次第を聞し召した。其時の大御歌

〔記〕多遲比怒邇　泥牟登斯理勢婆　多都碁母母　母知弖許麻志母能　泥牟登斯理勢婆

**たちひぬに**　タチヒ野は和名抄に河内國丹比（太知比）郡とある地で、今も南河内郡丹比村及丹南村に其名殘を留めて居る。仁德朝に難波の高津宮から此地に直通する大道を敷設せられた結果（紀）、大和方面との交通の衝となり、瑞齒別皇子（後の反正天皇）も此處に宮居せられた。廣い地域であるから、タヒチ野だけではどの邊をいふのか判明せぬ。

**ねむとしりせば**　寢ムト知リセバといふ意。知りセバはアリセバ（上―一三四頁）と同一語法である。

**たつごもも**　和名抄調度部屏障具中に釋名云、縛壁以席縛著於壁也、漢語鈔云、防壁ハ多都古毛とあるが、太神宮儀式帳に立薦とかゝれて居る所を見ると、タツは立（建）の意なること分明で、屏障に供用するコモ（上―八七頁）をいふのであらう。旅館の設がなかつた上代の行旅者は、假廬を造る暇がないか、若くは不可能の場合には携帶のコモ（薦）を建て廻らして防壁としたものと思はれる。

**もちてこましもの**　モノは實現を見なかつたことを悔いる意を表示し（上―二一〇頁）、マシも

また空想を表示することは既に上卷（第一三五頁）に述べた通りである。

**ねむとしりせば**　第二句の反誦で、特に此句に重きを置いたのであらう。

〔大意〕丹比野に寢ようと知つたら、立薦でも持つて來ようものを

歌によれば天皇は丹比野に一宿せられたものと見ねばならぬが、前後の事情から考へても有り得ぬことのやうに思はれる。上記の如く此地は難波の都を距ること遠からず、且街路の衝にあたり、追手のかゝる虞があるから、一刻を爭うて落ち延びることを必要とした筈であるが、假に此處を陣地として味方の部衆の追ひつくのを待つて防戰する方略であつたとしても、――其は文の趣とは相違するけれども――先づ此地居住の瑞齒別皇子の向背を確め、異心なしとすれば其宮邸に臨幸せらるべきで、萬一仲皇子に黨する疑があれば、駐蹕は頗る無謀である。いづれにしても此歌に現はれたやうな場面（シーン）は想像し得られぬことで、或は詩的空想を詠出せられたものと曲解するものがあるかも知れぬが、此危急存亡の秋に吟懷

に耽けられるやうな餘裕があつたとは思はれず、若し折にふれての感想を卽吟せられたものとすれば、今少し緊張した氣分が歌詞又は歌調にあらはれた筈であるから、此は御製ではなく、他の場合に他の人が詠じた歌がこゝに附會せられたものと斷定せざるを得ぬ。此見地を以てすれば次の歌もよく會得せられる。

波邇賦坂から難波宮を望見せられた所が、尙火光が炳く見えたので詠まれた大御歌

〔記〕波邇布邪迦　和賀多知美禮婆　迦藝漏肥能　毛由流伊弊牟良　都麻賀伊弊能阿多理

**はにふざか**　仁賢天皇の御陵を埴生坂本陵と稱する所を見ると〔紀〕、此坂は今の南河內郡埴生村大字野々上附近に存したのであらう。丹比の東境である。

**わがたちみれば**　埴生坂に我が立見れば　といふ意。

**かぎろひの**　從來の釋者は前文に拘はれて炫(カガヤ)ク火の義とし、難波の火災をいふものと說いて居るが、此語には其やうな意味はない。カギロもカガヤと同じくカガ（赫々）から出たのであるが、カガヤが原義を存して居るに反し、カギロはカゲルの轉呼で、カガから分化したカゲ（影）より派生せられ、ロ（ル）も名詞語尾ヤ（ラ）とは異り、助動詞アルの變形であるから、語義に相違が生じた。カゲの本義は光線で、ヒカゲ（晷）、ツキカゲ（月影）、カゲトモ（光面卽ち山陽）の如くも用ひられ、之にル（ロ）を添付することによつて光がさす卽ち照射といふ意になるが、カガヤクをカゲルといふことはなく、カガヨ姫とカグヤ姫とは同義であるが、之をカギ（ゲ）ヤ姫と稱へることはない。されば之にヒ（日）を連ねたカギロヒは照射する太陽を意味し、人麿朝臣も旭日を見て「東(ヒムガシ)の野にカギロヒの立つ見えて」と詠じたので〔萬一〕、轉じて春日野邊に立ち騰る陽炎（遊絲）をもカギロ（ル）ヒ又はカゲロフと稱へるやうになつた。萬葉集に香切(カギル)火之燎(モユル)流荒野〔卷二〕、蜻火(カギルヒ)之燎(モユル)留春部〔卷十〕とあるのは之をいふのである。照射する火といふ意を以てカギロヒともいへぬことはないが、夜間難波の大火を直徑約三里を距てた埴生坂から展望したとすれば、北西方の空が赤々と見えるだけ

で、カゲ（光線）のさすやうな感じは得られなかつた筈である。其故にカギロヒは陽炎をいふものと見るの外はなく、前文を離れて讀めば此意に解しても少しも差支はないのみならず、後述の如く之によつて歌の情趣が味はれるのである。

**もゆるいへむら**　イヘムラは家群卽ち聚落をいひ、陽炎の燃えあがる野邊にある一群の人家を意味する。然るに先學が之を難波の京の群屋と斷定したのは、前句の誤解に因るもので、仲皇子が火を著けたのは大殿とあるのであるから家群（イヘムラ）とはいへず、民家に類燒したものと强辯することが可能であるとしても、其場合には次句のツマを后妃と牽强することが出來なくなる。何となれば仁德天皇の御製によつても明なるが如く、高津宮には後宮が存し（上－二五三頁）、宮人の巷居を必要としなかつたのである。

**つまがいへのあたり**　妻が家の邊といふ意（上－二六八頁參照）。ツマは勿論作者の配偶をいふので、此歌を天皇の御製と盲信して后妃の事とするのは誤りである。天皇は御卽位前羽田の黑媛を娶されたけれども、入嫁せられたのではなく、生家に於て皇子を迎へられたことは傳說の明示する所で、難波に都すると決定した譯でもないのに、諒闇中に慌しく呼び寄

せられたとは思はれず、假に豐明に來會せられて居たものとしても、廷臣等が天皇を御救ひ申上げる際、后妃を顧みなかつた筈がない。其場には居合はされず・京中の民家に宿泊して居られたと考へることは至難である。

〔大意〕埴生坂に立つて見わたすと、陽炎の燃え騰る一群の聚落がある。其は自分の妻の家の邊(らしい)

右の如く論究すると此歌は、埴生坂附近に配偶を有した男性が遙々通うて來る途中、坂の上に立ち、行手の村落を眺望して吟詠したものとすべきで、うらうらと暖い春の日に今夕の歡會を腦中に描いて滿悦に醉うて居る氣もちが十分に現はれて居る。されば履中天皇の御製でないことは勿論、此事件を後人が詠じたものと見ることも不當で、埴生坂を超えて大和に蒙塵せられたといふ傳説にもとづき、後人が此古歌を附會したものとせねばならぬ。紀が之を前の歌と併せて削除したのは其誤を看破したからであらう。

大坂の山の口で行逢うた女人が、此山には兵器を携へたものが充滿して居るから、當麻路を迂廻せられよと教へまゐらせたことを詠まれた大御歌

〔記〕淤富佐迦邇（オホサカニ）　阿布夜袁登賣袁（アフヤヲトメヲ）　美知斗閇婆（ミチトヘバ）　多陀邇波能良受（タダニハノラズ）　當藝麻知袁能流（タギマチヲノル）

〔紀〕於朋佐箇珥（オホサカニ）　阿布夜烏等謎烏（アフヤヲトメヲ）　瀰知度沛婆（ミチトヘバ）　哆駄珥破能邏孺（タダニハノラズ）　哆髻摩知烏能流（タギマチヲノル）

**おほさかに**　オホサカ（大坂）は河內から大和に通ずる坂路をいひ、其東口は北葛城郡に存するが、此は西の山の口のことで、孝德天皇の磯長陵のある大坂、即ち今の南河內郡山田村の或る一地點をいふもの丶やうである。紀によれば天皇の御一行は其より飛鳥山——南河內郡駒ケ谷村大字飛鳥に其名を留めて居るが、必しも其地の山をいふのではあるまい——に分け入つて東の山の口に出ようとせられたが、少女の注意により、引かへして當麻路をとられたのである。

**あふやをとめを**　ヤは間投詞で、逢フ少女といふのであるが、不定時格を以て表現したのは

末句と同じく所謂文章過去である。少女ヲとあるのは仁徳紀の歌の我ヲ問ハス(上一三〇九頁)と同例で、トフ(問)といふ動詞が本初第四格を支配したからである。

**みちとへば**　夜分難波を出發して此邊まで來られたころには、既に夜も明けて居た筈であるから、人目を避ける爲に間道を選んで進行中、道を失うたので、村嬢に東の口に出る徑路を問はれたのであらう。本街道を進行せられたのであるならば、道を問ふ必要もなかつた筈であるから、宣長は道トフを行手の敵情を尋問するといふ意に解したのであるが、語句には少しも其義は現はれて居らぬ。

**ただにはのらず**　タダは直の義、ノルはナル(鳴)から分化した語で、大聲で物いふことを意味するのであるが、轉じて宣又は告の義にも用ひられた。直にも告げずといふのは聞かれた道については率直には返答せず、當麻路を敎へたからである。

**たぎまちをのる**　タギマチは葛城の當麻(今の北葛城郡當麻村)に出る道の謂で、現在の竹内街道がほゞ之に相當するものゝやうである。ノルといふ不定時格を用ひた理由は上記の通りである。

〔大意〕大坂で遇うた少女に道を問うたら、其には答へず、當麻路を告げた
　此も卽吟ではなく、其時少女が御下問の本道を敎へまゐらせず、當麻路を告げたので、危険を御免かれになつたことを奇異に思召して後日詠出せられた大御歌か、然らずば後人が此事實を謠うたものであらう。不定時格を用ひたのも之によるものと思はれる。若し然りとすれば、敵情を報告したとあるのは傳誦者の附說とすべきで、形勢に應じて道を變へられたのは何等不思議のことではない。されぱこそ歌にも少女の功績を賞美する意味は少しも現はれて居らぬのである。

# 二、遠飛鳥宮（允恭朝）紀九首、外に安康紀二首、記十二首

## ○衣通郎姫

允恭天皇が皇后の御妹衣通郎姫を寵愛せられたといふことは、記には傳へられて居らぬが、紀の編者が新資料によつて收錄したものと思はれるから、必しも事實無根ではあるまい。此貴女は皇后の母弟とも記されて居るが、私の研究した所によると、寧ろ異母妹とすべきで（陸―一六八頁）、宣長の考證の如く記に藤原之琴節郎女とあるのが之に當るものゝやうである。衣通といふ名の義及近江の坂田から迎へられた事情については聊か説があるが、他日紀記論究上代篇を續稿する時に之を論することゝし、爰には歌詠と其前文のみについて説明を加へる。但し年紀は餘り重要でもなく、且確實を期し難いから之を省いた。

衣通郎姫は皇居に近い藤原（高市郡鴨公村大字高殿附近）に宮邸を給はつたが、或夕臨幸せられたことを知らず、天皇を戀ひまゐらせて吟詠した歌

〔紀〕和餓勢故餓（ワガセコガ） 句倍枳豫臂奈利（クベキヨヒナリ） 佐瑳餓泥能（ササガニノ） 區茂能於虚奈比（クモノオコナヒ） 虚豫比辭流辭毛（コヨヒシルシモ）

**わがせこが**　セコは男子に對する稱呼セ（上一二九頁）に愛稱コを添へたものであるが、ワガ（我）を冠することによつて、ワギモコ（我妹子）が妻の意となると同樣に（上一三〇三頁）、多くは夫を呼ぶに用ひられる。此場合のセには夫の字を當てるのが最も適切であるが、妋といふ新字も作られた。

**くべきよひなり**　カ（日）フ（經）即ち晝に對して夜間をヨフ（夜經）といひ、音便によりユフともヨヒとも稱へ、後世初夜の意と了解せられるやうになつたが、此場合は尙原義を以て用ひられたのである。來ベキは當然來ルといふ意であるが、敬語を用ひてないのは疑とすべきで、縱ひ御前にあらずとも妃嬪が天皇に對して用ひる辭づかひではない。

**ささがにの**　此サは些細を意味する原語で、之を重ねることによつて其意を強め、細小を表現する。ササ蟹ノとあるノは比況助語で、「のやうな」といふに同じい。

**くものおこなひ**　クモは和名抄に蜘蛛の訓にあてられ、朝鮮語でも亦검의(コムウイ)(又は거믜(コムイ))といふが、語原を明にせぬ。若し韓語を原(モト)とするならば、或は검(コム)(黒)이(イ)(虱)の意であるかも知れぬ。詩の蟏蛸在戸の陸疏に長脚(足高蜘蛛)を荊州河内の人は喜母といふとあるが、それは此蟲が衣服につくと親しい客が來るといふ俗信によつて命名したと說明せられて居るのであるから、日韓兩國語が南方支那の此一方言を採用したものと了解することは困難である。オコナヒはウゴク(動)の語幹ウコと同原のオコに活用語尾ナヒを連ねたもので、行爲の意なることは言ふまでもないが、蜘蛛の如何なる所作が待人の來る兆であるかは明示せられて居らぬ。其故に或は右に引いた荊州の俗を證として漢土の故事によるものとし、或は之を非として佐瑳餓泥はササガ峯(ネ)といふ山名、クモノオコナヒは雲乃於支天也と釋したものもあるが〔私記〕〔言別〕、いづれも承服の出來ぬことで、私は蜘蛛が網を張つて他の昆虫を待ち捕ることの譬喩と信ずるのである。古今集序の註にクモノフルマヒとあるのは、此語意を解し得なかつた後人の誤傳であらう。

**こよひしるしも**　コヨヒは此夜間(コヨヒ)(今宵)の意。シルシは知(シル)の形容詞形で、顯著なることをい

ふのである。

〔大意〕我夫子が來ねばならぬ夜である。小さい蟹のやうな蜘蛛の行爲（網を張ること）が今宵は特に顯著である

天皇は此歌を感賞したまひ、次のやうに謠はれた

〔紀〕佐瑳羅餓多　邇之枳能臂毛弘　等枳舍氣帝　阿麻哆絆泥受迹　多儴比等用能未

さゝらがた　ササラのラは接尾語であるから、單にササ（笹）といふに同じく、笹型の意を以て次句ニシキの紋様を表示したのである。

にしきのひもを　ニシキは虹絹を意味し、色綵の絢爛たることを虹に況へたので、キヌを略してキとすることはカヒキ（甲斐絹）、ツムギ（紡絹卽ち紬）の例がある。ヒモ（紐）の原義はヒメ（秘）ヲ（緒）で、物の露出を防ぐ緒を意味し、就中衣服をかき合はせる爲に取りつけた緒をいふに用ひられたから、紐（結也）の字を充てたのであるが、意を押しひろめて細索を

總稱するやうになつたのである。上代の衣は衽(オクミ)がなく、襟(エリ)が完備して居なかつたから、胸の邊にヒモを取りつけて結び合はせたので、仁德天皇の命を受けて筒木宮に使した口子臣も、紅紐の青摺衣を著けて居たとあり(上—二六九頁)、表面にあらはれるものであるから、鮮麗なる材料を選んだらしく、萬葉集第十一卷の古歌にも「狛(コマ)錦紐の片(カタヘ)」と詠まれて居る。男女共に之を取附けたのであるが、此は大御衣(オホミソ)の紐をいふものと解すべきである。

**ときさけて** 解キ放(サ)ケテといふ意。同衾の爲には勿論脫衣を必要とするから、紐をトクといへば肌を許すと同義と了解せられるやうになつた。——但し之を下裳の紐とするのは俗解である——此意味から萬葉集時代には、配偶者以外のものに紐を解かせてはならぬといふ制禁が起り(餘り勵行せられなかつたやうではあるが)、屢〻歌にも詠まれて居るが、此は辭句通りに了解すべきである。

**あまたはねずと** アマタはアマリ(餘)、アマネク(普)等の語幹アマに接尾語タを連ねたもので、——エ(枝)をエダといふと同例——數多を意味する。寢ズトのトはテに通じ(上—一〇二頁)、多くは寢ズテといふのである。然るに此ト(迹)を不可解として、賢しらに適と改め

たものがあり〔釋紀〕、近世の學匠も之に從うて說を立てゝ居るが、ズ（打消）の分詞にズニといふ形はなく（要錄九八〇頁）、ズテをズシテ又はズニといふのは後代語法である。之を察し得なかつた爲に釋紀以下歌意を誤解して居る。

**ただひとよのみ**　唯一夜而已といふ意。ノミといふ語分子は此歌を以て初見とするが、原義を詳にせぬ。來目歌に撃タムノミの意を以て撃チテシヤマムといふ表現を用ひて居る所を見ると、第二次生若くは外來語ではないかと思はれる。

〔大意〕　笹型の錦の紐を解き放つて、數多（夜）は寢ずして唯一夜ばかり（であることよ）

翌朝井の側の櫻の華を見そなはして詠まれた大御歌

〔紀〕波那具波辭（ハナグハシ）　佐區羅能梅涅（サクラノメデ）　許等梅涅麼（コトメデバ）　波椰區波梅涅孺（ハヤクハメデズ）　和我梅豆留古羅（ワガメヅルコラ）

**はなぐはし**　クハシは精妙の意で、カグハシの如くも用ひられる（上一一八六頁）。

**さくらのめで** 櫻の芽出卽ち發芽の意。紀の前文に見ニ井傍櫻華ーとあるに抵觸する嫌があるので、觀賞の意のメデ(愛)と解したものもあるが、其は他動詞であるから櫻ノ。メデといふことは許されず、守部說のやうに此ノを「のやうに」の意(卽ち副詞的表示)とすれば、後續語は述語なることを要し、メデといふ名詞形は用ひられぬ筈であるから、此メデ(芽出)は開花と同時に新葉の芽ぐんで居ることを云ふものとせねばならぬ。山櫻のやうに花よりも先に葉が出るものすらあるのであるから、嫩葉に言及したとしても少しも怪しむに足らぬのである。

**ことめでば** 此コトは「事」「如」の意のコトとは全く語原を異にし、顯著を意味するカ(ケ)の派生語で、殊(特)の義もあるが、コトクニ(異邦)、コトヒト(別人)の如くも用ひられるから、此も花の芽に對して嫩葉を異(別)芽といひ、「コト芽が出るならば」といふ意と了解すべきである。——コトを「如」の義として「此やうに賞(メデ)るならば」といふ意とするのは誤りで、少くとも「如(ゴト)」を句頭に用ひた例はない。

**はやくはめでず** 此メデは「芽出」に「愛」(賞)をいひかけたので、第二句のメデ以下は早クハ

賞（愛）デズといはんが爲の序と見るべきである。メヅの目的は表面は花グハシキ櫻であるが、勿論衣通郎姫に況へられたので、メデズと言切つてあるけれども、早クハ。とある語勢上、メデズテ。（遺憾である）といふ意が含まれるのである。

**わがめづるこら**　我が愛ヅル子（女子）といふ意で、ラは語勢を強める爲に添加せられた虚（エキスプレ）辭（チーヴ）である。此は仁徳天皇の御製（上―二八七頁）及後掲の輕太子の御歌に「言をこそ……といはめ」といふ句を用ひて眞意のある所を自白したのと軌を一にするもので、上代話術の一様式に屬し、今のなぞなぞに其面影を殘して居る。

〔大意〕花の美しい櫻を、否我愛する女子を、早くは寵せずして（口惜しい）

此はメデといふ語を四回重ねて、其兩義を綾にかけて用ひたのであるが、第二句の一半及第三句が序であるといふことに氣づかなかつた先學は甚しく說きなやんだものゝやうである。皇后が之を聞かれて大に恨まれたといふのはさも有るべきことで、衣通郎姫も皇后を憚つて皇居から遠からんことを願ひ出で、河内の茅

渟(後の和泉國)に移されたとある。

茅渟宮行幸を迎へて衣通郎姫の詠じた歌

〔紀〕等虚辭陪邇(トコシヘニ) 枳弥母阿閇椰毛(キミモアヘヤモ) 異舍儺等利(イサナトリ) 宇弥能波摩毛能(ウミノハマモノ) 余留等枳等枳弘(ヨルトキトキヲ)

**とこしへに**　常ニといふ意であるが、構成上からいふとトコシヘといふ名詞形に助語ニを連ねて副詞としたもので、トコシヘはトコ、シ、ヘの三語分子に分拆せられる。トコは國常立尊のトコで、岩盤を意味するから(一一八七頁)、不變の義に轉じたので、之に形容語尾シを添へ、更にイニシヘ。、ムカシヘ。等のヘ(方)を連ねて不變を意味する名詞としたのである。トコシヘニは今では通例恒久の意と了解せられて居るが、此は不斷といふ意味に用ひられたのである。

**きみもあへやも**　下のモは感動詞、アヘヤは反語で(要錄一〇〇六頁)、君も(來リ)逢ハメヤといふに同じく、逢ハズといふ意になるのである。キミは普通の二人稱敬語で、男女(夫妻)

の間にも互に之を用ひ、時としては我ツマの代名詞にもなるから、此歌が衣通郎姫の作に相違なしとすれば、天皇の御事になるのであるが、アヘヤに敬語を省いたことゝいひ、單に君と稱したのは、至尊に對する辭づかひとしては輕々しい感がある。

**いさなとり**　イソナ取りの轉呼で、イソナは磯の菜又は魚を意味するから、海の枕詞として用ひられたので、此は次句海の濱藻にかゝるのである。萬葉集に勇魚又は鯨魚の字をあてたのは、鯨をイサナとも稱へたから假用したもので、同集第二卷〔一五三〕に鯨魚取淡海乃海乎と用ひられた所を見ても、此語が鯨鯢を捕へる意と解せられて居なかつたことが明白である。琵琶湖にクヂラが棲むべき筈はなく、後世の歌人ならばいざ知らず、天智朝時代に枕詞が濫用せられたとも考へられぬ。

**うみのはまもの**　ハマモ(濱藻)は卽ち磯菜である。海藻の意を明示せんが爲にウミ(海)といふ語を冠したのであらう。

**よるときときを**　前二句は序で、濱藻の寄ることを、思慕する人の立寄ル時々にいひかけたのである。上句のキミが天皇をさすものとすれば、ヨリマス卽ち臨幸の意とせねばならぬ

が、此も敬語が省かれて居るのは合點の行かぬことである。ヲはヨに通ずる感動詞とも了解せられるけれども、「時々（であるよ」又は「時々寄りたまへよ」の意と解するよりも、時ナルヲのナルを省いたものとする方がよい。人は常に會ふかのやうに云ふが、時時に過ぎぬものというて嬌怨をもらされたので、後文に皇后が聞かば必ず大に恨むであらうと仰せられたとある事を思ひ合はすべきである。

〔大意〕不斷に夫君が來り會ふのではない。時々訪ね寄られるに過ぎぬものを――

イサナトリ海の濱藻は序で、大意には關係がない。

後文に天皇が之を聞し召して皇后が恨まれるから、此歌は人に語るなと仰せられたので、時人が濱藻を名づけてナノリソモというたとあるのは、ナノリソ（馬尾藻）といふ藻の名號の所由を此に附會したに過ぎず、ナノリソはノリ（海苔）から派成せられた名稱とすべきである。和名抄に莫鳴菜の字をあてゝ奈々利曾と訓し、又神馬藻を奈能里曾としたのは、莫レ鳴、莫レ騎の意を附會したもので、いづれも

一種の語戲である。

右の四首は二三妥當を缺く辭づかひがあるから、或は天皇及衣通郎姫の實詠ではなかつたかも知れぬが、其風趣から見ても卽興詩たることは疑がないから、或る貴人淑女の間に此やうな唱酬が行はれた事實が存したものとせねばならぬ。

○輕　太　子

允恭天皇の皇太子木梨之輕王及其同母妹輕大郎女亦名衣通郎女に關するものとして記には十二首の歌謠をあげて居るが、其中の志良宜（シラギ）歌、宮人振、夷振之上歌及夷振之片下と稱するもの各一首、並に天田振三首は樂曲に屬し、外に讀歌也と斷つた二首も、曲譜を失ひ吟誦のみによつて傳はつた樂府の歌と推定せられるから、石之日賣皇后に關する歌謠と同じく、一連の歌劇（ドラマ）として脚色せられたものであるかも知れぬ（上―二八五頁參照）。史的傳承と認められるのは、「大前小前宿禰

云々」の歌一首のみで、他の二首の如きは此物語とは聊か縁が乏しく、其一は萬葉集〔二卷〕には山上憶良臣の類聚歌林により、磐姫皇后の御歌として掲載せられ、讀歌の一首も亦同集第十三卷に少しく語句をかへて收錄せられて居る。其故に紀の編者は之を踏襲することに躊躇したもの丶やうであるが、尙全然無視することが出來なかつたと見えて、右の十二首中五首を採用し、允恭安康二朝に亙り、便宜の年次に配當した。さりながら紀の編年には、次々に論述するが如く、作爲の跡が歷々たるものがあるから、以下記を宗として說述する。但し同書の記事も亦上記樂曲を主材とし、他に二三の古歌を取あはせて編述したものであるから、史實と見るべからざることは勿論である。

允恭天皇の崩後、天津日嗣と定められて居た木梨之輕太子は、尙未だ位に卽かれぬ間に、輕大郎女と姧通せられた。其時の御歌

〔記〕阿志比紀能（アシヒキノ） 夜麻陀袁豆久理（ヤマダヲツクリ） 夜麻陀加美（ヤマダカミ） 斯多備袁和志勢（シタビヲワシセ） 志多杼比爾（シタドヒニ） 和賀（ワガ）

登布伊毛袁　斯多那岐爾　和賀那久都麻袁　許存許曾波　夜須久波陀布禮

〔紀〕阿資臂紀能　椰摩娜烏菟絢利　椰摩娜箇弥　斯哆媚烏和之勢　志哆那企貳　和餓儺句菟摩　箇哆儺企貳　和餓儺句菟摩　去鐏去曾　椰主區泮娜布例

輕太子の冠稱木梨はキ（子）ナシ（無）にあてた假字で、此皇子に後胤のないことを悲しんで時人が負はせた名號と思はれる。カル（輕）は皇居飛鳥を距ること遠からぬ地で、恐らくは母后に賜はつた湯沐の邑であつたので長皇子が相續せられ、皇女も亦此地に邸宅を有せられたから、共に輕を以て呼稱せられたのであらう。紀が此事件を御父天皇の治世第二十三年に發生したものとしたのは、其より約二十年後の崩御の年には、皇子皇女共に既に高齡で情痴に狂はれるが如きことは有り得ぬと考へた爲であらうが、紀の編年は建國篇中に屢ゝ論じたやうに、頗る信ずべからざるもので、此朝に於ても故意に延伸せられた形跡が顯著であるから、縱ひ諒闇中の出來事にあらずとするも、其際暴露したものとすべきで、其よりも

十八年前(紀の編年)に解決濟であつたとは考へられぬ。歌詞も亦上掲の如く若干の相違があるが、其は紀の編者が添削したものではなく、異傳が存したものと見るべきである。

**あしひきの** 山、野、丘等の枕詞。語義については定說がないが、私はアソビ(遊)キ(處)の轉呼と推定する。近代語の遊山と同樣の意味から之を冠するやうになつたのであらう。

**やまだをつくり** 山田ヲ作リ

**やまだかみ** 山高ミ卽ち山を高しとしてといふ意。

**したびをわしせ** ハシル又はワシル(走)の語幹に使動語尾セを連ねてワシセとしたので、後代語のワシラセ(令走)に相當する。シタビはシタ(下)とヒ(水)との二語より成り、下行く水卽ち地下水をいふのであるが、之を通ずる爲に楲を設けることが多かつたので、其謂にも轉用せられ、シタを略して單にヒともいひ、カケヒ(筧)及トヒ(承霤)といふ語をも派成し、通木の會意字として樋とも書くやうになつた。さりながら此は原義によつて用ひられたので、走ら(ワシ)せたのは樋ではなく、地下水其ものである。山田が高地に在つて溪流を引く

ことが出來ぬから、地下水を求めて之を導いたものと了解せねばならぬ。以上四句は序であると同時に想の達したことをほのめかしたのである。

**したどひに**（したなきに）　此シタ（下）はシヌビ（忍）の意に用ひられたので、――シヌビの原義も亦下延（シタノビ）である――トヒは本來ト（音）の活用形であるから、忍びて音信することをシタドヒと云うたのである。シタナキは忍び泣くことであるが、ナキの原義は音を立てるといふことであるから（上―九頁）、こゝではシタドヒの同義語として用ひられたのであるかも知れぬ。

**わがとふいもを**（わがなくつま）　我が音信スル妹については疑義がないが、我がナク妻はナクの語義を上記のやうに解釋せぬと意が通ぜぬ。涕泣を意味するナクは上古自他兩用で、音ヲナクの如くも用ひられたけれども、少くとも妻ヲ泣クと用ひた例は見えぬ。但し句尾のヲは感動詞ヨに通ずるものと了解すべきで、末句のハダフレの目的を表示したのではない。其故に紀の傳には之を省いて居るのであるが、此場合には之あるを可とするのみならず、七音句とする方が口調がよい。

**したなきに**（かたなきに）　カタナキは獨泣の意とも解せられるが、尙準接頭語としてカタを冠したものと見るべきで（上一二五一頁）、ナキは上記の如く音づれ又は呼ばひの意と解する方がよい。

**わがなくつまを**（わがなくつま）　此句も亦助語ヲを必要とする。

**こそこそは**（こそこそ）　コソはキソ（昨）の轉呼で、昨年の義に用ひる場合には今もコゾといふ。キは過去助動詞の原語であるから、昨日をキノ日（キノフ）ともいふので、ソはアス（明日）、アサ（旦）のス、サと同じく、頃間を意味する原語サの轉化であらう。——宣長は許存を許布、去𣿅を去𣿅の誤記としてコフと訓み、此日の意としたが、ケフは上記の如く此日の謂ではないのみならず（第一二頁）、今日といへば尙肉交に及ばず、其夜を期せられたものとせねばならぬから、ツマと呼ぶことも早計であり、次句の時格も之に相當せぬ。

**やすくはだふれ**——紀に津娜布例とある津は波の誤記であらう——（心）易ク肌（ヲ）觸レ（タ）といふ意。フレ（觸）は今では下二段活動詞であるが、古は四段に活用したと見えて、磯ニ觸り〔萬二〇〕の如く用ひた例があり、フレは其已然形なるが故に、至今格を表示したので

ある（上一八頁）。宣長が上句コソ（昨）コソを今日コソと解したのは此時格の存在に氣がつかなかつたからであらう。

〔大意〕忍び忍びにとひ音づれた妹と昨日こそは（心）易く肌を觸れた

記には此を志良宜歌也と注して居る。宜がギの假字なることは宇維宜といふ語の例によつても明で（上一二〇七頁）、新羅歌の意なることは云ふまでもないが、歌其ものは短長二句五聯より成り、終末の長句を缺いて居るけれども、純然たるヤマト歌調であるから、シラギ歌と稱へられたとすれば樂曲によるものであらう。之をシラゲ歌とよみ、尻上の義なりとするものもあるが、神樂に尻擧とあるのは謠ひ方の稱呼で、樂曲そのもの丶名ではなく、何れの歌でも後（シリ）をあげることは自由であるから、特に尻擧歌と稱するものは有り得ぬ。

又歌曰

〔記〕佐佐波爾　宇都夜阿良禮能　多志陀志爾　韋泥弖牟能知波　比登波加由登母　宇流波斯登　佐泥斯佐泥弖婆　加理許母能　美陀禮婆美陀禮　佐泥斯佐泥弖婆

**ささはに**　笹葉ニ

**うつやあられの**　ヤは間投詞で、打ツ霰ノといふ意である。以上は次句タシダシにかゝる序である。

**たしだしに**　タシはタリ（足）の語幹タの形容詞形で、之を重ねると「滿足」といふ意になるのであるが、――タシカ（慥）の義とするのは誤りで、此語の語根はシカ（然）であるから、今も接頭語タを省いてシカ（確）トの如く用ひられるのである――此は霰が笹葉をうつ音にいひかけたので、今も此やうな場合にはドシドシといふ副詞を用ひる。

**ゐねてむのちは**　ヰネは率寢の義で、女性を率ゐて寢ること、卽ち同衾を意味するから、ヰネテムノチハは既に情を通じたらむ後はといふ意になるのである。

**ひとはかゆとも**　ハカユはハカル（謀）の轉呼で、ハカリの原義については斷言を憚るけれども、計測又は忖度の意の外に神議議賜（大祓祝詞）の如くも用ひられるから、此は論議の謂

と解すべきであらう。之を人ニ議ラユのニとラとを省いたものとする說もあるが（記傳）（言別）、特に受動詞的表現を用ひねばならぬ場合ではなく、又其やうな省略も許されぬのである。——宣長が人知レズといふ語形態を以て例としたのは筋違ひで、知レは聞コエと同じく知リから分化した一動詞の原形なるが故に、口語でも知レルと用ひられ、知リの活用形態なる知ラレルと同一視すべきものではない。——以上五句は一聯をなし、次の五句一聯と對立する。奇數句より成立する二聯對立は夷振の特色で（上—四九頁）、後揭の「大君を島にはふらば」といふ歌も之に屬する。

**うるはしと**　ウルハシはウラ（歡喜）とハシ（好）との二語より成り（上—一一五頁）、嬉シ好モシといふ意であるから、句尾のトはトシテ又はト思ヒテと解すべきである。契沖以降ウルハシを「愛」の意の準名詞と見て、トを「與」の義と解して居るが、其證として引いた高佐士野の御製（上—八三頁）エヲシマカムのエは本來體言であるから例にはならず、東歌のカナシキガ（ヲ）は連體形で、之に相當する古形はカナシではなく、カナシケであるから、若し之と用法を同じうするものとせば、此もウルハシケトであらねばならぬ。

**さねしさねては**　サは接頭語であるから、寢シ寢テバといふと意に於て大差はない。原文の婆の字を濁音符とすれば、テバと訓まねばならず、完了の假設條件とすべきで、ナバと同一効力を有するのであるが、述語のミダレと呼應せぬから、淸音假字に代用したものとして、――極めて稀ではあるが、尙八千矛神の歌にアリカヨハセを阿理迦用婆勢とし、速總別王の歌にもイモトノボレバを伊毛登能煩禮波と表記した例があり、波と婆とは通用せられたのである。其はハとバとが本來同一助語なるが故であらう――寢テハと訓み、現在完了分詞に助語ハを連ねたものと解すべきで、現代語の寢テハ(ワと發音する)と同一用法と思はれる。

**かりこもの**　苅菰のやうにといふ意で、ミダレの比況的枕詞である。コモは和名抄に菰一名蔣の訓にあてゝ居るが、着裳(コモ)の意から其材料の名に轉用せられたので、水邊に生ずる或種の宿根草をいひ、之を刈り乾して用ひたのである。ミダレにかゝるのは其乾燥中の狀態に因るものであらう。萬葉集〔卷一三〕には心モシヌの枕詞とした例がある。

**みだれはみだれ**　此句の婆もまたハの假字で、强意の爲に挿入せられたに過ぎず、ミダレミ

ダレ又は亂レ＝亂レといふと同意である。ミダレは四段活用の自動詞ミダリの已然形であるから、上掲の易ク肌フレと同じく、至今格表示に用ひられたものとすべきで、現代語に直せば亂レ＝亂レタとなるのである。然るに厚顏抄以來之を亂レバ亂レ（ヨ）の意と解して居るが、若し然りとすれば上半は亂れるならばといふ意であらねばならぬから、古言ではミダラバといふた筈である。加之サネシサネテハを契沖說の如く寢ダ＝寢タラバの意と解するにしても、――助語シにはダ＝の意はないけれども――假設條件が重複し、文脈が支離滅裂になる。之に反して上記の如く釋明すると歌意は極めて明白で、易ク肌觸レテ寢ネ寢ネテハ自分（輕太子）の思慕の情が益々募り、心中が亂レ＝亂レタといふことゝ了解せられるのである。ミダリはオドロ、オドロシク、シドロモドロ（古今）等の語根ドロから出た語で、蓬々たる狀態を現出することを意味し、自他兩用であつたのであるが、後世ミダレといふ下二段活自動詞が分岐した結果、兩者を混同するものを生じたのである。

**さねしさねては**　上句の反誦であるが、第一聯と對立させる爲に、特に一句を加へたのである。宣長がウルハシト以下を別首の短歌としたのは云ふまでもなく誤解である。

〔大意〕滿足に同衾した後は人が非議しても（かまはぬ）〔第一齣〕。嬉しく寢に寢ては（又思ひが慕り心中が）亂れに亂れた〔第二齣〕

右の如く此歌、就中第二齣は極めて難解であるので、厚顏抄以下殆ど每句を誤釋して居るのである。記の撰錄者も或は之を正解し得なかつた爲に、淸音符波を用ふべき場合に濁音假字婆を充當したのであるかも知れず、紀の編者が此一首を排除したのも、之を不可解としたからではないかとも考へられる。さりながら上代語法によつて嚴密に檢討すると、上述のやうに千三百年來の疑問も氷釋するのである。此一首は夷振之上歌也とあり、句法によつても夷振調なることは明白であるが、上歌としたのは次の片下（カタオロシ）に對する區別で、恐らくは樂調によつて名を得たのであらう。

此事の爲に上下の信望が御弟穴穗王子（安康天皇）に歸したので、——紀に

は行暴虐淫于婦女した爲とある――輕太子は身邊危險なりとして、大前小前宿禰の邸に投じて兵備を治め、弟皇子も亦之に應じて兵を起し、其邸宅を包圍せられた。其時大氷雨が降つて來たので、門前から高唱せられた御歌

〔記〕意富麻幣（オホマヘ）袁麻幣須久泥賀（ヲマヘスクネガ）加那斗加宜（カナトカゲ）加久余理許泥（カクヨリコネ）阿米多知夜米牟（アメタチヤメム）

〔紀〕於明摩幣（オホマヘ）烏摩幣輸區泥餓（ヲマヘスクネガ）訶那杜加礙（カナトカゲ）訶區多智豫羅泥（カクタチヨラネ）阿梅多知夜梅牟（アメタチヤメム）

おほまへ

をまへすくねが　大前小前宿禰は記には一人の名であるかのやうに記述せられて居るが、舊事本紀物部系譜には兄弟二人に分ち、大前は氷連の祖、小前は田部連の祖とあり、紀には履中朝に既に大前宿禰の名を揭げ、此歌の前後の文にも單に大前宿禰とし、姓氏錄には小前宿禰の裔のみが擧げられて居る所を見ると、別人たることは疑なく、輕太子を支持したのは大前であつたのであらう。然るに歌詞に大マヘ小マヘ宿禰とあるのは、マヘ（前）が同

世代の人物部菟代(後)宿禰〔雄略紀〕に對し、其居住地の前後によつて負はせた名で、兄弟二人を區別する爲に大小を冠したけれども、普通には兩者いづれをもマへの宿禰と稱したからで、第二句のヲマへは反誦であるから、大マへ大マへ宿禰といふべきを、大寒ム小寒ムなどいふと同じく、口調の爲に大小に分けたのであらう。記の文に大前小前宿禰とあるのは歌詞に釣り込まれたものとせねばならぬ。此句は主格表示で、命令法にあつては主語を略するのが例であるが、此は受命者を明示する爲に、特に大前(小前)宿禰が……カク寄リ來ネといふ形式を用ひたものとすべく、口語でも君ガ行ケといふことがあるのである。然るに從來此句をカナトの限定と見なした爲に、甚しく說き惱んだものゝやうである。

**かなとかげ**　カナトは日之門(カナト)卽ち日光の入口といふ意で、カドは其連濁である。トはあらゆる門孔を意味し、家屋に在つてもマト(窓)といふ名もあるから、其最も大なるものを表示する爲に、特にカナトと稱したものと思はれる。此カナを金の義とし、金屬製の門の謂とするのは、上代文化の眞相を解せざるものといふべきで、當時は金屬材の供給が其ほど豐富であつた筈はなく、東歌のカナト田を金門前の田と解することは至難である。されば此

カナトカゲも單に門の蔭の意と會得すべきである。

**かくよりこね**（かくたちよらね）　カクヨリコネは斯う寄り來れよといふ意。門前の穴穗皇子が大前宿禰に諭告せんが爲に門の蔭即ち內側まで來いと命ぜられたので、門內の兵士が之を主人に傳へたことは勿論である。紀にカクタチヨラネとあるのも、同じく立寄レカシの謂であるが、タチといふ語が重複する嫌があるから、記の所傳を可とする。

**あめたちやめむ**　折からの氷雨にことよせて箭の雨を斷チ止メムといはれたので、意義は極めて明白である。然るに宣長等はヤメムを雨休みしようといふ意に說いて居るが、ヤメにはヤミ（止）の他動詞といふ以外に意味はない。

〔大意〕大前（小前）宿禰は門の內側まで寄り來れ。（然らば）箭の雨をやめてやらう

之を聞いて大前宿禰は次のやうに謠ひながら出て來た

〔記〕美夜比登能　阿由比能古須受　淤知爾岐登　美夜比登登余牟　佐斗毗登母由米

〔紀〕渉椰比等能阿由臂能古輸孺於智耳岐等渉椰比等等豫牟佐杜弭等茂由梅

**みやひとの**　此ミヤヒト（宮人）は神の宮人即ち神主又は神部（禰宜）をいふので、之を宮廷の人と解するのは大なる誤りである。

**あゆひのこすず**　アユヒは脚結の意で、本初はタマキ（手纏）及ヒヂマキ（釧）と同様に、四肢の露出部の裝飾として纖維類を卷附けたのであるが、長裳長袖の出現に伴ひ漸次廢絕し、或は其名を他の品物に轉用した。アユヒも亦裳を縛つて袴に代用する場合（三―二〇頁參照）の紐條をいふに用ひられ、更に轉じて脛巾類の稱呼となつたのであるが、此は宮人のことであるから古裝を施したものと想定せられ、神前の舞踊に際し、諧音を發するやうに脚結に小鈴をつけて居たものと信ずる。但しスズは必しも金屬製のものを意味せず、現在ガラガラと稱へられる鳴ものも亦之に屬したやうである（一―一八八頁）。

**おちにきと**　ニキは過去完了であるから、現代語でいへば落チテシマウタである。

**みやひとどよむ**　淸音符登（等）が川ひられて居るが、ドヨムと訓むべきで、ドは擬聲音トド（鼕々）の約、ヨはヤ（ラ）と同じく、之を名詞化する爲の接尾語であるから（上―四九頁）、其

活用形ドヨムは鳴動の意となり、音の類似によつて動搖の二字をあて、ドヨメクとも用ひられるのである。脚結の小鈴の落ちたのは甚不祥な事であるから、竝み居る神部等が色をかへ、騒めいたといふのである。

**さとびともゆめ**　里人は宮人に對して俗人をいひ、殿前に參集する群衆を意味する。ユメはイミ（忌）と同義の動詞ユミ（齋見）の命令法で、禁戒せよといふ意である。右の如き不祥事が突發したから、群集も亦戒愼を要するといふのであらう。

〔大意〕神職の脚結の小鈴が脫落したので、（竝み居る）社人はざわめく。里人も亦戒愼せよ

此歌は後文に宮人振也とあるが如く神樂歌の一首で、不祥事を豫告する場合に謠はれたものと思はれる。紀には答歌之曰とあるが、應酬の意味は少しも現はれて居らぬから、恐らくは大前宿禰の自作ではあるまい。之を高唱したのは記の後文によれば御兄皇子に兵双を及すことを神が忌みたまふといふ意を諷したものとも

了解せられるけれども、或は邸内に潜んで居られる輕太子に不祥事の近づかんとすることを戒告する爲であつたかも知れぬ。從來の解釋はいづれも甚しく正鵠を失して居る。

協定が成立したので、穴穗王は圍を解いて退却せられ、大前宿禰は太子と共に降參した。紀は上述の如く密通の發覺を十八年前のことゝし、夏六月に御膳の羹汁が凍つたのを神怪として卜占に問ひ、肉親相姧の兆があらはれたので、詮議の結果事實が判明したが、儲君たる太子には罪を加ふることを得ずとして、大娘皇女のみを伊豫に流したとあり、此事件は解決濟とせられて居る。之が爲に諒闇中の事變の因をも他に求めねばならぬやうになり、太子に暴虐の行が多く、婦女に淫せらるゝに因ると說き、包圍後大前宿禰の邸に於て自盡せられたとし、一云流二伊豫國一と注記して居る。從つて以下に揭げる太子と皇女との唱酬も共二首を採

つたのみで、之を允恭天皇二十四年の紀に繋けて居るのであるが、主犯の代りに從犯を罪せられたといふのは合點の行かぬことであり、皇女の配謫の如きは前代未聞であるから、事實と認定することは困難である。此は畢竟年代延伸に累せられたので、允恭天皇の在位年數を二十餘年增加した結果、事件の發生をも繰上げて說かねばならぬやうになり、之によつて生じた破綻を彌縫する爲に、故意の改作を敢てしたものと思はれる。

　捕へらるるに當り、輕太子の御歌——紀には皇女を伊豫に流す時の太子の作とある。

〔記〕阿麻陀牟　加流乃袁登賣　伊多那加婆　比登斯理奴倍志　波佐能夜麻能　波斗能
斯多那岐爾那久

〔紀〕阿摩儾霧　箇留惋等賣　異哆儺介麼　臂等資利奴陪瀰　幡舍能夜摩能　波刀能　資
哆儺企邇奈句

**あまだむ**　アマ（天）タム（廻）の謂で、天を廻翔するといふ意を以てカリ（雁）の轉呼なるカルの枕詞としたのである。

**かるのをとめ**（かるをとめ）　カルは上述のやうに大和の地名であるが、原義はカリと同じく鴨雁類の總稱で、今もカルカモといふ種名が用ひられて居る。恐らくは此地に水禽が來集したので此名を負はせたのであらう。此カルノヲトメは大郎女を意味すること勿論であるから、助語ノの介在を必要とする。紀の所傳の如くカルヲトメとすると、一般に輕の里の少女をいふものと誤解せられる虞がある。いづれにしても此句は呼格と見るべきで、以下は太子御自身のことである。

**いたなかば**　紀に儺介麼とある介もカの假字とすべきである。太ク泣カバといふ意で假設條件である。

**ひとしりぬべし**（べみ）　知りヌベシといへば必然知れ渡るといふ意となり、知りヌベミは知れ渡ると思ひといふことで、孰れにしても意は通ずるが、私は此場合ベミを採る。其はベシと斷定するよりも想像を表示するベミの方が實情に適するからである。

**はさのやまの**　ハサは履中紀にも空中に聲あつて皇妃の薨去を報じ、羽田之汝妹者（ナニモハ）羽狹丹葬（ハサニハフリ）立往（タチヌ）というたとあるから、和名抄の高市郡波多郷に存し（陸—二一九頁）、輕を距ること遠からぬ地點名と思はれるが、語義はハサマ（谷）に同じく峽谷である。上古墓所には此やうな地形が選ばれたと見え、武烈紀なる影媛の歌にも鮪臣（シビ）を奈良のハサマに葬つたかのやうに詠まれて居り、陰慘の地を聯想せしめるから、特に其地の山を指定したのであらう。

**はとの**　鳩のやうにといふ意。三音一句で長句に相當する。此は次々の歌にも例のあることである。

**したなきになく**　シタナキは忍び泣きの意で、ナクの下に感動の意を含ませ、忍び泣きに泣くよといふのである。勿論皇子御自身のことで、皇女に對し希望せられたのではない。之を泣ケの意とするのは大なる誤りで、泣ク（動格）と泣ケ（已然形）とが相通し得るものとすれば、屈折の効力がなくなる。語形態を無視して好む所に從ひ牽强することは、先學も往往陷つた弊竇であるが、此は其最なるもので、第二句の誤解に因するのである。

〔大意〕輕の少女よ。太く泣くと人に知れ渡るとおもうて、（自分は）忍び泣きに泣

くよ

又歌曰

〔記〕阿麻陀牟　加流袁登賣　志多多邇母　余理泥弖登富禮　加流袁登賣杼母

**あまだむ**　前出。

**かるをとめ**　此は末句のカルヲトメドモと同じく、一般に輕の里の少女を呼稱したので、大郎女のことではない。さればこそ助語ノを挿入して居らぬのである。

**したたにも**　シタタはシタ(下)の疊尾語で、シタシタといふに同じく、忍び忍びにもといふことである。

**よりねてとほれ**　寄リ寢テ通レであるが、此ネテはヰネ(同衾シ)テ又はイヲネ(宿泊シ)テといふ意ではなく、休ミテといふほどの意味に解すべきである。此は幽居の邊を通る輕少女に忍び忍びにでも立寄つて行けといふので、大郎女の消息が聞きたいといふ意が籠つて居ることは勿論である。

**かるをとめども**　第二句の反誦で、ドモは複數表示である。

〔大意〕輕の里の少女（達）よ。忍び忍びにでも立寄り休んで通れ、輕の少女等よ

　太子は遂に伊余の湯（伊豫國溫泉郡）に流されることになつた。其時の御歌

〔記〕阿麻登夫　登理母都加比曾　多豆賀泥能　岐許延牟登岐波　和賀那斗波佐泥

**あまとぶ**　天飛ブの謂で、次句トリの限定的修飾語である。

**とりもつかひそ**　鳥モ使ゾ、即ち鳥も使者の用をなすものであるぞよといふ意。

**たづがねの**　タヅはタとツル（鶴）との約濁。ツルの原義は判明せぬが、鶴科禽鳥の總稱で、マナヅル（眞之鶴）といふ種名のある所を見ると、タダ（凡常）の鶴といふ意を以てタヅと稱したか、或は田に下るから此名を負はせたのであらう。

**きこえむときは**　口語でいへば聞エル時であるが、現實をいふ場合の外は、未來格を用ひるのが文語の法則である。

**わがなとはさね**　トハサネはトヒ（問）の敬語形トハスに希望表示のネを連ねたもので、問ひ

たまへの意であるが、トフは上述のやうにト(音)の活用形であるから、コト(言)トフが發音の義に用ひられると同様に、名トフといへば名を呼ぶことゝ了解せられる。田鶴を使として其鳴く音に思慕の情を託するから、之を聞いたら我名を呼んで應じてくれといふので、宣長の說の如く「吾ガらへを問へ」といふ意ではない。

〔大意〕天を飛ぶ鳥も使であるぞ。田鶴の鳴く音が聞える時は我名を呼びたまへ

以上三首は天田振也とある。アマダはアマド(海人アマヒト)の轉呼で、海人族の曲調なるが故に此名を與へたのであらう。前二首の初句によつてアマダム振と稱ふべきを略したのであるとするのは俗解で、アマトブと詠み起した一首が混じて居るのみならず、高津宮朝にツギネフを初句とした四首の歌があるが、之をツギネフ振ともツギネ振とも稱へたことを聞かぬ。句法はヤマト歌の長歌若くは短歌と變りはないから、之をアマダ振として區別したのは樂曲に特異の點があつた爲とせねばならぬ。

紀は右の三首中第一首を輕皇女配流に際する太子の御作として、後掲のフナアマリの歌の次に掲げ、他の二首を削除した。其は如何なる理由によるものか判明せぬが、萬一此等は史實の說明には必要なきものと認めたか、若くは流謫者を皇女とした改案に抵觸する爲に省いたのであるならば、甚しい杜撰である。既に述べたやうに此等の歌謠は一連の歌話又は歌劇と見るべきもので、太子乃至大郎女の實詠ではあるまいが、尙事實の眞相が明かであつた時代の作品のやうであるから、各首同一價値を有するものとすべきで、其二三のみを任意選擇して史料に供し、他は史詩にあらずとして排斥し得べきものではない。されば此傳說に關する限り、記の所說を可とすべきである。

又歌曰——紀には上述の如く允恭天皇二十四年に詠まれたものとして、「ハサの山」の歌の前に掲げて居る。

〔記〕意富岐美袁　斯麻爾波夫良婆　布那阿麻理　伊賀弊理許牟叙　和賀多多弥由米
許登袁許曾　多多美登伊波米　和賀都麻波由米
〔紀〕於褒企弥烏　志摩珥波夫利　布儺阿摩利　異餓幣利去牟鋤　和餓哆哆瀰由瑧　去
等烏許曾　哆多瀰等異絆梅　和餓兎摩烏由梅

**おほきみを**　紀が之を輕皇女の配流に臨み太子の作られた歌として居る所を見ると、オホキミを皇女のことゝ解したものと思はれるが、女王をもオホギミと稱するやうになつたのは遙に後世のことであるから（上一一二八頁）、此當時皇女（ヒメミコ）に對して此稱呼を用ひたとは考へられぬ。記の傳によれば配流に處せられた太子の御自作とあるから、オホキミも亦御自身のこととすべきで、之を代名詞として用ひたは異例に屬するが、語義通り大なる君、卽ち最高貴人と解するに於ては何等妨はなく、意もよく通ずるのである。

**しまにはぶらば**（はふり）　シマは伊豫洲（島）をいふものと了解せられる。ハフリはハフ（延）から分化した語で、本來放出の意の自動詞であるが、他動にも轉用せられて、放遣又は放

葬の義を生じ、葬送をもハフリと稱へるやうになつた。ハフラバは勿論假設條件で、太子が尚未だ配所に就かれなかつた以前の作なるが故に、豫言的形式を用ひたものと了解せられるが、紀は其事實が發生した時に、當人にあらざる太子が詠嘆せられた歌とした爲に、假設條件を不合理として不定時格（連用法）に改めたのであらう。

**ふなあまり**　フナ（フネ）には舟の外に柩の義もあるから（二一一三五、二三四頁）、島に放遣するならば其地に於て死を選び、魂魄は柩に餘つて歸り來むぞといふ意と了解せられる。海島に流されるのであるから、柩（フネ）に舟をいひかけたことは有り得るが、舟のみの義としては此句意を解くことが困難である。其故に兼方以來釋者區々の說を立てゝ居るのであるが、二（フタ）餘（アマリ）卽ち兩度〔釋紀〕、船荷餘〔抄〕、着岸時の反動〔解〕、乘員過多の意を以て後句につゞけた枕詞〔記傳〕、歸航〔言別〕等の如きは、假に牽强し得たとしても、極めて不自然な表現となり、作者の本旨に背くから、釋者自身も必しも滿足して居たのではあるまい。

**いがへりこむぞ**　イは接頭語で、歸り來ムゾといふ意。歸來するのは皇子の正身（ムザネ）ではなく、其靈魂を意味すること上述の通りである。

**わがたたみゆめ**　ユメは既述の如くイメ（忌）と同語であるから（第三八頁）、禁忌とせよといふ意である。タタミ（疊）を忌メといふのは、上古敷物は其主を代表するものと信ぜられたからで、萬葉集第十五卷の雪連宅滿の旅中病死を悼む歌にも「家人の齋はひ待たねかタタミかも過ちしけむ」とあり、不幸の一因を疊の取扱が惡かつたことに歸して居るのである。これは既に眞淵も指摘したことで〔萬葉考〕、南島民族間にも此信條を保有するものがある。

――以上五句は一聯で、次の三句一聯と對立する。此は屢〻述べたやうに夷振の基調で、下照姫の歌（紀所傳）と同一句法であるが（上―四七頁）、此は殊に仁德天皇が八田皇女に與へられた御製（上―二八七頁）と酷似して居る。宣長が以上五句を以て一首の歌とし、次三句は其餘意を片歌を以て補足したものであると說いたのは不穿鑿といはねばならぬ。

**ことをこそ**　言ヲコソ卽ち口でこそといふ意（上―二八七頁參照）。

**たたみといはめ**　疊といはうがといふ意。

**わがつまは（を）ゆめ**　我妻ヲバ忌メといふ意であるから、紀は助語ハを省いてツマヲとしたのである。我妻が大郎女を意味することは勿論で、自分は配所に於て歿しても靈魂となつ

て大和に歸つて來るから、何人も皇女に指を加へてはならぬといふ意と了解せられる。

〔大意〕最高貴人（たる自分）を島に放遣するならば、（魂魄は）船に餘り、（大和に）歸つて來ようぞ。私の疊を禁忌とせよ。否、口でこそ疊といはうが、私妻をば禁忌とせよ

上述の如く紀に從へば大君を輕皇女とせねばならぬから、釋紀も之を說きなやんで、皇女は配流せられたけれども再び歸り來べきにより、其間皇女との同衾に用ひた疊は人に敷かすな、又他人とも遇うてはならぬと强ク契レ之也と牽强したのであるが、太子の述懷とも皇女に與へられた戒告ともつかず、條理の立たぬ說明である。記に此一首を夷振之片下也としたのは、上述のやうに樂曲の調子によつて與へられた名で（第四七頁）、片下をカタオロシと訓むべきことは、寂蓮法師の歌に「さよふかき貴布禰の山の松風にきねが鼓のかたおろしなる」（夫木集）とあるによつても明である。

以下の四首は紀には全然削除せられて居る。其は史實でないと認定した爲でもあらうが、屢〻述べたやうに配流者を皇女とする改案に抵觸するが故と推察せられる。

皇子の出發に臨み衣通王（輕大郎女）の獻つた歌

〔記〕那都久佐能　阿比泥能波麻能　加岐加比爾　阿斯布麻須那　阿加斯弖杼富禮

**なつくさの**　夏草之アヒネとつゞく理由については、萬葉集〔卷二〕に「ナツクサの思ひ萎えて」と用ひた例により、契沖以下多くは「打靡く」若くは「萎伏す」の縁によるものとして居るが、「靡き寢る」の枕ならば「玉藻なす」又は「沖つ藻の」などの方が適切であり、ナエの約ネなりとするのは眞淵一派の幻視に過ぎぬ。其故に宣長は之を實叙と見ようとしたのであるが〔記傳〕、夏草の生ひ茂るやうな處に蠣貝が累々として居ようとも思はれぬ。案ずるに夏草之はア（畔）一音にかゝる枕詞で、草陰のアラヰの崎〔萬一二〕と同例に屬するもので

あらう。

**あひねのはまの**　契沖說の如くアヒネの濱は地名であらうが、之を伊豫としたのは臆測に過ぎず、大和に在住する一皇女が、遠國の地理に委しく、其一地點の光景を想像に描いたとは、此當時の社會狀態から考へても認定の出來ぬことである。他に所見がないので、地名ではあるまいといふ說もあるが〔記傳〕〔言別〕、假にアヒネに相臚の意義があるとしても、ハマ（濱）の修飾又は限定語とするには不適當であるから、發航地點附近の舊地名とすべきで、恐らくは仁德紀の歌に見えるナラビ濱（上―二四七頁）のことであらう。二砂堆が相並ぶことの故を以てナラビ濱と名づけたものとすれば、之を相寢の濱と呼稱したことも有り得べきである。

**かきかひに**　和名抄に蠣「相著虫殼似レ石也とし、加木と訓して居る所を見ると、岩礁に附着する貝類の總稱で、人體をカク（搔）ことによつて名を得たのであらう。其貝殼は海濱の砂に混じて到る所に存するものである。

**あしふますな**　足フマス勿の謂であるが、アシフムは足にて踏む〔記傳〕といふ意ではなく、

蠣貝が足をフム(蹴)といふことで、東歌にも「苅りばねに足フマシムナ」とあるのである。轉じて現代語の踏ミヌキの意となり、萬葉集第十二卷にも「あさ茅原茅生に足フミ心ぐみ」と用ひた例がある。

**あかしてとほれ**　杼富禮と表記せられて居るが、通レの意なることは明白であるから、杼は清音假字と見ねばならぬ。アカシはアキ(開)の使動詞形で、他動詞アケと同一效力を有するから、宣長說の如く道をアケテ通レといふことであらう。守部は「流人の身にては人にも掃はせらるべきにあらず」として非難したが〔言別〕、此は足先でも出來る藝當で、必しも他人の手を煩はすに及ばぬ。夜を明カシテといふ意とする說〔抄〕も承服の出來ぬことで、遁亡奪掠の虞のないでもない罪人の船を出すに殊更に夜間を選んだとは考へられず、假に太子とは沒交渉の古歌と見なすとしても、夜間の光景を詠じたものと解することは困難である。其場合には初句に尙一工夫を要した筈で、「夜を深み」等とすれば、「相寢の濱」にも一層よく利くやうに思はれる。

〔大意〕相寢の濱の蠣貝に蹈ぬきなさるな。(道を)開けて通れ(よ)

尙思慕に堪へずして後から追ひ往く時の歌

〔記〕岐美賀由岐　氣那賀久那理奴　夜麻多豆能　牟加閇袁由加牟　麻都爾波麻多士

**きみがゆき**　ユキは準名詞として用ひられたものと解すべきで、萬葉集にも吾行者〔卷三〕、和我由伎乃〔卷二〇〕、君之往〔卷一九〕の如き用例がある。此形は次句に接續させる爲にも用ひるが、其ならば此場合には君ユキテといふを至當とする。

**けながくなりぬ**　ケは接頭語で、長クナリヌといふことである。此ケは顯著の意のカの轉音で、ケ爽カといふ例もある。――之をキ（來）へ（經）の約とすることは音韻變化通則上許されぬ。

**やまたづの**　此云二山多豆一者是今造木者也と分註してある。造木は宣長說の如く建木の誤寫と思はれるが、和名抄の鐇（多都岐）、儀式帳の立削又は立義鋒を意味し、枕詞として用ひられたものなりとする說〔冠辭考〕〔記傳〕〔言別〕は、其がムカヘ（迎）にかゝる理由の何たるを問はず誤解とすべきで、タヅキは道案内の爲に建てた木をいふものゝやうである。さりなが

ら建木の字義によつてタヅキと名づけたのではなく、タヅはタヅネ（尋）の語幹で、――韓語차즐（チャツル）（尋）も同原から出たのであらう――キ（木）なくとも此意に解せられるので、山タヅとも稱へ、タドリ（辿）といふ語をも派成したのである。古今集に「をちこちのタヅキも知らぬ山中におぼつかなくもよぶこ鳥かな」とあるタヅキも之をいひ、手引となるが故に便（タヨリ）といふ意を以てムカヘ（迎）とつゞけたのである。萬葉集第六卷にも山多頭ノ迎參出ムと用ひた例がある。

**むかへをゆかむ**　迎へ行カムといふ意。ヲは間投詞的に挿入せられたので、見ツツヲ居ラム、見テヲ偲バムの如く古い語法である。ムカヘはムカヒ（向）の他動詞形であるが、原義には變りがないから、ムカヘ行クは行キ迎フと大差はなく、唯其目的が場所ではなく或者であることを表示する。未來格を用ひたのは一種の意嚮法である。

**まつにはまたじ**　ハは强意の爲に挿入せられた助語で、マツニマツは待チニ待ツといふに同じく、上のマツ（マチ）を副詞形とする爲にニを添付したのである。されば語勢は大に强められて居るが、單にマツといふと意に於て大差はないから、待ツニハ待タジは斷然待ツマ

イといふことで、ジは打消の意嚮表示として用ひられたのである。

〔大意〕君の行旅は頗る長くなつた。山中の道標（タヅキ）を辿るやうに行つて迎へよう。待ちに待つことはしまい

此歌は上記の如く萬葉集第二卷には、第三句以下を山タヅネ迎ヘカ行カム待チニカ待タムと改め、磐姫皇后の御歌として收錄せられて居る。其傳承も亦深く信ずるに足らぬが、之を衣通王の作とすることに異論があつたのは事實とせねばなるまい。此皇女の伊豫渡航が後記の如く虛構であるとすれば、此やうな歌を詠まれたとは思はれぬ。

皇女が後を追うて來られるのを待ち想はれた太子の御歌

〔記〕許母理久能　波都世能夜麻能　意富袁爾波　波多波理陀弖　佐袁袁爾波　波多波理陀弖　意富袁爾斯　那加佐陀賣流　淤母比豆麻阿波禮　都久由美能　許夜流許夜理

母阿豆佐由美　多弖理多弖理母　能知母登理美流　意母比豆麻阿波禮

**こもりくの**　コモリ(隱)ク(處)ノ(之)はハツセの修飾的枕詞で、之にかゝる理由は次に說く通りである。

**はつせのやまの**　ハツはホ(秀)ツ(出)の轉呼で、フト(太)に通じ、セは川の瀨卽ち水流の急なる部分を意味するから、ハツセと云へば大溪と了解せられ、長谷とも書くのである。此意味を以て大和の磯城郡を流れる河川中の最大なるものに此名を與へ、轉じて其沿岸の地名となり、更に山地にも及ぼしてハツセの山と稱へるやうになつたのである。現時は卷向山に隣する標高五四八米を呼稱して居るが、此歌によれば今の初瀨町附近の丘陵をも含むものゝやうである。コモリク(隱處)を枕詞とするのも其上流が幽邃なる山地にあるからであらう。

**おほをには**　大丘ニハの謂。山の尾といふ意から丘陵をヲと稱へ、之にカ(處)を連ねてヲカ(岡)といふ語をも生じたのである。――峽をヲと訓むのは轉義によるもので、正しくはカヒである。

**はたはりだて**　畑㽬リ立テといふ意。タテは造リタテル、爲タテル、磨キタテルといふが如く、今も工を終へるといふ意味に用ひられるのである。從來幡張建の謂とし、守部は喪葬令の殯斂調度を引證して葬時の幡と解したが、其は「竿」を以て數へられる所を見ても張ルものではなく、大小丘に建て繞らすものとも考へられぬ。

**さをゝには**　サは接頭語で、ヲヲは小丘の義である。

**はたはりだて**　以上六句は序であるが、全然無關係の語句を聯ねたものとも思はれず、次の歌にもハツセ川を序として居るから、皇子又は皇女に多少の緣故があつたのであらう。母后の本貫が初瀨川に近い忍坂であつたことを思ひ合はすべきである。

**おほをにし**　大丘にオホ(凡)をいひかけたので(上一二七七頁參照)、ヲを添へたのは仲音表示の爲か、若くはオホロの轉呼であらう。シはゾに通ずる。

**なかさだめる**　仲(ヲ)定メアルの謂と了解せられる。ナカは中間の義から轉じて或兩者の關係をも意味するので、古今集の序には「男女のナカをも和げ」とあり、今もナカが善い、ナカ違(タガ)ひ、夫婦のナカ等の如く川ひられる。其故にオホに(漠然)仲(ヲ)定メアルと云へば、

關係が判然せぬといふ意になり、太子と大郎女との間には兄妹以上の情誼が存するにしても、尙夫婦と稱するには憚りがあることをいふものと了解せられる。此は七音句であるから、定メアルを定メルと約縮せぬことを可とするのであるが、口吟に於てはア韻が判然と現はれぬから、此やうに表記せられたので、實際はアが介在する含みを以て發音したのであらう。——此一句を不可解として從來區々の說を生じたのであるが、其は寧ろ上句のオホヲに對する認識の不足に因するもので、上述の如く解釋するに於ては、此句も亦外に解きやうはないのである。されば先學の所說を一々批判する必要を認めぬけれども、守部說の如きは極力排斥せねばならぬ。此學匠によればヲは墓の義で、「凡ソに墓を定め」た後、遙々伊豫まで出向はれた皇女の心ざしを可憐なりとする御心もちを詠じたといふのであるが、其證としてあげた東歌のヲロのハツヲ〔三四六八〕を丘等之果墓と解することは不可能で、假に墓をヲと稱へたことが有り得たとしても、凡ソの墓といふ語句は成立せず、更に之を約してオホヲと表現するが如きは國語に於ては許されぬことである。

**おもひづまあはれ**　オモヒヅマは雄略天皇の御製（第七六頁）にも見え、オモヒ（想）といふ動

詞の一形態を名詞的に用ひたのは、我ガ想フ妻を簡約する一手段とも了解し得られるが、此は公然ツマと呼ぶことの出來ぬ意中の愛人を意味したのではあるまいか。萬葉集第十一卷の「奥山の石本(イハ)菅の根ふかくも思ほゆるかも吾念妻者(アガモヒツマヘ)」も同様に解することが出來る。アハレがアア(嗚呼)と同義の感動であるといふことは既に屢〻述べた通りで、「哀」の意ではない。――此歌は兩齣(スタンザ)より成り、以上を以て第一齣の終とすべきことは守部の説の通りである。

**つくゆみの**　ツクユミが弩弓の謂なることは既に上卷(第一四五頁)に述べた。

**こやるこやりも**　コヤリ(コヤル)はコイ(臥伏)の意の自動詞で、他動詞としてはコヤシ(コヤス)といふたのであるが、兩語共に早く廢れて、專らコロビ(自)及コロバシ(他)といふ形を用ひるやうになつた(コロはコヤの轉呼)。ツクユミは伏せて用ひるものであつたからコヤルとつゞけたので、次句の例によればコヤリコヤリとあるべきであるが、上揭の待ツニハ待タジと同様に、音便によつて上のりをルと變化したものと思はれる。さりながら殊更に此句だけを轉呼すべき理由もないから、或は守部説の如く誤記であつたかも知れぬ。

同語を二つ重ねたのは强意の爲で、今も用ひる語法である。

**あづさゆみ**　アヅサ(ユミ)が投箭器の謂で、弓の一種の名稱なることは既述の通りである(上―二二二頁)。

**たてりたてりも**　タテリは立チ在リの約で、コヤリに對立し、同じく强意の爲に之を重ねたのである。アヅサ弓は立てゝ用ひたものと思はれる(上―二二一頁)。

**のちもとりみる**　後(ニ)モ執リ見ルといふ意。執リは弓の緣語で、ミトラシ(御執爲)の形に於ては、其異稱(敬語)とも了解せられるのであるが、此句は見ルに重きを置き、弓は後にも見ることが出來るが、大郎女とは再會の期のないことを嘆息せられたのである。從つて前文に追到之時とあるのは疑とすべきで、次の歌によるも配所で會見せられたものと解することは困難である。

**おもひづまあはれ**

〔大意〕――上六句は序――漠然中らひを定めてある意中の妻は鳴呼(第一齣)。伏せるツク弓、立てるアヅサ弓は後に執り見ることもあらうが、意中の妻は鳴呼

（第二齣）。

又歌曰

〔記〕許母理久能　波都勢能賀波能　加美都勢爾　伊久比袁宇知　斯毛都勢爾　麻久比袁宇知　伊久比爾波　加賀美袁加氣　麻久比爾波　麻多麻袁加氣　麻多麻那須　阿賀母布伊毛　加賀美那須　阿賀母布都麻　阿理登　伊波婆許曾爾　伊幣爾母由加米　久爾袁母斯怒波米

**こもりくの**

**はつせのかはの**　此河は今も初瀬川と呼ばれ、其源を山邊郡の山中に發し、佐保川と合し、他の諸川と共に大和川に會流して居る。

**かみつせに**　上ツ瀬ニ

**いくひをうち**　イクヒは宣長說の如く齋杙の謂で、明鏡をかけて神靈を祀る爲の杙であるか

ら、イ(齋)といふ語を冠したのであらう。

**しもつせに**　下ツ瀬ニ

**まくひをうち**　此杙も亦眞玉をかける爲であるからイクヒといふべきであるが、重複を厭うて敬語ミ(御)に通ずるマを冠したのであらう。

**いくひには**

**かがみをかけ**　鏡を掛けるのは上記のやうに祭神の幣とする爲で、崇神紀の丹波の小兒の律語(上―一〇七頁)に於ても見るが如く、鏡と玉とは古來神幣の主要品とせられたのである。

**まくひには**

**またまをかけ**　タマは寶石には限らず、團塊狀の品物の總稱であるから、珠玉を表示する爲に、特に眞の意のマを接頭したのである。――以上十句は序であるが、恐らくは初瀬に於ては上古こゝに描寫せられたやうな儀禮を以て川祭が行はれたのであらう。

**またまなす**　ナスは屢々述べたやうに比況助語であるから、此句は「珠玉の如き」といふのである。

**あがもふいも**　吾ガ想フ妹の意。六音であるが、吟誦の際には隱れたオの韻が現はれて、七音句と同一價値になるのであらう。

**かがみなす**　「鏡のやうな」といふ意で、玉と同じく美貌に況へたのである。

**あがもふつま**　吾ガ想フ妻

**ありと**　在リト（三音一句）

**いはばこそに**　云ハバコソを一個の體言と見て、之を副詞的に用ひる爲にニを添へたので、記の本岐歌にも同一例がある（上―三一〇頁）。――此二句を合はせて一句と見ることも可能であるが、長句が四句連續する例は絶無であり、さればとて短句に九音を充當したものと見ることも、此場合には聊か困難であるから、後掲萬葉集の類歌にならひ、二句に分割することを可とする。

**いへにもゆかめ**　家にも行かうがといふ意。短句と見なすべきである。

**くにをもしぬばめ**　クニは鄉土を意味し、前句と同じく反接表示であるから、意中の佳人は既に故鄉の家に生存せぬものと了解せられる。

〔大意〕――上十句は序――玉のやうな妹、鏡の如き妻が居るといはゞこそ、家にも歸りもしよう、故郷を偲もしようが(今は其かひがない)

此につゞけて如此歌即共自死と記注せられて居るが、二首の何處にも皇女を待ち迎へた喜は少しも現はれて居らず、之に反して再會の望のないことを嘆息する氣分が溢れて居る所を見ると、若し此二篇が事實輕太子の御作であつたとすれば、大郎女は配所に來會せられず、大和に於て太子に先立たれたものとすべきで、其凶報が御耳に達し、今は生けるかひなしとして自滅せられたのを、記の文のやうに誤傳せられたのではあるまいか。但し此二首も亦實詠ではなく、讀歌也とせられ、樂曲は存在しなかつたやうであるが、尙他の曲名を有する七首と共に、歌劇の一部分を構成するものであつたかも知れぬ。されば萬葉集第十三卷の相聞中にも、次の如く終末語句に小變更を加へて收錄せられて居るのである。

隱り(コモ)くの　はつせの川の　上つ瀨に　い杙をうち　下つせに　ま杙をうち

い杙には　鏡をかけ　まくひには　眞玉をかけ　ま玉なす　我念ふ妹も　鏡なす　我念ふ妹も　ありと　いはゞこそ　國にも　家にも行かめ　誰が故に行かむ

左註に檢二古事記一曰、件歌者木梨之輕太子自死之時所レ作者也とあるのは、勿論編者の記入で、此注もなく、古事記をも讀まぬ人が、此歌を聞いたとしたら、恐らくは家郷を離れた初瀬の里人が、故郷に殘した愛人の死亡又は變心を耳にして哀傷の懷を述べたものと了解するであらう。

歌謠は原形を最よく保存し得る可能性のある傳承であるから、折に觸れての吟詠が如實に傳へられたとせば、其ほど有力確實なる史料はない筈で、縱ひ詠史であるにしても、其事實の記憶が尙新しく、眞相が明であつた時代に作製せられたものならば、尙貴重な參考となるのであるが、其眞贋と作製の年代を鑑別することは至難の業である。本章にあげた十數首の歌謠の如きも本質の不明のものが多

いから、吾人は敢て前文の所説に捉はれることなく、忠實に歌詞を檢討して眞意を察するの外はないのである。

# 三、朝倉宮（雄略朝）紀十一首、記十四首

此朝に入つては記錄も益々完備したので、當時の作と認定せられる歌謠が多くなつたけれども、尙盡く實傳と見なすことは出來ず、現に紀記兩書の間に少からぬ相違があるのであるから、双方に揭載せられた歌に在つては原歌に近いと思はれるものを宗として說述することにした。紀には年次が明記してあるが、縱ひ此御世に於ては甚しい年代延伸が行はれなかつたとしても、尙確實なる根據があつたと信ずることは困難で、適宜配當したものゝやうであるから、之に捉はれることなく、大體揭載順によつて序次し、年紀は一切省略する。

○圓大臣（ツブラノ）

安康天皇を弑した眉輪王は、坂合黒彦皇子に伴はれて、葛城の圓大臣（武内宿禰の曾孫）の邸に竄入した。皇弟大泊瀬皇子（雄略天皇）は犯人の引渡を要求せられたが、圓が之に應ぜぬので、大兵を以て其邸を包圍せられた時、庭に下り立つて裝束する夫に脚帶（アユヒ）を捧げた大臣の妻が愴然として悲吟した歌

〔紀〕飫瀰能古簸（オミノコハ）　多倍能婆伽摩嗚（タヘノハカマヲ）　那那陛嗚絁（ナナヘヲシ）　儞播儞陀陀始諦（ニハニタタシテ）　阿遙比那陀須暮（アヨヒナダスモ）

**おみのこは**　大身（オミ）之子の謂で、オミの少女（上一二二八頁）に對し、名門の男子を意味する。さればオミ（臣）のカバネを有すると否とに拘はらず、士流をもオミノコと稱し（天智紀童謠）、天武朝制定の八色姓中第六階の臣はオムノコと訓せられて居る。前文によれば此オミノコは圓大臣を指すものとせねばならぬが、此歌が果して其妻の作であつたかは、後記の如く頗る疑問である。

**たへのはかまを**　ハカマはハク（穿）モ（裳）の轉呼で、裳の裾を二つに分け、左右の足を別々

に入れるやうにしたものをいひ、制式が變遷して遂に今日の袴となつたのである。モ(裳)乃至ハカマ(袴)の材料は上古に在つては必しも織物に限らず、ヒタサヲ(麻の直條)、タクヌノ(樹皮布)、タタミコモ(手編の裳)をも用ひたが、上流は織布卽ちタヘを供用した。タヘは本來手で綜へた布をいひ、織器の機構が尙未だ發達せぬ以前に於て、手を以て經線を上下交錯し、緯線(ヨコイト)を通して織り上げたものであるが、一般に布帛の義に轉用せられるやうになり、漂泊するとせぬとによつてニギ(和)タヘ又はアラ(麁)タヘと稱し、ニギタヘには細布又は妙布の字をあて、更に略してタヘとのみ稱へた。此にいふタヘは如何なる種類のものであつたか判明せぬが、之を上等の布帛若くは絹布ならざるべからずとするのは速斷で、單に布帛の袴と解すべきである。

ななへをし　ヲシは上卷(第一六〇頁)に述べた通りに、飲食又は口供の義であるが、メシ(目爲)が着用の意にも用ひられるやうに(衣服をオメシともいふ)、ヲシも亦此場合には同義に轉じたのである。ナナヘは勿論七重の謂であるが、必しも數を限つたのではなく、多くの裳を重ねたといふ程の意で、富裕を表示したのである。

**にはにたたして**　庭ニ立チテといふ意。タタシはタチ（立）の敬語法である。

**あよひなだすも**　アヨヒはアユヒ（脚結）の轉呼で、前文に脚帶とあるやうに、袴の裾を結束する紐をいひ、征旅出陣に際し行動に便ならんが爲に之を施したのである。ナダスはナヅ（摩）の敬語形で、原義は竝着（ナツ）であるから（上一一四頁）、結束を整頓する意と了解せられる。之をワタス（釋紀）、タダス（抄）、之徒爲（ノアダス）（解）の轉呼とするのは不當で、前句によるも此は敬語であらねばならぬ。

〔大意〕大身（名門）の子は布の袴（タヘ）を多く重ね、庭に立つて脚帶を整頓せられるよ

右によれば此歌は貴族の子弟が出陣又は征旅の裝（ヨソホヒ）するのを詠じたもので、後世ならば緋縅の鎧をつけ、鍬形打つたる兜の緒をしめたとでも形容すべき光景にあたり、颯爽たる風姿を稱歎する趣はあるが、悲愴の感は少くとも表面には現はれて居らぬ。一戰に及ぶ覺悟を以て籠城した大臣の妻が、包圍をうけたからといふて忽ち前途を悲觀したといふのも餘り心弱く、我上代婦人には有り得ぬことのや

うに思はれるから、紀の傳承は縱ひ葛木家から出た資料に基くものであつたとしても、此歌に關する限りは恐らくは事實ではあるまい。

### ○草香逸話

大后(若日下王)が尚日下に居られた時、天皇は直越の道を經て御訪問あらせられたが、皇女が日に背いての行幸は恐多いから、自分が參內奉仕するといはれたので還幸の途次、其山の坂の上に立坐して詠まれた大御歌

〔記〕久佐加辨能　許知能夜麻登　多多美許母　弊具理能夜麻能　許知碁知能　夜麻能賀比爾　多知邪加由流　波毗呂久麻加斯　母登爾波　伊久美陀氣淤斐　須惠弊爾波　多斯美陀氣淤斐　伊久美陀氣　伊久美波泥受　多斯美陀氣　多斯爾波韋泥受　能知母久美泥牟　曾能淤母比豆麻阿波禮

**くさかべの**　クサカは河內の舊地で、大和の生駒に接し、神武天皇も其坂に於てナガスネ彥

と一戰を交へられた（壹—七一頁）。此皇女は御兄と共に此鄕に居住せられたから其地名を負はれたので、之に奉仕する民部をも、其部落をもクサカベと稱へたのである。——日下といふ字を充てたのは、神武紀（記）に皇軍が日に向つて進軍したとあるによるか、若くはクサカ（草處）は太陽の直射を受けるからであらう——此地から生駒村に越える山道が卽ち直越（タダコエ）である。

**こちのやまと**　此方（コチ）ノ山ト

**たたみこも**　枕詞（上—一一六頁）。

**へぐりのやまの**　ヘグリは今の大和國生駒郡平群村地方のことで（上—一一六頁）、日下とは少しく離れて居るが、直越を經て龍田に出る徑路にあたるから、之を取り合はせたものと思はれる。

**こちごちの**　此方此方（コチコチ）の謂で、此と此といふやうに指呼する場合に用ひられる。

**やまのかひに**　カヒは交會の義であるから、ヤマのカヒは峽谷を意味する。單にカヒとのみも稱へ、大峽小峽をオホカヒ、ヲカヒと訓み（大殿祭）、山間の地といふ意を以てカヒ（甲

斐)といふ國名をも生じた。

**たちざかゆる** 立チ榮ユル

**はぴろくまかし** 葉の廣いクマ樫をいふ。クマ樫といふ名稱については上卷(第一一六頁)に於て所見を述べた。

**もとには** 次の末ヘニハといふ句に對立するものとせば、契沖說の如くモトヘニハとあるべきであるが(上—二二三頁參照)、次句の七音との釣合上からいうても五音を可とするにも拘はらず、へを省いたのは樫の木の下ニハといふ意で、本末の本の義ではあるまい。

**いくみだけおひ** イは接頭語、クミはコミ(籠)に通じ、クミド(隱處)の如く用ひられる語で(二—六一頁參照)、枝葉のコンモリ茂つて居ることをいふのであるが、クミ竹といふ種名が存したのではあるまい。イを冠したのは次にイクミの序として用ひんが爲であらう。

**すゑへには** スヱへは末方の意であるが(上—二二四頁)、クマ樫のモトに對するスヱとしては此場合不適當であるから、樹幹からやゝ遠い所を意味するのであらう。一面に生ひ茂つて居る篠を、クマ樫から見てモトとスヱへ(先方)とに區別したことはあり得る。

**たしみだけおひ**　タは接頭語で、シミは繁密の意味である。此も密生した竹をいふのであるが、次のタシといふ語に言ひかける爲に、特にタを冠したのであらう。――以上十二句は實景を以て序としたのである。

**いくみだけ**　次句の序的枕詞。

**いくみはねず**　此イはイヌルのイと同じくヨ（夜）の轉呼で（上一二〇頁）、クミはコモリ（籠）の原語であるから、夜籠リニ或は夜ヲ籠メテ寢ズといふ意である。此句は先學之を解き得なかつた。

**たしみだけ**　次句の序的枕詞。

**たしにはゐねず**　タシは滿足の意、ヰネは同衾を意味すること既述の通りである（第五五頁）。

**のちもくみねむ**　後（ニ）モ籠リ寢ムといふ意。

**そのおもひづまあはれ**　其想ヒ妻は前句を受けて想ヒ妻と籠り寢むといふので、アハレはアア（嗚呼）と同じく感動の意を以て添付せられたのであるが、前續語のみにかゝるのではない。前文及上句によれば切角河内まで臨幸せられたけれども、卽日成婚には至らなかつた

といふのであるから、尚未だ妻と呼ぶことが出來ぬので、オモヒヅマ卽ち意中の妻といはれたのであらう（第五九頁）。

〔大意〕日下村の此方の山と平群の山と、其處此處の山の谷に生ひ榮えて居るクマ樫の樹下にはイクミ（籠）竹が生ひ、先の方にはタシミ（密生）竹が生ひて居る。イクミ竹とはいふがイクミ（夜籠）には寢ず、タシミ竹はあつてもタシ（滿足）には枕を交さず（遺憾である）。後日其意中の妻と籠り寢ようよ。アア若日下王（幡梭皇女）は安康天皇が皇弟大泊瀨皇子（雄略天皇）の爲に娉せられた方で、天皇御兄弟の御叔母に當る。然るに娉禮使根臣の中傷によつて悲しむべき事件が發生し、同母兄大日下王（大草香皇子）は之が爲に非業の死を遂げられたが、皇女は其際引取られて皇弟（雄略天皇）に配せられたのであるから〔紀〕、――記には明示せられて居らぬけれども事情然るべしと想定せられる――若し此歌話のやうな事實が存したとすれば、其は踐祚前のことであらねばならぬ。想像に過ぎぬ

が、本初皇子が來訪して求婚せられた時、御兄妹が皇子の慓悍を厭うて辭を設けて拒絶したことが凶變を招く因となつたので、必しも根臣の中傷ばかりが動機ではなかつたかも知れぬ。天皇が皇弟の結婚に干渉せられるといふが如きは、少くとも此時代に在つては稀有の例に屬する。紀が此歌及之に關聯する傳説を省いたのは、右の如く事實に矛盾する點があると認めた爲であらうが、即位前の事蹟とすれば少しも抵觸せぬのみならず、歌詞歌調からいうても即興と見るべきで、後人の僞作とは考へられぬ。

○赤猪子

或時御遊行中美和河（初瀬川）の邊で、衣を洗ふ美少女に御目が留り、其中に召出すから緣づかずに居れと勅命せられた。其女即ち引田部（ヒキタベ）の赤猪子は此仰せを守り、齢八十を過ぐるまで獨身で居たが、召命を受けぬうちに老

衰は益〻加はるので、聟取の儀禮に從ひ、モモトリの机代の物（六一―一八頁）を備へて參內し、此事を申出でた。天皇は既に忘れて居られたので、大に氣の毒に思召したが、既に盛の年を過ぎて居ることであるから、遂に娶したまふことはなく、多くの祿と共に大御歌を賜はつた。其歌

〔記〕美母呂能（ミモロノ）　伊都加斯賀母登（イツカシガモト）　加斯賀母登（カシガモト）　由由斯伎加母（ユユシキカモ）　加志波良袁登賣（カシハラヲトメ）

**みもろの**　ミモロが神社の謂なることは上卷（第二七二頁）に述べた通りで、此ミモロも恐らくは引田村に存したのであらう。村及社については次の歌に於て說述する。

**いつかしがもと**　嚴橿之下の謂で、イツはユツ（上一二六二頁）に通じ、神社の境內に存したが故に之を冠したのであらう。

**かしがもと**　歌形を整へる爲に前句中の五音を復誦したので、以上三句は次のユユシにかゝる序である。

**ゆゆしきかも**　ユユシキの語幹ユユはユ（齋）の疊合語であるから、イミ（忌）シキといふに同

じく、齋淨（神聖）を意味する形容語であるが、轉じて奇偉卽ち口語のエライ（偉）の義を生じた。エライのエも亦恐らくはイ（齋）の轉呼であらう。イミから嫌忌の義が生まれ、イマイマシイといふ語が出たと同樣に、ユユシも亦愼マシ若くは厭ハシの意に用ひられることがあるが、此は赤猪子が多年童貞を守つたことを偉とせられたのである。

**かしはらをとめ**　橿原少女の意。赤猪子をさすことは勿論であるが、橿原を冠したのは上句に嚴橿をあげたやうに、遭遇地に此木が多かつたからであらう。穿鑿に過ぎるかも知れぬが、此女の貞節の堅固なることの比況として橿といふ樹名を繰かへして用ひられたことも有り得る。參內した時は旣に老年であつたのであるが、尙昔にかへつて少女といはれたのであらう。

〔大意〕神の御室（モロ）の神聖なる橿の木の下で遇うた橿原少女は偉なるかな

又歌曰

〔記〕此氣多能（ヒキタノ）　和加久流須婆良（ワカクルスバラ）　和加久閇爾（ワカクヘニ）　韋禰弖麻斯母能（ヰネテマシモノ）　淤伊爾祁流加母（オイニケルカモ）

**ひきたの**　宣長はヒケタと訓んだが、前文に引田とあり、神名帳の疋田（ヒキ）神社の所在地（磯城郡初瀬町大字白河）なることは明白であるから、比氣多の氣はキの音符と見るべきで、古事記に於ても其例は少くはない（上一二三六頁）。語義はヒキ（低）タ（田）で、和名抄に城上郡辟田（ヒラタ）とあるにあたり、土地平低の故を以て低田とも平田（ヒラ）とも呼ばれたのであらう。前文に引田部とあるのは、上掲の日下部と同じく、ムラ（村）の原語メ（群）の轉呼であるが、此名の民部は存在しなかつたやうである。其首長引田公が稱德朝に大神朝臣の姓を賜はつた所を見ると〔續紀〕、――持統紀に見える引田朝臣は阿倍氏族で、全然別系である――大三輪氏の居住地で、赤猪子も亦其族女であらう。

**わかくるすばら**　狹狹浪栗林〔神功紀〕、攪食（カキハミ）栗林〔履中紀〕の栗林をクルスと訓し居るから、此も若栗林原の意と解せられぬことはないが、林をスと訓む理由もなく、林と原とを重ねて用ひることも妥當でないから、クルスはクニス（國栖）の轉呼とすべきで（伍一二六一頁）、先住民の占據地であつたから、クニス原と稱へたのであらう。此種族は菓實を常食としたから、其地に栗林の存したことも有り得べきで、ワカ（若）を冠したのは、其樹木を植ゑか

へた所をいふか、或は赤猪子が尚若かつたからではあるまいか。次句と頭韻を押したことはいふまでもなく、いづれにしても此句は赤猪子に況へたのである。

**わかくへに**　へは方の義であるから、若い頃にといふ意で、イニシヘ、トコシヘ（第一九頁）等の例によれば、ワカシヘと云はねばならず、連體形を以て修飾したものとすれば、ワカキへ（古形ワカケヘ）であらねばならぬが、恐らくは後者を轉訛したのであらう。形容詞活用は此當時尚未だ完備して居なかつたやうであるから、傳誦中に修正が施されたものとせねばならぬ。

**ゐねてましもの**　ヰネテは同衾の意（第二九頁）の完了分詞、モノは反接を表示し、マシといふ助動詞を用ひたのは假想なるが故である（第二頁）。

**おいにけるかも**　ニケルは過去完了（繼續格）であるから、口語に直せば老いてしまうたよといふ意になる。

〔大意〕引田の若栗栖原よ（赤猪子よ）。若いころに率寢たらよかつたのに、（今は）老いはてたよ

赤猪子は此大御歌を賜はつて涙にむせび、其著て居る丹揩(ニスリ)の衣の袖を濕はして奉答した歌

〔記〕美母呂爾(ミモロニ)　都久夜多麻加岐(ツクヤタマカキ)　都岐阿麻斯(ツキアマシ)　多爾加母余良牟(タニカモヨラム)　加微能美夜比登(カミノミヤヒト)

**みもろに**　此ミモロは普通名詞として用ひたので、特に或神社を指したのではない。

**つくやたまかき**　タマカキはタマ（神靈）をカギル（限）といふ意を以て神社の垣の稱呼とし、——師木玉垣宮〔記〕のタマは美稱で、同音別義である（參一二八頁）——後記の如く古來石柱を立て竝べて構築せられたものゝやうであるから、契沖說のやうにツクは築の意で、ヤは間投詞と見るべきである。

**つきあまし**　築キ餘シの謂で、右の石柱を餘分に作つたといふことである。

**たにかもよらむ**　タといふ原語に誰と孰との兩義があることは既に上卷（第二〇九頁）に述べた通りで、此も靈垣(タマカキ)の石柱の孰(ド)れかといふ意に用ひられたのである。石柱は本來其神の氏

子の坐標とし、祭典に際し其々個有の石柱に倚つて占位したものゝやうで、今も神社のタマ垣は此樣式の面影を傳へ、一本の柱毎に奉獻者の名を刻することを例とする。此歌に於ては石柱を妃嬪に況へ、餘分に作られたが、果していづれに倚りますのであらうかといふて、眞實娶される思召もなくて徒に約束せられたことに對する怨愁を述べたのである。

**かみのみやひと** 神ノ宮人は勿論社人の謂で、カミ(神)といふ語なくとも其義に了解せられることは既述の通りであるが、此は天皇に譬へたのである。

〔大意〕御室に築く靈垣(タマカキ)(の石柱)を餘分に作り、其孰れに倚るのであらうか。神の宮人は

右の如く説明すると、眞僞はともかくも、赤猪子の怨愁は最もよく言ひあらはされて居る。然るに從來タマカキ(靈垣)の譬喩を解し得なかつた爲、極めて無理な解釋を與へたのであるが(特に守部說は最も牽强である)、一々駁論する必要はあるまい。

又歌曰

〔記〕久佐加延能　伊理延能波知須　波那婆知須　微能佐加理毗登　登母志岐呂加母

**くさかえの**　クサカ(日下)は上記の如く幡梭皇后の本貫で、其地に存した入江をクサカエと稱したことは極めて有り得べきである。此附近は上古大和川の流域に屬し、神武紀(記)によれば蓼津一名靑雲之白肩津といふ泊地が存したとあるから、河水が彎入して入江を形成して居たのであらう。江の字義は河川であるが、我國では右の如き水脈をも意味するものと了解せられたのである。

**いりえのはちす**　イリエ(入江)は右のクサカ江をいふので、之を反復したのは歌調を整へる爲である。ハチスの語義は蜂巣で、形狀の相似により蓮子に與へた名であるが、後世此植物の稱呼と了解せられ、蓮子はハチスのミ、芙渠(芙蓉)はハチスバナと呼ばれ、略してハスとも稱へるやうになつた。

**はなばちす**　ハチスは右の如く蓮子卽ち蓮を意味するのであるから、花の咲く蓮といふ意を以てハナバチスと稱へたのである。ハチス、ハナバチスと重ねたのは、意を強めると同時に脚韻を踏む爲と思はれる。此は比況と序とをかねた枕詞で、次句ミ（實）にいひかけたのである。

**みのさかりびと**　身ノ盛人の意で、初句にクサカ江といふ地名を點出した所を見ると、若日下皇后を暗示するものとせねばならぬ。

**ともしきろかも**　トモシは韓語덛（トン）（減）と同原から出たものゝやうで、乏少、希遊、羨望等の義があるが、此は羨マシイといふ意に用ひられたのである。ロカモはアルカモから轉成した複合語尾で、名詞及形容詞の連體法に連結する（上一一七五頁）。

〔大意〕日下の入江の花蓮のやうな盛りの身の人は羨ましくあるよ

此四首は純然たる短歌形で、初句の外は標準句長が嚴守せられて居るが、志都歌也と記註せられて居る所を見ると、樂曲によつて傳へられた古歌であらう。當

時の社會狀態と天皇の御性行とに鑑み、此やうな事實が存したことも有り得べきであるが、記の前文には少くとも若干の誇張がある。齡八十に達するまで召命を待つたといふが如きは其最なるもので、此書(古事記)には先帝(安康天皇)弑害の時には天皇は尙童男であらせられ、崩御の年の御壽考は一百二十四歲とせられて居るのであるから、在位も百年以上とせねばならず、其から赤猪子の年齡を割出したのであらうが、後繼の各天皇及廷臣等の壽齡から推しても、其やうに御長命であつた筈はないから、恐らくは干支一運を過算したものとすべきで、紀の編年から推算しても六十二歲となるのである。されば紀の編者は之を不合理として削除したものと思はれるが、全然無根と認定すべき論據も薄弱であるから、或は美和川の遭逢は天皇が尙未だ登極せられなかつた以前のことで、卽位後若干年を經ても御召出がなかつたから、歌を以て愁訴し、天皇からも慰撫の大御歌を賜はつたのであるかも知れぬ。

吉野行幸傳說に附帶する歌謠は、其數に於ても歌詞についても紀記所傳を異にして居るから、以下別々に說くこととし、先づ記から始める。

## ○吉野行幸

天皇吉野宮に行幸の時、吉野川の濱(ホトリ)に於て或美少女を見出されて之を寵幸せられた。其後再び吉野に行幸あらせられ、右の少女に遇はれた處に大御吳床(アグラ)を立てさせ、之に坐(イマ)して御琴を彈きたまひ、少女に儛を奏せしめ、之を賞美せられた大御歌

〔記〕阿具良韋能(アグラヰノ)　加微能美弖母知(カミノミテモチ)　比久許登爾(ヒクコトニ)　麻比須流袁美那(マヒスルヲミナ)　登許余爾母加母(トコヨニモカモ)

**あぐらゐの**　上古は屋の内外を問はず地床に坐臥するを例とし、要すれば薦、草、又は莚を敷くに過ぎなかつたのであるが、貴人の爲には特に一段高く坐席を設け、之をアゲ（上）クラ（座）といひ、約濁してアグラと稱した。さりながら此目的の爲に特製せられた榻の類が存

したのではなく、永久的設備の外は隨時構築せられたのであるから、呉床(叉は胡床)とかくのは借字とせねばならぬ。アグラヰは其上座(アゲクラ)の上に居るといふ意の複合名詞であるが、カミ(神)の修飾語として用ひられたので、神祇は常にアグラに坐すものとせられたのであらう。

**かみのみてもち** 神ノ御手以(モチ)の意。此カミは現(アキ)つ神たる天皇御自身のことで、至上神たる天照大御神の直統として、之に近い威德と尊貴とを有せられるから、現身であつてもカミであらせられるといふ觀念は、上代の國民が擧つて之を有したのみならず、天皇御自身にも其確信があつたから、公式令の詔書式にも明神(ト)御大八洲(オホヤシマクニシラス)天皇とあるのである。モチはモリ(守)と同原から分化した語らしく、把持管掌の意であるが、方便(インストルメンタリス)格表示にも轉用せられたので、モテと轉呼し、或はモチテの形を用ひ、口語では普通ニテの約濁デを以て之に代へる。

**ひくことに** ヒク(控)とあるから此コトも亦弦樂器を意味したのであらう。

**まひするをみな** マヒは舞踊の意であるが、幣の義にも轉用せられ(上ー一六三頁)、カミ(神)

の緣語である。ヲミナが本來女性に對する敬稱であることは上卷（第一八〇頁）に述べた通りであるから、此少女も亦然るべき身分のものであつたのであらう。地點が明示せられて居らぬから斷言を憚るが、吉野川之濱が河北を意味したものとすれば、今木郡（欽明紀）に當り、歸化漢人の占住地であつたのであるから、或は比較的高級文化を有した其名門の女子で、行在中枕席に奉仕したものであるかも知れぬ。

**とこよにもがも**　不老不死の理想鄕をトコヨ（常世）といふが（上―一五八頁）、此はトコシヘ（第一九頁）と同義に用ひられたのである。ガモは願望の意のガ（上―一八〇頁）に感動詞モを添へたもので、同じく希望を表示し、體言に連ねる場合にはモを介し、動詞につゞける爲には見シ゜ガモ、見テシ゜ガモの如く助語シ（其）を挿入する。されば此句は儛する美女の姿が變はることなくトコシヘニありたいといふ意である。

〔大意〕上座（アグラ）に坐す現つ神（天皇）の御手を以て控かれる琴に（あはせて）儛をする淑女は恆久不變であれよかし

其より阿岐豆野に行幸して御獵の時、上座(アグラ)に坐す天皇の御腕を蝈(虻の變體)が咬み、其蝈を蜻蛉(アキツ)が來り咋うて飛び去つたので、卽興の大御歌

〔記〕美延斯怒能　袁牟漏賀多氣爾　志斯布須登　多禮曾　意富麻弊爾麻袁須　夜須美斯志　和賀淤富岐美能　斯志麻都登　阿具良爾伊麻志　斯漏多閇能　蘇弖岐蘇那布　多古牟良爾　阿牟加岐都岐　曾能阿牟袁　阿岐豆波夜具比　加久能碁登　那爾於波牟登　蘇良美都　夜麻登能久爾袁　阿岐豆志麻登布

みえしぬの　ミはマに通ずる接頭語。エシヌは今の吉野郡のことで、字によつてヨシノと稱へられるやうになつたのは後世のことである(壹―九四、一二一頁)。御獵の行はれた阿岐豆野については確說を缺くが、アキヅシマ(秋津島)と命名の所由を同じうするものとせねばならぬから、其接續地か、若くは近距離に位置し、恐らくは上記の今木郡、卽ち今の南葛城及吉野の兩郡に跨る原野の稱呼であつたのであらう。

**をむろがたけに**　後掲の紀の歌にはヲムラのダケとあり、齊明天皇の御製に「今木なるヲムレが上に」とあるも同一地點をいふものと思はれるから、今木郡に屬したものとすべきで〔解〕、私記に師説として小山之上也とあるが如く〔釋紀〕、ムレは韓語で「山」の意なるが故に〔神功紀以下〕、同地に居住した漢人が命名したのであらう。國栖莊小村（今小川村の大字）の上方の山なりとする大和志以下の説は、紀に御狩場を河上小野とせるによつて推當てたものと思はれるが、後記の如く河上小野の所在は疑問であるのみならず、上に推定した阿岐豆野とは離れ過ぎて居り、歌のアキヅシマとも餘りに縁が乏しい。ヲムロ（ラ）又はヲムレのヲは小の義ではなく、ヲシ（愛惜）の語幹となつたヲか、若くは或意味の韓語であつたかも知れぬ。タケはタカ（高）から分化した語で山頂を意味する。

**ししふすと**　シシには宍の義があり、本來食物就中獸肉を意味する原語シの疊合であるが、食用獸畜の總稱に轉用せられ、其種類によつてカ（鹿）のシシ、ヰ（猪）のシシ、カモシシ（羚羊）の如くも用ひられる。其故に神代紀の獸之乾迹はシシのカラトと訓せられ、鹿と書いてシシと訓む例も極めて多く、猪の義に專用せられるやうになつたのは遙に後世のことで

ある。フスは伏の義で、語幹フは恐らくは漢語と同一原から出たのであらう。

**たれそ**　三音一句で、誰ゾの意である。三音を以て長句に充當した例は上揭の天田振(第四二頁)に見え、其外にも少くはない。

**おほまへにまをす**　御前ニ奏スといふ意、オホマヘはヒロマヘ(廣前)、フトマヘ(太前)と同類語で、大前の義とも了解せられるが、或はオホミマヘ(大御前)の約であるかも知れぬ。最高敬語としてはミ(御)の上に更にオホ(大)を冠するのが例である。マヲスは口供の義(上一一六〇頁)。以上五句は一聯をなし、次のシシ待ツにかゝるので、獸が伏して居るといふ豫期に反し、姑く上座(アグラ)に坐して待たれる必要があつたので、之を言上したのは誰ゾと咎められたのである。――宣長がシシフストを前句につけ、マヲスを一句としたのは不當で、紀の歌にもオホマヘニマヲスとつづけてある。

**やすみしし**　枕詞(上一一二八頁)

**わがおほきみの**　ワガ大君といへば臣下が天皇に對して申上げる尊稱であるから、此歌が御製とすれば、假に御自身に敬語を用ひられたものとしても尙ワレ大君であらねばならぬ。

或は前文に作御歌とあるのが誤りで、供奉の一員の作であつたかも知れぬ。歌意から見れば其でも少しも妨はない。

**ししまつと**　獸（シシ）（ヲ）待ツトテといふ意であるが、助語テなくともトに其意味が含まれて居るのである。

**あぐらにいまし**　アグラの語義は上に説明した通りである。

**しろたへの**　タヘは既記の如く布帛の謂で（第七一頁）、其白色なるものをシロタヘと稱する。上代人は今の朝鮮の民衆と同様に、白衣を着用することが多かつたので、衣の枕詞として此語を用ひ、轉じて袖又は袂ともつゞけられるやうになつた。此句も枕詞と解するを可とする。

**そてきそなふ**　ソテは衣手（ソテ）の謂で、コロモテと同義語である。萬葉時代にも尙袖ツケ衣といふ語が見えるのは、上代の衣服には袖の無いのが普通であつたからで、兩腕の露出部を飾る爲にはタマキ（手纏）、ヒヂマキ（釧）等を用ひたのであるが（第三七頁）、高貴の御身であるから狩獵に際しても尙袖ツケ衣を召して居られたのである。但し弓箭を執る爲に搔上げて

居られた御袖を、御休息中おろされたから袖着ソナフとあるので、ソナフが整備の意なることはいふまでもない。

**たこむらに**　コムラはコブ(瘤)から分化した語で(ラは接尾語)、隆肉を意味し、腕にあつてはタ(手)コムラ、脚に在るものをアシコムラと稱へたのであるが、略してコムラとのみいひ、專ら腓の義と了解せられるやうになつた(和名抄)。

**あむかきつき**　アムは和名抄に䖟の字をあて、齧レ人飛虫也とあり、今もアブと稱へて居る。カキツキのカキは準接頭語で、單に附着といふ意である。

**そのあむを**

**あきづはやぐひ**　アキヅは前文に蜻蛉の字をあてゝ居るやうに、今いふトンボのことであるが、和名抄には蜻蛉和名加介呂布とあり、アキヅといふ訓は見えぬ。恐らくは初秋群飛するの故を以て秋靈(アキチ)といふ異名が與へられたのであらう。ハヤグヒはハヤ(早)とクヒ(咋)との二語に分拆し得られるが、クに濁音假字具を充てゝ居る所を見ると、——紀にも後掲の如く波野倶譬とある——複合名詞形として用ひられたものとすべきで、下にスルといふ述

語を補うて會得することを要する。

**かくのごと**　ゴトの原義は「事」であるが、モノ（物）のノが「のやうに」と了解せられると同樣に、「事のやうに」といふ意を以て比況表示に用ひられ、區別の爲にゴと濁り、一語幹として分立し、ゴトシ（キ）と活用せられるやうになつたのである。但しこゝでは原義により此事（ヲ）といふ意を以て次句につゞくのである。

**なにおはむと**　名ニ負ハムトであるが、後世ならば負フナラムといふ間接叙法を用ひる場合である。恐らくは此時代には尙未だ其區別が備はらなかつたのであらう。

**そらみつ**　枕詞（上—三〇七頁）

**やまとのくにを**　ヤマトは此歌では京畿の大和をさしたので、日本の謂ではない。

**あきづしまとふ**　トフはトイフの約で、チフ又はテフとも發音せられることがある。此は御獵の地が阿岐豆野であり、孝安天皇の皇居とせられた舊地秋津島も附近に存し、此地方に於てはヤマトといふ名稱を用ひることなく、アキヅシマを總名として居たから、其名の所由を戲に蜻蛉（アキツ）に附會せられたので、神武紀にも之に類した傳說がある（壹—二七九頁）。

〔大意〕吉野のヲムロの嶽に猪鹿が伏して居ると御前に奏したのは誰ぞ。天皇は獸(シシ)を待ちたまふとて上座(アグラ)にまし、御袖をおろされた其御腕に虻が咋ひつき、其虻を蜻蛉が早喰した。此事を名に負ふであらうとて、大和國を秋津島と稱へたものゝやうである

紀が第一の歌を除いたのは如何なる理由によるか判明せぬが、蜻蛉の歌も左記の如く歌詞に少からぬ相違があり、御狩の地點も一致せぬ所を見ると、記とは全然別個の資料にもとづいたのであらう。

吉野宮に行在中、河上小野に行幸せられ、虞人(カリヒト)をして獸を驅り立てしめ、之を射むと待ちたまふ時に、天皇の御臂を虻が咋み、其虻を蜻蛉が飛んで來て持ち去つたことを嘉賞したまひ、群臣に獻歌を命ぜられたが、之に應ずるものがないので、御親ら御口吟(クチスサビ)の大御歌

〔紀〕野磨等能　嗚武羅能陀該儞　之之符須登　拕例柯擧能居登　飫裒磨陛儞麻嗚須（一本飫裒枳瀰儞麻嗚須）　飫裒枳瀰簸　賦據嗚枳舸斯題　拕磨磨枳能　阿娯羅儞陀陀伺（一本伊麻伺）施都魔枳能　阿娯羅儞陀陀伺　斯斯魔都登　倭我伊麻西麼　佐謂麻都登　倭我陀陀西麼　陀倶符羅儞　阿武柯枳都枳都　曾能阿武嗚　婀枳豆波野倶譬　波賦武志謀　飫裒枳瀰儞磨都羅符　儺我柯陀播於柯武　婀岐豆斯麻野麻登（一本婆賦武志謀以下）舸矩能御等　難儞於婆武登　蘇羅瀰豆　野磨等能矩儞嗚　婀岐豆斯麻登以符

**やまとの**　吉野が大和國の一郡と定められたのは何れの時代か判明せぬが、元明紀に芳野郡とあるを初見とし、元正朝に於ては獨立行政區域として芳野監を置かれたほどであるから（聖武朝復元）、上代は大和の疆域內と見なされて居なかつたと思はれる。されば此ヤマトが訛傳でない限り、狩獵地は記の所傳の如く阿岐豆野卽ち大和の今木郡內であつたとせねばならぬ。——守部は此抵觸を除かんが爲めにヤマトは國名ではなく山タヲの約であると

說いたが、其やうな熟語は存在せぬ——河上小野の河上を固有名詞とすれば、吉野郡川上村を以て之に擬すべきであるが、單に遊獵の爲に此山奥まで分け入られたとは考へられぬことである。普通名詞と見るに於ては、此時の行宮よりも河上に存した小野ならば何處でも此名を以て呼び得られる。

**をむらのたけに**　此山が今木郡のヲムレであるとすれば、大和のヲムラの嶽というて差支はない。

**ししふすと**　前出

**たれかこのこと**　誰カ此事(ヲ)といふ意である。長句であるからヲを添加して七音とした方がよいと思はれるが、守部が鳴の字を補うたのは、必しも古本と照合の結果ではなく、推測によるものゝやうである。

**おほまへにまをす**(おほきみにまをす)　一本の傳はオホキミといふ語が重複するから從はれぬ。——以上記の傳と同じく五句一聯である。

**おほきみは**　此大君は天皇の御自稱である。

**そこをきかして**　賦△據とあるので釋紀は前句末の銕の字を繰りおろしてハフコと訓み、昆兒也、言以レ鹿喩ニ昆兒一也と説明したが、論ずるに足らぬ妄誕で、先學の説の如く賦△は賊○の誤記としてソコ（其）と訓むべきである。ソコは其處の義であるが、コレ（此）の意をココともいふと同様に、ソレ（其）と通はして用ひられた例は萬葉集にも乏しくはない。キカシはキク（聞）の敬語形である。

**たままきの**　タマ（玉）は必しも寶石には限らず、小團塊狀のものを總稱するのであるが、縱ひ其質は何であつても、アグラに纏きつけて飾としたとは思はれぬから、空想的修飾で、次のシヅマキの對語として用ひられたのであらう。萬葉集第十三卷にも玉纏之小檝（ヲカヒ）といふ例がある。

**あごらにたたし（いまし）**　アゴラはアグラ（上座）の轉呼、タタシはタチ（立）の敬語形であるが、次の一聯の對句としては一本の如くイマシ（坐）とする方がよい。後句にも我イマセバと我タタセバとが對語として用ひられて居るのである。

**しづまきの**　シヅは本來倭（ワ）人の支族名で、ヒナ（夷）族から鄙の義のヒナといふ語が生まれた

と同様に、賤者をもシヅといふのであるが、此は決して賤の意ではなく、此種族によつて名を負うた綵布又は綵糸をいふのである。シヅハタ〔武烈紀〕、シヅタマキ〔萬五〕、シヅクラ〔同五〕の如き用例もあり、綵布はシドリ(シヅ織(オリ)の約)と稱へられ、文布又は倭文の字をあてゝ居る。

**あごらにたたし** アグラ(上座)ニ立タシといふ意。

**ししまつと** 前出。シシは猪鹿の總稱であるが、次に特に猪を擧げて居る所を見ると、此歌に於ては猪を意味したのかも知れぬ。

**わがいませば** 朕ガ坐セバ

**さゐまつと** サはサヲ鹿などとも用ひられる接頭語で、猪待(キ)ツト(テ)といふ意である。

**わがたたせば** 朕ガ立チマセバといふ意であるが、上句ワガイマセバの對句として用ひられたので、必しも起立を意味するのではない。

**たくぶらに** タコムラと同語(前出)。紀は清濁音符の遣ひ分けが嚴重ではないから、倶符羅はクブラと訓むのであらう。

**あむかきつきつ**　句末のツは完了表示であるが、此歌は終始不完全現在（不定時）を以て表示せられて居るのであるから、記の傳の如く之なきを可とする。

**そのあむを**
**あきづはやぐひ**　前出

**はふむしも**　ハフムシは記の石之日賣傳説によれば、幼虫をいふものゝやうであるが（上—二七五頁）、此は昆虫の義に用ひられたので、大祓及大殿祭の祝詞のハフムシと同例である。

**おほきみにまつらふ**　マツラフは奉の義のマツル（上—四〇頁）の派成語で、萬葉集第二卷（一九九）の用字の如く奉仕の意である。——此は九音一句と見るべきもので、歌意は之を以て一段階をなし、次の八音二句は別個の一聯として添へられたのである。極めて希有な例であるから、原歌には或は此次に一短句があつたのを脱漏したのかも知れぬ。釋紀の如くマツラフを獨立の一句として後續句と組み合はせることは長歌句格の原則に反する。

**ながかたはおかむ**　汝ガ形ハ置カムの謂で、カタはカタミ（形見）即ち紀念の義である。

**あきづしまやまと**　秋津洲大和といふ名號に於て汝を紀念しようといふ意。句末に助語ニを

補うて會得すべきである。

ハフムシモ以下に代るべき一本の五句は記の所傳と同一であるから省略する。

〔大意〕大和のヲムラが嶽に獸が伏して居ると御前に奏したのは誰か。天皇は其を聞し召して玉を纏き綵糸を纏いた上座(アグラ)に坐して鹿猪を待つて居られると、御腕に虻が咋ひつき、其虻を蜻蛉が早食をした。昆虫も天皇に奉仕するよ。（さればこそ）秋津洲大和といふ名號に於て汝を紀念しよう

右の如く互に長短はあるが、大體に於て記の所說の方が實情に適し、歌そのものも卽興に近いやうに思はれる。紀の所傳は恐らくは若干後人の筆が加はつたのであらう。

○葛城山の御獵

葛城山に於て御獵中、嗔猪が出現したから、舍人に射殺を命ぜられたが、

其舍人は懦弱で、木に逃げ登り色を失うて人心地もなかつた。嗔猪は更に天皇に向つて來たので、弓矢を以て射止められたが、獵を終つて後、右の舍人を斬殺さうとせられた時、舍人の作つた歌――記には天皇御自身が榛の木に逃げ登つて歌はれたとある。

〔紀〕野須瀰斯志（ヤスミシシ） 倭我瀰裒枳瀰能（ワガオホキミノ） 阿蘇麼斯志（アソバシシ） 斯斯能（シシノ） 宇拖枳舸斯固瀰（ウタキカシコミ） 倭我尼㝵能裒利志（ワガニゲノボリシ） 阿理幡能宇倍能（アリヲノウヘノ） 婆利我曳陀阿西嗚（ハリガエダアセヲ）

〔記〕夜須美斯志（ヤスミシシ） 和賀意富岐美能（ワガオホキミノ） 阿蘇婆志斯（アソバシシ） 志斯能（シシノ） 夜美斯志能（ヤミシシノ） 宇多岐加斯古美（ウタキカシコミ） 和賀爾宜能煩理斯（ワガニゲノボリシ） 阿理袁能（アリヲノ） 波理能紀能延陀（ハリノキノエダ）

**やすみしし**　枕詞（前出）

**わがおほきみの**　記の所傳のやうに御製としては、ワガが蛇足であるから、舍人の作とある紀の傳を可とする。

**あそばしし**　アソバシはアソビの敬語形で、こゝでは射獵の意に用ひられたものとせねばな

らぬが、其が果して奏樂遊行等を意味するアソビ(遊)と同一語であるかは疑はしく、或は別にアソビ又は之に近く發音して獵を意味する動詞が存したのかも知れぬ。――記の國讓傳說に用ひた鳥遊といふ字を證として射タマフといふ意を遊バスと表現することが可能であると說くものもあるが、鳥遊取魚は義譯で、トリノアソビ、イヲヲトリと訓むことは出來ず(五―一〇七頁)、假に遊獵をアソビといひ得るとしても、シシ(獸)とつゞけることは不適當である――案ずるに漁獵を意味するアサリは、其活用語尾リをヒにかへても語義上大差はないから、上古アサヒといふ語が存し、之をアソビと轉呼したことも有り得るが、語幹アサの原義を詳にせぬが故に斷言を憚らねばならぬ。口語に於てスル(爲)の敬言として用ひられるアソバスは全然別途から發生したものである。

**ししの**　前文によれば此シシは井ノシシ(猪)のことであらねばならぬ。此は三音一句で、長句に相當する(第四二頁)。

やみししの〔記〕　ヤミの本義は疾患であるが、こゝではナヤミ(惱)の意に用ひられたので、手負猪を意味する。――紀に此一句のない所を見ると、前句の過短を補ふ爲に追加せられ

たのがあらうが、句法からいへば過贅である。之を前句とつゞけて八音一句と見なすのは聊か不穩當で、上のシシノを限定語と見ることは出來ぬから、必ず句を切らねばならぬ。

**うたきかしこみ**　ウタキはウ（擬聲語）ナキ（鳴）の轉呼で咆吼を意味する。――此ウはウナル（鳴號）、ウメク（呻吟）の如くも用ひられる――手負猪の咆吼を恐ろしがつてといふ意味である。

**わがにげのぼりし**　我ガ逃ゲ登リシの意。前句の六音に配するに八音一句を以てし、短長二句一聯としたので、宣長がワガニゲとノボリシとの二句に分割したのは誤りである。

**ありをのうへの（ありをの）**　アリはアリタ（在田）、アリハラ（在原）、アリマ（有間）等多くの地名の限定語分子として用ひられた所を見ると、在（有）又は蟻以外の意義があつたとせねばならぬ。案ずる此アリは韓語리(アリ)と同じく「下」の意の古語で、夙に廢用となつたが、アリヒシの形に於ては神功紀以下に南といふ字の訓に用ひられ、萬葉集（卷一）に在根良(ヨシ)對馬乃渡とあるアリネも下縣の岑の謂と思はれるから、此も下方に位するといふ意を以てアリヲと稱へたのであらう。アラヲ（荒丘）の轉呼とする說は宣長も疑を殘したやうに根據が乏

しく、荒磯をアリソといふのはアライソの約縮で、其外にアラ(荒)をアリと變用した例がない。契沖はアリを存在の義とし、守部も之を繼承して居るが、若し然りとせば到所の丘陵は皆アリヲといはねばなるまい。ウヘヲといふ一節の有無は意に於て大差はないが、記は次句を七音としたが故に四音句を配し、紀によれば八音であるから、之に前行する短句が七音であつても妨なしとせられたのであらう。

**はりがえだアセヲ**(はりのきのえだ)　ハリは記の前文に榛とあるが如く、今いふハン(ハリの音便)の木で、和名抄果蓏部に之をハシバミと訓したのも、同じく樺木科に属するが故である。ハリといふ名を負うたのは、一根より多様の蘖を生じ荊狀(バラ)をなすことがあるからで(益軒)、ハギ(萩)と混同せられた理由もこゝに存する。さりながら往々五六丈の高さに達するから、其木に逃げのぼつたとあるのは事實であらう。アセヲの語義は阿兄ヨであるが、倭建命の一つ松の歌のアセヲを紀にアハレと傳へて居るやうに(上一一三四頁)、感動詞的に用ひられたので、刑に臨んで此歌を詠じたのは、手負猪の猛威も天皇の暴虐に比すれば尚安易であるといふ意を諷し、且榛の枝に託して救を求めたのである。紀の編者は之を

正解し、皇后が諫言せられたと附記し、其御口を假りて今陛下以ニ嗔猪故ニ而斬ニ舍人ー陛下譬無レ異ニ於豺狼ー也と說明して居るのである。

〔大意〕天皇の射られた（手負）猪の咆吼を恐れ、自分が遁げ登つた下方の丘（の上）の榛の枝はよ

右によれば之を御製なりとする記の所傳の誤りなることは寸毫の疑もない。

○長谷遊宴

朝倉宮の遺跡は大和志に黑崎岩坂二村（いづれも今の朝倉村の大字）の間に存すとあり、泊瀨（長谷）と冠稱せられて居るけれども、初瀨川の流域ではないから、時々出遊して谿間の風景を觀賞せられたものと思はれる。上揭引田部の赤猪子に逢はれたのも其御路次のことゝ想像せられるが、紀には六年にも泊瀨小野に行幸があつたと記し、其時の御製をあげて居る。卽ち

天皇泊瀬小野に遊幸の時、山野の體勢を見そなはして卽興の大御歌

〔紀〕擧暮利矩能　播都制能野磨播　伊麻拖智能　與慮斯企野磨　和斯里底能　與慮斯企夜磨能　據暮利矩能　播都制能夜麻播　阿野爾　于羅虞波斯　阿野爾　于羅虞波斯

**こもりくの**　枕詞（第五七頁）

**はつせのやまは**　初瀬ノ山ハ

**いまだちの**　契沖は萬葉集第十三卷〔三三三一〕の歌に「こもりくの長谷の山、青幡の忍坂の山は、走出の宜しき山の出立の妙しき山ぞ」とあるを引證して麻は底の誤記と斷定し、イデタチと訓した。同卷〔三三〇二〕にもイデタチの清き渚とあり、今も扮裝をイデタチといふから、此語は體勢の義と解せられるに反し、イマダチといふ用例は他に見えぬけれども、原文の儘でも解釋し得られぬことはない。卽ちイは接頭語で、マタチは眞立を意味し、カタチ（形）が形態の義となると同樣に、眞態の意に用ひられたものと了解せられる。

**よろしきやま**　ヨロシはヨラシ（上ー七二頁）の轉呼で、ヨシ（佳）といふと同意であるが、律

調を整へる爲にヨロシキ山としたのである。

**わしりでの**　上に引用した萬葉集第十三卷の歌に走出と表記してあるやうに、ワシリはハシリ（走）と通じ（第二五頁）、山の尾の走出を意味する。マタチ（眞態）に對し傾斜面をいふものと了解せられる。

**よろしきやまの**　助語ノは同位格表示で、此句が次句と連續することを明示する爲に添付せられたので、後代語法に於てナルを用ひる場合に相當する。

**こもりくの**
**はつせのやまは**｝主語の反復で、日常語に於ても屢々用ひられる語法である。

**あやに**　愈益々といふ意（上―二一頁）。

**うらぐはし**　ウラはヱラ（歡喜）の轉呼（上―二〇七頁）、クハシは精妙の義で、花グハシの如くも用ひられる（第一六頁）。さればウラグハシは崇美眼を喜ばしめるに足ることを意味し、ウラハシ又はウルハシ（上―一一五頁）とほゞ同義である。――之をアヤニとつゞけ、八音一句とするは誤りで、記の沼河日賣の歌の例によるも、アヤニは三音一句と見るを要するの

みならず、合幷するに於ては三長句が連續すること丶なり、歌の格調が傷はれる。

**あやに**

**うらぐはし**　歎賞の意を强める爲に反復したのである。

〔大意〕初瀨の山は眞態（マタチ）（姿態（イデタチ））のよい山、斜面の見事な山なる初瀨の山は愈益々好もしい

此ハツセの山はどの部分を指すか判明せぬが、風光明媚の故を以て右の如く歎賞せられたのである。然るに前文に慨然興感とあるによつて、此地に葬られた妃嬪を追懷せられた御製なりと斷じた久老守部等は殆ど歌の風趣を解せざるものと言はねばならぬ。慨然は歎息の形容であるから、紀にもウレタシと訓した例があるが、必しも愁嘆のみをいふのではなく、歎賞の場合にも用ひられること、上述のナゲキと同樣である。

記には右の歌は見えぬけれども、長谷の百枝槻の下の豐樂の歌五首を掲げて居る。其は朝倉宮の側近に於て催されたものゝやうであるが、便宜上五首中の三首をこゝに附記する。

長谷の百枝槻の下に坐して豐樂(トヨノアソビ)せられた時、伊勢國の三重の婇(ウネメ)が擎げた大御盞に、槻の葉が浮んで居たので、御不興の餘り其婇を打伏せて、御刀(ミハカシ)を頸に刺あてゝ斬らうとせられた所、婇が白すべきことがあるというて謠うた歌

〔記〕麻岐牟久能　比志呂乃美夜波　阿佐比能　比傳流美夜　由布比能　比賀氣流美夜　多氣能泥能　泥陀流美夜　許能泥能　泥婆布美夜　夜本爾余志　伊岐豆岐能美夜　麻紀佐久　比能美加度　爾比那閇夜爾　淤斐陀弖流　毛毛陀流　都紀賀延波　本都延波　阿米袁淤弊理　那加都延波　阿豆麻袁淤弊理　志豆延波　比那袁淤弊理　本都延能　延能宇良婆波　那加都延爾　淤知布良婆閇　那加都延能　延能宇良婆波　斯毛都延爾　淤知

布良婆閇　斯豆延能　延能宇良婆波　阿理岐奴能　美弊能古賀　佐佐賀世流　美豆多麻宇岐爾　宇岐志阿夫良　淤知那豆佐比　美那許袁呂許袁呂爾　許斯母　阿夜爾加志古志　多加比加流　比能美古　許登能加多理碁登母　許袁婆

**まきむくの**　マキムクは今も村名として殘存する磯城郡の一地域の稱呼で、纏向〔紀〕〔記〕、卷向、卷目〔萬〕ともかくが、語義はマ(眞)キ(木)モ(茂)ク(處)で、——モは字音ではなく、國語でも此音を以て同じ意を表現したので、紀には茂焉をモシ、扶疏をシキモシと訓し、ムと轉呼してはムク(茂)、ムクラ(葎)、タカムク(高茂處)の如く用ひられる——眞木即ち良材の繁茂する處をいふのである。マキの中にはヒ(檜)の木を最良とするから、次のマキサクと同じくヒ(日)一音にかゝる枕詞となるのであるが、爰に特に之を用ひた理由は次に述べる通りである。

**ひしろのみやは**　纏向之日代宮は景行天皇の宮號で、纏向は其所在地であるが、ヒシロはヒシリ(日知)即ち天津日嗣を知ラスといふ意であるから、御母持統天皇と相並んで朝政を聽

かれた草壁太子を日並知皇子命と稱へ（續紀）、神武朝をも橿原乃日知之御世と詠じた例（萬一）があるのである。されば此ヒシロのミヤも天皇の宮殿といふ意で、マキムクは其枕詞に過ぎぬのであるが、故意に先朝の宮號と紛らはしい表現を用ひて、震怒昂奮の天皇の御注意を促し、御手を緩められるやうに仕向けたのは采女の氣轉で、以下三十句に由ありげな言辭を連ね、感興をひきつゝ御氣分の鎭靜を待つて最後の六句に陳謝の意を表したのである。此趣向を解し得ず、牽强附會の辯を弄した近代の學匠に比すれば此采女は餘ほど頭がよかつたものと思はれる。

**あさひの**　旭日ノといふ意。

**ひでるみや**　日照ル宮の謂であるが、濁音假字「傳」を用ひた所を見ると、旱魃を意味するヒデリと同樣に、複合語として取扱はれたのであらう。テルは一般に光輝を發することをいひ、「其が花のテリ坐し」の如くも用ひられるので（上一二六三頁）、特に太陽の照明を表示せんが爲には、更にヒ（日）を冠してヒデリといふを可としたのである。

**ゆふひの**　夕陽ノ

**ひがけるみや**　上記のヒデ゜ルと同じく、ヒガケルはヒ（日）とカゲル（照射）との複合動詞で（第五頁）、夕陽の光遍き宮と讃へたのである。カゲルをカガヤクと同義とし、濁音の遷移を單に音便によると說いたのは考の精しからざるものである。

**たけのねの**　竹ノ根ノ

**ねだるみや**　根ダルは竹の空中根の垂下することをいふのであるが、竹ノ根ノ根までは足ル宮、卽ち富足の宮殿をいはんが爲の序である。

**このねの**　木ノ根ノ

**ねばふみや**　ネバフも亦複合動詞で、宮殿の廣延の比況である。

**やほによし**　ヤホニは彌秀土（ヤホニ）、卽ち秀れた土石の意、ヨシは感動詞で（上一一三頁）、キツキ（構築）の枕詞である。出雲國造神賀詞にも八百土杵築宮と用ひた例がある。

**いきづきのみや**　イは接頭語で、キツキの原義は城築であるが、一般的に構築の意にも用ひられる。但し此は尙原義によるものと解する方がよい。

**まきさく**　マキ（眞木）サ（榮）ク（處）といふ意を以てヒ（檜）の枕詞に用ひたので、上記マキム

クと趣を同うする。されば檜の板戸（繼體紀）、檜の嬬手（萬一）ともつゞけた例もあるので、舊說の如く眞木拆と解しては意が通ぜぬ。

**ひのみかど**　日ノ御門の謂で、天津日嗣の敷きます宮（皇居）なるが故に、ヒ（日）を以て門の限定語としたのである。以上は皇居を讃美したのであるが、次句のニヒナヘ屋も御門を距ること遠からざる所に存したから、半ば序的に叙したのであらう。

**にひなへやに**　ニヒナヘは新食饗の約で、新果穀を天皇と神祇とに奉獻することをいひ、之に新嘗の字を充てるのは、漢土に於て秋祭を嘗といふからである（三－七六頁）。此は最も神聖なる儀式とせられたので、天皇が之を聞し食す爲には淨屋を新造することを例とし、其をニヒナヘヤ（新嘗屋）と稱したのであるが、後世の悠紀殿及主基殿に於ても然るが如く、皇居内に建造することを條件としなかつたから、此際は長谷の五百枝槻の傍に設けられたものと思はれる。

**おひだてる**　生えて居るといふ意（上－二六一頁）。

**ももだる**　百足の意で、五百枝槻の修飾語である。

**つきがえは**　ツキが强靱なる木材の總稱であることは上卷(第二九六頁)に述べた通りであるが、此はユツキ卽ちケヤキの意と解しても差支はなく、エは枝の義である。

**ほつえは**　上枝ハ(上—一八七頁)

**あめをおへり**　天を蔽(オホ)うて居るといふ意。オホヘリをオヘリと約したのはヲオホと〇韻が三つ續くことを厭うた爲であらう。

**なかつえは**　中ツ枝ハ

**あづまをおへり**　アヅマはアツミ(海)の轉呼で、海人系の一支の族名であるが(二—一七二頁)、此はアヅマの國といふ意であらう。天に對してアヅマ及次句のヒナをあげたのは、アメ(天)がアマ(海人)に通ずるからである。

**しづえは**　下枝ハといふ意(上—一八七頁)。

**ひなをおへり**　ヒナは夷と表記せられる族名であるが(壹—一二六頁)、アヅマと同樣にヒナ(夷)人の住む地方と云ふ意を以て用ひられたのである。此時代に於けるヒナ族の主なる占住地は、アヅマの國の東北卽ち奥羽地方であつたのであるが、此は決して嚴密なる地理的

稱呼を意味するのではなく、アヅマに對して此族名を擧げたに過ぎぬ。然るにアヅマをヒガシ(東)と同義語と誤解した結果、先學が之を說きなやんだのは、民族學的智識が皆無であつたからで、已むを得ぬことである。

**ほつえの**　上枝ノ

**えのうらばは**　枝ノ末葉(ウラ)ハといふ意。ウラはウヘ(上)、ウキ(浮)等の語根ウから出た語で、主として草木の上端をいふに用ひられ、ウレとも轉呼せられる。

**なかつえに**　中ツ枝ニ

**おちふらばへ**　フリ(觸)ハフ(延)の約轉フラバフは、若干時に互り觸れて居ることを意味する四段活複合動詞であるが、こゝに其已然形を用ひたのは、落チ觸ラバヘドといふに同じく、反接の爲である。

**なかつえの**

**えのうらばは**

**しもつえに**　上句及後句にはシヅエとあるにも拘はらず、こゝに特に下(シモ)ツ枝としたのは、次

の七音句との釣合の爲であらう。

**おちふらばへ**

**しづえの**

**えのうらばは**

**ありきぬの**　アラ（新）衣の轉呼であらう。新をアリと訓んだ例はないが、ミアリカ（御在處）をミアラカと稱へる所を見ると、aとiとが相通じたことも有り得る。萬葉集第十六卷に蟻衣と書いたのは勿論借字で、同集第四卷の珠衣は、若しアリキヌと訓むとせば、袾衣の誤寫で義譯と見るべきであらう。此は三重の枕詞として用ひられたのである。

**みへのこが**　三重の婇自身のことである。ミヘは伊勢國の舊地名で（肆―二二〇頁）、出身地によつてミヘのウネメと呼ばれたのであるが、ウネメは少くとも此時代には原義により敬稱と了解せられたので（上―二二八頁）、第一人稱としては之を省き、單に三重の子（女子）と名乘つたのであらう。

**ささがせる**　ササゲ（擎）ス（爲）の意の繼續格で、捧げて居るといふことである。

**みづたまうきに**　ミヅ（瑞）もタマ（玉）も美稱、ウキの原義はウ（大）ケ（笥）卽ち大容器であるが、大盞の意にも轉用せられたと見え（肆一一三頁參照）、後揭春日の袁杼比賣が大御酒を獻つた時の御製をも宇岐歌といふとあるのである。

**うきしあぶら**　浮キシ膏の意。アブラはアブリ（炙）とも活用せられるから、馬來ポリネシア語のアピ（火）から出たものとすべきで、本義は燈明であつたと見え、オホトナブラ（大殿油）の如くも用ひられ、其燃料たる脂油の義に轉じたものゝやうである。此當時燃油として用ひたのは何であつたか知れぬが、大盞に浮いたとあるのは、和名抄に佐加阿布良と訓した酒膏のことであらう。

**おちなづさひ**　ナヅサヒはナヅキ、ナヅミ等の語幹ナヅ（上一一四頁）にソヒ（添）といふ動詞を連ねたナヅソヒの轉呼で、添着の意である。上枝の葉は中枝に、中枝の葉は下枝に落ちかゝるが、下枝の葉は支へるものがないから、酒アブラの浮いた玉ウキに落ち着いたといふので、落葉の大御盞に浮いて居るのを知らずして奉つたことに對する辯解である。

**みなこをろこをろに**　コヲロコヲロは諸冊二尊天降傳說に見える古言で、コロコロのコの韻

を伸ばしてコーロコーロと發音したので(一一五〇頁)、クルクルといふに同じい。されば盡に落ちた葉が皆クルクルと旋廻して居るといふ意に外ならぬのであるが、此は右の古傳說の潮コヲロコヲロの口合ひで、興趣を添へる爲に附加へられ、其緣によつて事ノ語リ言モ此ヲバといふ囃詞を用ひたのである。――歌の主體は之を以て終りとし、以下四句は律語を以て意の足らざる所を補うたものと見るべきである。

**こしも**　此ゾといふに同じく、モは感動詞である。歌詞ではないけれども、尙此三音を以て句を切るべきである。

**あやにかしこし**　愈々惶シ、卽ち甚恐多いといふ意。陳謝の表示である。

**たかひかる**　枕詞(上一一二八頁)。

**ひのみこ**　屢〻述べたやうに日嗣の御子の謂であるが、天皇の御上をいふに用ひても語義上差支はない。履中紀にも淡路行幸中天空に聲あつて、天皇に對し劒刀太子王也と呼びかけたとあるのである。

**ことのかたりごとも**　事ノ語リ言モ

**こをば**　此ヲバ。――此兩句は神語(カミコト)と稱せられる八千矛神の贈答歌に用ひられた囃詞で（上一一三頁）、古事を語り又は謠ふ場合、最後に添付することを例としたもの丶やうである。纏向之日代宮と謠ひ起し、皆コヲロコヲロと結んで詠史の形態を附與しながら、巧に粗忽の御詫を申上げた此奇智頓才は死罪を贖うて餘りあるものである。

〔大意〕天津日嗣の大宮は朝日が照らし、夕日の光遍き宮、富足なる宮、擴延せる宮、土石を以て築き固めた宮で、日の御門である。新嘗殿に生えて居る繁茂した槻は、上枝は天を蔽ひ、中枝はアヅマの國を蔽ひ、下枝はヒナ族の占住地を蔽ひ、上枝の梢の葉は中枝に落ちかゝり、中枝の末葉は下枝に落ちかかるけれども、下枝の末葉は三重の女の子の捧げて居る玉盞中の脂のやうな酒に落ち込み、皆クルクルとなづんで居る（以上歌詞）。これは甚恐多いことでござりました。陛下よ。此をば事の語り言と申します

此歌によつて婇の罪は免された。

爾時皇后の御歌

〔記〕夜麻登能　許能多氣知爾　古陀加流　伊知能都加佐　爾比那閇夜爾　淤斐陀弖流
波毘呂　由都麻都婆岐　曾賀婆能　比呂理伊麻志　曾能婆那能　弖理伊麻須　多加比加
流　比能美古爾　登余美岐　多弖麻都良勢　許登能加多理碁登母　許袁婆

**やまとの**　大和ノ

**このたけちに**　後世の高市郡地方をも古來タケチと稱したが、本歌は右の婇の作と同じ機會に詠まれたのであるから、此タケチは高市の御縣のことではなく、朝倉宮の所在地附近をいふのであらう。皇從兄を磐坂市邊押羽皇子と稱した所を見ると、上古朝倉村大字磐坂に市の存したことは疑なく、タケチは恐らくはタケ(竹)イチ(市)の謂で、椿のある市をツバイチと稱するやうに(肆―七三頁)、地物によつて名を負はせたものと思はれる。

**こだかる**　小高有といふ意。形容語幹にシ、ケ(若くはキ、ク、ケレ)を接尾して活用するのは

第二次發達に屬し、其以前は動詞と同樣にアリを連結したものゝやうで、今も石垣島等では高イをタカサーンといふのである。――アーン又はアンはアリ（アル）の舊形である――小高を後代語臭しとして木高の謂とするのは〔抄〕〔言別〕誤りで、此は次句の市のツカサの修飾であるから、ウヅタカイ（堆）といふ意であらねばならぬ。

**いちのつかさ**　イチ（市）はマチ（町）と同じくチ（道）から分化した語で、交通の衝に當り、民衆の來集する地點を意味し、其處に物々交易が行はれたにより、互市の義をも生じた。文書が用ひられなかつた時代には、官憲の布告宣示等は、市に於て行はれたが、之が爲に土石をツキ（築）カサ（重）ねて小堆を造り、之をツカサと稱へた。官司をツカサと稱するのも之に因るものであるが、一般に小高い處をいふに用ひられ、涯（キシ）のツカサ、野山ツカサ、野ヅカサ〔萬〕などいふ用例がある。之を略してツカと稱へ、墓冢の義に用ひるやうになつたのは近代のことで、一里塚の如きは尙古の市のツカサの名殘と見るべきである。

**にひなへやに**　ニヒナヘは四方の民衆が奉るものであるから、新嘗屋も市のツカサに近く建てられたのであらう。前句との間に近イ又は側ナルといふ意が含まれて居るものと了解す

べきで、婇の歌に日乃御門ニヒナヘヤと續けたのと同じ趣である。

**おひだてる**　前出

**はびろ**　葉廣の意で、三音一句。――以下は記に石之比賣皇后の作とある歌の語句（上一二六二頁以下）とよく似て居るが、其を眞似たのではなく、寧ろ此歌の方が原（モト）で、同じく皇后の御作といふ所から、彼歌に紛れ込んだのであらう。されば此部分に限り仁德紀に異傳があるのである。

**ゆつまつばき**　齋淨なる椿といふ意（上一二六二頁）。

**そがはの**　其葉の如くといふ意味である。

**ひろりいまし**　廣がり居たまひといふ意（上一二六三頁）。

**そのはなの**　其花ノ如ク

**てりいます**　光り耀いて御座るといふことである（上一二六三頁）

**たかひかる**　枕詞

**ひのみこに**　日之御子ニ

**とよみきたてまつらせ**　豐御酒を奉ラシメヨといふ意で、上卷スセリ姫の歌（第四〇頁）に述べたやうに、本來奉壽の歌謠の終りに添付する辭禮の一形式であつたのを歌詞に取入れたものと思はれる。

**ことのかたりごとも**
**こをば**　｝前出

〔大意〕大和の此竹市に小高い市の封土（の傍なる）新嘗殿に生えて居る葉の廣い淨い椿の葉のやうに廣がり、其花の如く光りかゞやいて御座る天皇に豐御酒を奉らしめよ

御製

〔記〕毛毛志記能　淤富美夜比登波　宇豆良登理　比禮登理加氣弖　麻那婆志良　袁由岐阿閇　爾波須受米　宇受須麻理韋弖　祁布母加母　佐加美豆久良斯　多加比加流　比

能美夜比登　許登能加多理碁登母　許袁婆

**ももしきの**　天皇の外祖母を百師木伊呂辨と稱したとある所を見ると〔記〕、モモシキは本來磯城の美稱で（陸―一六三頁）、御母忍坂之大中比賣皇后の本貫なる忍坂（今の磯城郡城島村の大字）附近をモモシキと稱したのであらう。朝倉宮の所在地磐坂は之に隣するから、モモシキの大宮といへば直に朝倉宮と了解せられたのである。之を大宮の枕詞とし、百石城の義と解するやうになつたのは、原義の忘れられた後世のことで、此時代には右の如き枕詞はあり得ぬ。

**おほみやひとは**　オホ（大）はミヤ（宮）にかゝる美稱で、後句の日ノ宮人と同じく、廷臣宮嬪を意味する。

**うづらとり**　鶉鳥の意。鶉をウヅラと稱へる理由は判明せぬが、韓語뫼추리と同語と思はれる。此大御歌にはウヅラ、マナバシラ、スズメといふ三禽を準枕詞的に用ひて興趣をそへてあるが、其は恐らくは此等の鳥が御目に留まつた爲の御卽興であらう。

**ひれとりかけて**　ヒレはヒラ（平）から分化した語で、匾平なるものゝ總稱であるが、此は天

武紀に肩巾此云二比例一とあり、和名抄に領巾の字をあてたものをいふのであらう。但し同書の說の如く婦人のみの服飾ではなく、衽襟の完備しなかつた此當時に於ては（第一五頁）、胸部の露出を防ぐ爲に肩から垂下したので、廷臣宮嬪の正裝であつたのであらう。――祝詞に比禮カクル伴緒（男）とあるヒレは此とは異り、褶をいふものゝやうである（古語大辭典）――ウヅラトリを枕としたのは、鶉の雄は生殖期に至れば、頸部の羽毛が美しい赤色を呈し、ヒレを取かけた趣があるからであらうが、尚ウヅラトリとヒレトリとを重ねて押韻せられたのである。

**まなばしら**　和名抄には此鳥名は見えず、字鏡は鶚及鴡に此訓をあてゝ居る。此兩禽は同書によればいづれも食魚鳥とあるから、其姿を見れば魚が驚き走るといふ意を以てマナ（魚）ハシル（走）と稱へたのではあるまいか。――マナビ（學）シル（知）の意としてトツギヲシヘドリ（鶺鴒）の別名とするのは俗解である（二―四三頁）――さればこそヲユキアヘとつゞけたので、ヲは「魚」の字の韓音（어）であるが、夙にマナに代用せられ、接頭語を冠してイヲ又はウヲと稱へ、後掲の歌垣の歌及春日皇女の詠にも用ひられて居る。ユキアヘは行饗の

意である。

**をゆきあへ**　前句との續合は右の通りであるが、本意は大宮人が丘の上を行會ふことを意味するので、アヘはアヒ(會)の音便と見るべきである。

**にはすずめ**　スズメは一般に雀の謂と了解せられて居るが、スズは擬聲語で、メはツバメ等のメと同じく群鳥の意を以て添加せられたもの丶やうであるから、古は廣く雀科小禽を呼稱したのかも知れぬ。其中最も人類生活に接近する習性を有するものをニハ(庭)スズメと稱へて區別したことはあり得る。次句の比況であると同時に、スズといふ語音を疊んだのである。

**うずすまりゐて**　ウズスミアリの連約で、語幹のウズスは源語にウススキと用ひられ、ウは接頭語であるからイススキとした例もあり(壹―二三七頁)、スズロの形に於ては漫然を意味する。されば漫然たる擧止を表現する爲にウズスミといふたことも有り得べきで、ウズスマリ居ルといへば漫坐の義と了解せられるのである。——契沖が蹲居而(ウヅクマリヰテ)とし、宣長が群統居而と解したのは音韻變化及語構成法則上承服することが出來ぬ。

**けふもかも**　ケフがカ（日）フ（經）の轉呼で、ユフ（夕）に對して晝間を意味することは既述の通りで（第一二頁）、轉じて「今日」といふ義を生じたのである。カモは間投詞的に用ひられたのであるから、句意は今日モといふに過ぎぬ。之を疑問句とすると條理が通らぬので、宣長は此歌を旁題なりとし（記傳）、守部は二句を補うて居るが（言別）、いづれも無用の穿鑿といはねばならぬ。

**さかみづくらし**　サカミは榮水（サカミ）の謂で、サケと同義語である（上ー九三頁參照）。之にツク（就）といふ意を以て酒宴をサカミヅクと稱へ、萬葉集第十八卷にも太上皇（元正天皇）が左大臣橘卿の邸に於て肆宴の時、河內女王の獻つた歌に「サカミヅキいます我大君かも」と用ひられて居る。此から御酒を給はらうとする際であるので、ラシといふ推定的表現が用ひられたのである。

**たかひかる**　ヒ（日）にかゝる枕詞（上ー一二八頁）。

**ひのみやひと**　日之宮は皇居卽ち大宮と同義で、初句のモモシキの大宮人を、タカヒカル日之宮人といひかへて反復表現せられたに過ぎぬ。

ことのかたりごとも
こをば　此二句は上記の如く單に囃詞として添へられたのである。
〔大意〕百師木の大宮人は鶉のやうに肩巾(ヒレ)を取かけて小山を行きかひ、雀のやうに
　漫坐して今日も酒宴をするらしい
此三歌者天語歌(アマコトウタ)也とあるのは、事ノ語リ言モ此ヲバといふ囃によつて與へられた
名稱で、樂曲の有無は不明であるが、歌其ものは純然たるヤマト歌調であり、内
容は正しく卽興歌で、古事を詠じたものではない。此外に同じ機會に春日の袁杼
比賣に賜はつた御製及奉獻歌各一首が收錄せられて居るが、便宜上次に項を分つ
て說述する。

○春日の袁杼比賣

丸邇之佐都紀臣の女袁杼比賣を娶される爲、春日に行幸の際、途上で逢は

れた媛女が岡邊に逃げ隱れたので、詠まれた大御歌

〔記〕袁登賣能　伊加久流袁加袁　加那須岐母　伊本知母賀母　須岐波奴流母能

**をとめの**　此少女は何人であつても歌意には變りはないが、私は袁杼比賣當人と解したい。求婚せられた少女が、內心はともかくも、之を欲しないといふことを表明する爲に一旦遁避するのが我國の古習であつたらしく（肆―二六頁）、應神天皇の御製にも矢河枝比賣が背面を見せたとある所を見ると（上―一七五頁）、此淑女も臨幸を耳にして岡の邊に匿れたのではないかと思はれるのである。和邇の大忌（貳―一五四頁）で、春日に居住し、父を佐都紀と稱へ、――サツキのサは恐らくは接頭語で、祠官なるが故にイツキ（齋）と呼ばれたのであらう――季女であつたからヲト（少）ヒメ（媛）と稱したものと思はれる。紀に春日和珥臣深目の女童女君とあるのと同人なることは勿論で、フカメは女性の名であるから、父の代りに母の名をあげたものとすべく、童女君はヲミナキミと訓み、ヲミナは年少女性の敬稱なるが故に（上―一八〇頁）、ヲト媛と同義になるのである。

**いかくるをかを**　イは接頭語で、匿ルル岡ヲといふ意である。カクルは上古四段に活用せら

れたから（上一一七頁）、其連體法もカクルルとは云はず、カクルであつたのである。

**かなすきも**　スキはサキ（割）及ソギ（殺）と同類語で、其意味を以て農具の一種の呼稱に用ひられたのである。上古はクハ（鍬）と同じく（上一二八〇頁）木製であつたと思はれるが、此時代には既に金屬製のものが出現したので、特にカナ（金）といふ語を冠して區別したのであらう。

**いほちもがも**　イホは五百の意と了解せられて居るが、モモ（百）の代りにホといふのは五百(イホ)と八百(ヤホ)とに限る所を見ると、ホに百の義があるのではなく、不定代名詞イが五又は五十を表示するので、其秀(ホ)なるものといふ意を以てイホといふ語が生れたのであらう。――ヤホも亦彌秀(ヤホ)の義と了解せられる――チはミツ（三）、ヨツ（四）、ハタチ（廿）、ミソチ（卅）等のツ、チと同じく、原義は「數」（韓語치）である。ガモが願望表示で、體言に連る場合には助語モの介在を必要とすることは既に述べた。

**すきはぬるもの**　鉏キ撥(ハヌ)ルモノ（ヲ）といふ意。ハネはハナチ、ハナシ、ハナリ（放）の語幹ハナから分化したのであらう。ハジ（彈）、ハリ（張）、ハフリ（放）、ハラヒ（拂）等ハを語根とする

語は皆類似の意味を有して居る。

〔大意〕少女の隠れる岡を、金鉏が五百箇もあれば、鉏き撥（ハ）ねようものを
此御製の故を以て此岡を金鉏岡と名づけたとあるが、或は最初から其名がカナスキであつたから、金鉏の意に取りなして興ぜられたのかも知れぬ。若し然りとすれば和珥之武鐰坂と同じく、スキは聚落を意味し、カナ（金）及タケ（竹）は區別稱呼として用ひられたのかも知れぬ。春日郷の一地點なることは疑はないが、其名を傳へて居らぬので所在も不明である。袁杼比賣は遂に思召に從ひ采女として入内し、春日大娘皇女（仁賢皇后）を生みまゐらせた〔紀〕。記によれば上掲百枝槻の下の豐樂にも陪侍し、天皇との間に次の如き唱酬があつたとある。

袁杼比賣が大御酒を獻る時、天皇の御製

〔記〕美那曾曾久（ミナソソク） 淤美能袁登賣（オミノヲトメ） 本陀理登良須母（ホダリトラスモ） 本陀理斗理（ホダリトリ） 加多久斗良勢（カタクトラセ） 斯多（シタ）

賀多久　夜賀多久斗良勢　本陀理斗色須古

**みなそそく**　水之注グの謂であらう。ミナカミ（水上）、ミナソコ（水底）、ミナクチ（水口）の如き複合名詞に在つてはミナはミヅ（水）と同語であるかのやうにも見えるが、獨立してミナと用ひられた例もなく、ミナト（水門）をミトともいふ所を見てもナは之の義とすべきである。此場合に於ても動詞ソソグの主語はミ（水）で、連繫の爲にナ（之）を加へたものと見ざるを得ぬ。オミ（大水）卽ち海にかゝる枕詞である（上―二二八頁）。

**おみのをとめ**　此オミは臣（大身）の謂ではなく、意富美卽ち大忌の約で、其女といふ意味を以てオミのヲトメは呼ばれたのである。語音は同一であるが、桑田の玖賀媛の呼稱（上―二二八頁）と同一視することは出來ぬ。

**ほだりとらすも**　ホはハツ（初）の原語であるから（第五七頁）、ホダリはハツタリといふに同じく、萬葉集第十六巻乞食者の歌にも難波乃小江乃始垂と用ひられて居る。其は鹵汁の初垂をいふのであるが、淸酒の初獻の謂にも流用し得べきで、轉じて其容器の名となつたのであらう。後世罇（樽）をタルと稱するのもその上略と思はれる。宣長はホダリを秀罇の義と

し、和名抄に樽（罇）今案無二和名一とあるのは、中世京畿に於て此語を失うた爲で、邊鄙に殘つて居たのが後日復活普及したのであらうと說いたが、酒器のやうな上流社會の日常什器の名が、或時代全く忘却せられ、後日再現するといふが如きことは有り得ぬ。トラスは執リナスの義としても差支はないが、身分のある女性のことであるから、天皇に於ても御會釋があつて敬語を用ひられたのかも知れぬ。モは感動詞である。――以上三句は一聯で次の五句一聯と對立する。

**ほだりとり**　此トリ（執）は語句を隔てゝトラセに接續するものと見るべきで、散文ならば下カタク彌固クといふ副詞を先にしてホダリ(ヲ)執リ執ラセといふべきであるが、律調上の必要から轉置せられたのである。

**かたくとらせ**　トラセは執リマセ（又は執リナセ）の意。

**したかたく**　下固クといふ意。此語によつて想像するに、此ホダリ（酒器）は把手のない下脹（シモフク）れのものであつたのであらう。

**やがたくとらせ**　ヤガタクは彌固クを意味する。

**ほだりとらすこ**　ホダリ(酒器)を執リマス(ナス)子(女子)といふ意である。

〔大意〕大忌の少女がホダリ(酒器)を執るよ。下方を固く彌固くホダリ執れ、ホダリを執る子よ

此者宇岐歌也とあるが、ウキは三重の采女の歌によれば口の開いた盞乃至椀狀のものゝやうで、ホダリと同一物とは考へられず、しかも句法は仁德天皇の大猪子が原の歌(上―二七二頁)と全然同一であるから、或は次の奉答歌に志都歌也とある注記をこゝに移すべきであるかも知れぬ。

爾に袁杼比賣の獻つた歌

〔記〕夜須美斯志　和賀淤富岐美能　阿佐斗爾波　伊余理陀多志　由布斗爾波　伊余理陀多須　和岐豆紀賀　斯多能　伊多爾母賀阿世袁

**やすみしし**　枕詞(上―一二八頁)。

春日の袁杼比賣

**わがおほきみの**　我が大君ノ

**あさとには**　崇神紀の歌のアサトは朝門の義であるが、此アサト及ユフトは朝夕の意であらねばならぬから、トは夕（方）に通ずる接尾語で、朝方、夕方の謂であらう。

**いよりだたし**　イは接頭語で、倚り立チマシといふ意である。

**ゆふとには**　夕方ニハ

**いよりだたす**

**わきづきが**　朝夕倚り立タスとある所を見ると、ワキヅキは脇衝の謂で、坐臥の具と思はれるが、如何なる制式であつたか判明せぬ。和名抄にオシマヅキと訓した几の項下に有㆓脇息之名㆒所㆑出未㆑詳とあるのが之に當るのではあるまいか。次句によれば其下部は板張であつたとせねばならぬ。

**したの**　シタ（下）ノ（之）の三音一句で、長句に代はるものである。此例は既に屢々見えた。

**いたにもがアセヲ**　板ニモガは板でありたいといふ意で、ガは願望を表示する助語である（上一一八〇頁）。アセヲが囃詞であることは上述の通りである（第二〇七頁）。

〔大意〕陛下の朝夕に倚り立ちたまふワキヅキの下の板でありたい
　此者志都歌也とあるが、句法は純然たるヤマト歌であるのみならず、此歌は朝夕御傍を去らぬワキヅキを羨む情を述べたもので、豐樂の際の奉獻歌としては不適當であるから、或は別の機會に詠じたものが此處に附會せられたのであるかも知れぬ。――三重の釆女の歌以下六首を紀が採用しなかつたのは、必しも僞作と認めた爲ではなく、歴史としての價値が乏しいと見たのであらう。

○木匠助命の歌

紀には逆鱗に觸れた木匠に關する二種の傳説が收録せられて居る。其は人物も事件の内容も相違するから、全然別個のものであるかも知れぬが、便宜上一括して説述する。

　木工闘鷄御田といふものが命により樓閣を作り、其上から飛ふが如く四方

に疾走したのを、會々來あはせた伊勢の釆女が見て之を怪しみ、庭に顚仆(タフ)れた爲に、擎げて居た御饌を覆した。天皇は御田が此釆女を姧したのであらうと疑はれて、物部に引渡して刑に行はれようとせられた時、侍坐の秦酒公が諷諫の目的を以て、琴を彈じて次のやうに謠うた

〔紀〕柯武柯噬能　伊制能　伊制能奴能　婆柯曳鳴　伊裒甫流柯枳底　志我都矩屢麻泥爾　飫裒枳瀰儞　柯拕倶　都柯陪麻都羅武騰　倭我伊能致謀　那我倶母皚騰　伊比志拕倶弥皤夜　阿拕羅陀倶弥皤夜

**かむかぜの**　枕詞（上一六六頁）。

**いせの**　三音一句。此歌は心に浮んだ儘を直に口に出したものと見え、句法には拘はらず、頗る奔放自在であるが、尙よく律調に恊うて居る。イセ（伊勢）は釆女の鄕國なるが故に、此二句を以て謠ひ起したのである。

**いせのぬの**　伊勢ノ野ノといふ意。イセノの三音を反復したのは律調の爲である。

**さかえを**　榮枝ヲ即ち榮ゆる枝をといふ意。

**いほふるかきて**　イは接頭語、ホフルはハフル(放)の音便で、今も「屠」の義に用ひられ、ホール と發音すると「拋」の意と了解せられる。柯枳底はカケテと旁訓せられて居るが、枳をケの音符とすべき理由がないから、カキテと訓み、放リ缺キテといふ意とすべきであら う。折リ缺クといはずして特にホフリ缺クといふ表現を用ひたのは、伊勢の釆女が御饌を ホフリ(拗)出したことを含める爲と思はれる。

**しがつくるまてに**　其が盡クル迄といふ意。マデ(迄)は本來マテニの約濁で、マタ(俣)ニと いふに同じく、道路、河流、枝條等分岐するものは皆其マタを以て行止りとするから、迄の 義を生じたのである。其故に助語ニを添へることを必要としたのであるから、若し痲泥の 泥を濁音符とすれば、次の爾は蛇足といはねばならぬ。伊勢の野の榮枝は數限りのないも のであるから、其を缺き盡くすまでといへば、幾久しくといふ意になるのである。

**おほきみに**　大君は天皇をいふ。

**かたく**　固ク。此も三音一句である。

**つかへまつらむと**　仕へ奉ラムト

**わがいのちも**　我が生命モ

**ながくもがと**　「長くあれかしと」といふ意。

**いひし**　言ヒシ。三音一句

**たくみはや**　タクは手工の謂であるから（上―二〇二頁）、之にミ（身）を連ねたタクミといふ語は工人（匠）を意味し、匠ハに感動詞ヤを添へて之を惜しむ意味を表現したのである。此木匠はツゲ（鬪鷄）と冠稱せられて居るから、大和國山邊郷郡都介郷（和）出身なることは疑なく、御田（ミタ）といふ名も同じく地點稱呼から出たものと思はれる。一本云猪名部御田蓋誤也と分注せられて居る所を見ると、後揭の眞根と同じくヰナ部民なりとする一異傳も存したのであらう。

**あたらたくみはや**　アタラは可惜といふ意（上―二八八頁）。

〔大意〕伊勢の野に榮ゆる（木の）枝を缺き盡すまで、天皇に固く仕へまつらむとて、自分の命（イノチ）も長かれかしというた匠（タクミ）はよ。可惜（アタラ）匠はよ

天皇は此琴歌を聞し召して直に恩赦せられたとある。酒公は應神朝に歸化した弓月公の孫で、此朝に於て特に寵遇を蒙つたとあるから、助命の暗訴が効を奏したのであらう。即吟なるが故に句法は洗練せられて居らぬけれども、尚左記の如く分節すると、律調に協うて居ることが證明せられる(歌學二九頁以下)。

カムカ(長)ゼノ　イセ(短)ノ　イセノ(長)ヌノ　サカ(短)エヲ
イホフ(長)ルカキ(短)テ　シガツ(長)クルマテ(短)ニ
オホキ(長)ミニ　カタ(短)ク　ツカ(短)ヘマツラ(長)ムト
ワガイノチモ　ナガクモガト(律外)
イヒ(短)シ　タクミ(長)ハヤ　アタ(短)ラタクミ(長)ハヤ

猪名部の眞根といふ木工は石を質(アテ)とし、斧を揮うて材(キ)を劉(ケツ)るに、決して刄を傷はぬほど熟練して居た。天皇は其を御覧になつて、必ず過つことはな

いかと確められた上、采女等を裸にして犢鼻をつけさせ、眞根の前で相撲をとらしめられた所、さすがの彼も之に氣を奪はれて斧の刃を毀つた。之が爲に妄言の罪に問はれ、物部に引渡されて死刑に處せられようとしたとき、同僚の工匠が其伎能を惜んで詠じた歌

〔紀〕婀拕羅斯枳（アタラシキ）　偉儺謎能陀倶弥（ヰナメノタクミ）　柯該志須弥儺皤（カケシスミナハ）　旨我那稽摩（シガナケバ）　拕例柯柯該武預（タレカカケムヨ）
婀拕羅須弥儺皤（アタラスミナハ）

**あたらしき**　可惜の意のアタラシの連體形である。

**ゐなめのたくみ**　ヰナメはヰナベ（猪名部）の音便で、攝津國河邊郡爲奈郷（和）附近に占住したが故に此名を負うたのであるが、應神朝に新羅から貢進した能匠を編入せられたとある所を見ても（陸一九三頁）、以前から工作部として存立したものと思はれる。マネは眞似の意で、物を挾することが巧であつたから、此名を得たのであらう。

**かけしすみなは**　スミナハ（繩墨）といふ名稱は和名抄工匠具にも見え、今も之を用ひて居る

が、此當時は遙に簡單なものであつたと思はれる。パラウ島民は今も或種の蔓草の長い莖又は細縷の索條を煤の溶液に浸して直線を引くに用ひるが、黒壺、小錐(カルコ)などは備へて居らぬ。萬葉集には「黒繩をハへたる如く」〔巻五〕、「斐太人のウツ墨繩」〔巻十一〕の如く用ひられて居るが、架け亙すものであるから、カクとも云ひ得ることは勿論である。――此は旋頭歌で以上三句を以て前聯とする。

**しがなけば**　其が無クバといふ意。ナケバは形容詞活用が尙未だ完備しなかつた以前の形態である(上一三〇二頁)。

**たれかかけむよ**　誰カ架ケムといふ意。ヨは感動詞である。

**あたらすみなは**　可惜墨繩といふ意であるが、之を架け得る人の無くなることを悲しんだのである。

〔大意〕惜しむべき猪名部の匠がかけた墨繩は、其(人)が無くば誰がかけようぞ、

アタラ墨繩を

右の歌によつて後悔せられ、勅使を甲斐の黒駒にのせて刑場に急派し、釋放せしめられた。其時の大御歌

〔紀〕農播拖磨能　柯彼能矩盧古磨　矩羅枳制播　伊能致志儺磨志（一本伊志柯孺阿羅磨志）柯彼能倶盧古磨

**ぬばたまの**　黒にかゝる枕詞（上一一七頁）。

**かひのくろこま**　甲斐國産の黒駒といふ意。當時此國は名馬を産したのであらう。コマのマは有情の生物を意味する原語で、動物の總稱としても用ひられるのであるが、馬の字の韓音も亦マ（마）であるから、――恐らくは右のマと同原から分化したのであらう――往々混同せられた。此はウ（大）マ（馬）に對するコ（小）マ（馬）の謂と解すべきで、漢字駒に二歳の馬といふ意があるから、之を假りたのであるが、多くの場合兩者は殆ど同義語として用ひられた。

**くらきせば**　クラは座の意から轉じて馬背に敷く坐具（鞍）をいふにも用ひられたので、通例

鞍をオクといふが、馬に就いていへば著スとしても妨はない。

**いのちしなまし**（いしかずあらまし） イノチ死スは單に死ヌといふと同義（上―一七頁）。イシカズのイは接頭語で、及バズといふ意である（上―二五七頁）。マシといふ未來想定を用ひたのは其が推量であるからで、シカマシモノヲの意とするのは不當である。イノチ死ナマシとしても、其上に及バズシテといふ語句が省かれて居るものとせねばならぬ。

**かひのくろこま** 第二句の反誦で、言を黑駒をかりて其騎士を激勵する意が含まれて居るのである。

〔大意〕甲斐の黑駒に鞍を著せて居ると、（間にあはずして）生命を失ふであらう。――或は「間に逢はぬであらう」――（急げ）甲斐の黑駒よ

○齒田根命

狹穗彦の玄孫齒田根命といふものが、密に采女山邊の小島子と通じた事が

露顯して、物部の目大連が命を受けて其罪を責め、馬八疋大刀八口を以て祓を行はしめられた。其後齒田根命の詠じた歌

〔紀〕耶麼能謎能（ヤマノメノ）　故思麼古喩衞爾（コシマコユヱニ）　比登涅羅賦（ヒトテラフ）　宇麼能耶都擬播（ウマノヤツゲハ）　鳴思稽矩謀那斯（ヲシケクモナシ）

**やまのめの**　メはべと相通で、ヤマノベ（山邊）である。

**こしまこゆゑに**　小島子は前文の如く此采女の名である。ヤマノベは大和の地方名で（今も山邊（ヤマベ）郡と稱へる）、當時之を氏名としたものには山邊之別（參—四七頁）と山邊之縣主（參—二六三頁）とがある。此女性が其孰れに屬したかは判明せぬが、ウネメ（上—二二八頁）と稱せられた所を見ても名門の出とせねばならぬ。コシマには小スマ（住區）の意があるから、地名を取つて名としたものと思はれる。齒田根命は後文によれば河內の惠我の長野（伍—一〇三頁）の豪族であるが、——ハタネといふ名もハタ（畑の義か）といふ地名から出たのであらう。ネは敬稱である——內廷に奉仕中此采女と相愛に落ちたのであらう。ユヱ（故）はユリ（因）から分化したものゝやうである。

**ひとてらふ**　テラフはテル（光）の進行格であるが、轉じて衒示の義を生じたので、人テラフといへば人ガ誇ルといふ意と了解せられる。

**うまのやつげは**　ヤツゲは八毛の意。ケモノ（獸畜）に對してケ（毛）を數稱としたことは有り得べきで、禽鳥を一羽二羽と數へるのと趣を同うする。

**をしけくもなし**　ヲシケは惜シキの古形態で、クは「事」を意味する語分子であるから、惜シキ事モナシといふ意になるのである。

〔大意〕山邊の小島子故に（ならば）、人の誇（りとす）る馬の八毛（疋）は惜しいこともない

此不謹愼な態度が更に逆鱗に觸れたことはいふまでもなく、資財を餌香の市邊の橘の本の地上に置かしめ、其私領長野村を物部目大連に賜はつたとある。此は采邑沒收、私財分散を意味する。

## ○吉備臣尾代

天皇崩御の當時、吉備臣尾代は新羅出征の途にあつたが、郷國を經由したので、部衆を娑婆水門（今の備後國沼隈郡佐波村）に留めて歸省中、所部の五百人の蝦夷が諒闇の機に乘じて叛亂を起したから、水門（蘆田川の要津）に引かへして之と戰うた。夷兵等は巧に箭を避け、跳り越え伏し躲はして命中せぬので、弓弦を空鳴させて之を嚇し、海濱に偃伏するを待つて其二隊を射殺したが、箭が竭きたから船人に之を乞うたけれども、恐怖して持つて來ぬので、弓を立て、弓末を執つて高吟した歌

〔紀〕瀰致爾阿賦耶　嗚之慮能古　阿毎爾擧曾　枳擧曳儒阿羅毎　矩爾々播枳擧曳底那

**みちにあふや**　ヤは例の間投詞で、道ニ遇フは尾代之子にかゝる修飾語であらねばならぬから、守部はミチを征旅、アフを合戰の義と解したが、出征の途次蝦夷等と一戰に及んだといふ意としては言葉が足らぬ。或は此句は峯のシリ卽ち山麓が街道に於て相會するといふ

意の枕詞であるかも知れぬ。尾代（備後國沼隈郡松永町の小字）の地形は之に該當する。

**をしろのこ**　尾代は右の如く地名であるから、其地在住の吉備氏族が尾代臣とも尾代之子とも名乘つたのであらう。三重の子（第二九頁）といふ例もあり、男女共に自稱にコ（子）を用ひたものと思はれる。

**あめにこそ**　天ニハといふに同じい。助語コソは之を强めたのである。

**きこえずあらめ**　聞こえぬであらうがといふ意である。

**くににはきこえてな**　國ニハ聞コエナムヨといふに同じく、句末のナは單純なる感動詞で、希望表示ではない。聞コエテは現在完了格の未然形であるから、助動詞ムを添へずとも未來時格を表示するものと了解せられる。聞コエナ（又は聞コエムヨ）と云はずして、特に完了時格を用ひたのは、聞コエといふ完了事實が未來に起ることを表示せんがためであらう（要錄九四四頁）。

〔大意〕尾代の子（の名）は天上にこそ聞こえないであらうが、（此）國土には聞こえ亙るであらうよ

遂に丹波國浦掛水門まで追ひ迫つて鏖殺したとあるが、丹波は疑問とすべきで、此は備後方面にもウラカケ（浦蔭の意か）といふ水門が存したのかも知れぬ。但し何處にも此名は殘つて居らぬ。

# 四、室壽の辭及歌（紀一首）

市邊押磐皇子遭難の後、其王子御二方は播磨國に落ちのび、僮僕に伍して富農の許に寄食せられたが、其傭主の新屋の賀宴に際し、來賓の前に於て歌舞に託して御身分を告白せられた結果、再び世に出でたまひ、天津日嗣を繼承せられた。其際弘計王（顯宗天皇）が朗誦せられた賀辭及歌は顯宗紀の前文に掲げられ、記は甕栗宮（淸寧天皇）の記事として收錄して居る外に、播磨風土記にも見える。三傳は殆ど全部相違して居るが、正訛を判別することは困難であるから、以下逐次說述する。

○記の所傳

針間國の宰に任ぜられた山部連小楯が、其國人志自牟といふものゝ新室に招かれて盛宴中、侍座のものが順次儛を奏して興をそへたが、火燒に召使はれる二少年の番に至り、互に相讓つた後、兄から始め、次で弟が立上り朗誦した詠辭

物部之　我夫子之　取佩　於大刀之手上　丹畫著　其緒者　載赤幡　立赤幡見者　五十隱　山三尾之　竹矣訶岐苅　末押縻魚簀　如調八絃琴　所治賜天下　伊邪本和氣　天皇之御子　市邊之　押齒王之　奴末

**もののべの**　モノノベ（物部）は部（氏）名であるが、本來部衆を意味し、戰役にも從事したので、之からモノノフ（武士）といふ語を分化した（五ー二三六頁）。さりながら此當時にはモノノフは未だ獨立した一語となつて居なかつたと思はれるから、假に其意に用ひられたとしても尙モノノベと稱へた筈で、或は室主志自牟自身が物部々衆であつたことも有り得る。此國には早くから播磨物部といふ一國が存在したのである（五ー二五三頁）。いづれにしても

物部は次句我夫子の限定語として用ひられたのである。

**わがせこが**　僮僕たる袁祁王からいへば我夫子は勿論主人志自牟のことであらねばならぬ（第一二頁參照）。

**とりはくたちの**　此は現在佩用して居る大刀をいふのではなく、佩用する大刀の意であるから、トリハケルと訓するのは誤りで、トリハク大刀といはねばならぬ。

**たかみに**　タカミ（手上）は欛柄の意（三―三三頁）。

**にかきつけ**　ニの原義は土石であるが、赭土が最も多く需要せられたので、ソボニ（染土）又は單にニといへば赤土卽ち丹の謂と了解せられるやうになつた。此原料を以て揩（摺）染することをカキツクといふたのであらう。――眞福寺本に盡とあるのは必然畫の誤寫であらねばならぬ。

**そのをには**　其緒者とあるが、語調上からも意義上からも其緒ニハと訓むべきである。

**あかはたをたち**　原文の載は眞淵說の如く裁の誤記とすべきで、アカハタは赤布をいひ、之を裁ちて大刀の緒とすることを意味する。以上は室主志自牟の大刀の装飾に託して次句ア

カハタをいひ起す序としたのである。

**あかはたを**　此アカハタは儛の手草として携へた杖又は矛に取着けた赤幡をいふ。

**たてゝみれば**　建テ、見レバといふ意。此時手にした矛を衝立てゝ屹と見えをしたのであらう。所作を腦中に描いて解釋すべきである。

**いかくる**　イは接頭語、カクル(隱)は四段活用の連體形である。

**やまのみをの**　ミはマに通ずる接頭語で、山ノ尾(裾)ノといふことである。

**たけをかきかり**　山の裾の竹を切りといふ意。カリとキリとは本來同語から分化したもので(三—一三六頁)、カキは準接頭語である。次句のスヱ(末)に對し、竹ヲの次にモト(本)といふ語があつて然るべしと宣長は論じて居るが(記傳)、調の上からは之なきを可とする。卽席のツラネ(連辭)であるから、必しも句々對偶するに至らなかつたのであらう。

**すゑおしなびけ**　切つた竹の末を靡かせといふ意。オシも亦準接頭語である。——眞福寺本には末押縻とあり、縻の字は從來靡の變體と見なされて居るが、私は後續語句との續合から考へて、靡結の二字の脚旁なる非と吉とを省き一字に幷合したものと認める。其は誤寫

とするには餘りに念が入り過ぎて居るから、平安朝時代の傳寫者が原文を不可讀として小智を弄し、恣に改記したのではないかと疑はれる。寛永刊本は更に誤つて磨と改記したのであらう。

**ななすゆひ**　上記の如く解讀すると此一句に相當するのは結魚簀の三字で、簀か簀の變體なることは先例によつても明であるから(陸—二五四頁)、ナス(ヲ)ユヒと訓むべきであるが、此は次句のヤツヲ(八弦)の序であるから、ヤツ(八)に對しナナ(七)といふ語を用ひたものとすべきで、ナス(魚簀)に助語ナ(之)を加へてナナス(魚之簀)ユヒ(結)と唱へたものと思はれる。山の尾の竹から想ひ寄せて、其を撓めて魚簀を作つたといひ、ナナの緣によつてヤツを云ひ起したのは當意卽妙といはねばならぬ。魚簀は和名抄の簎(イケス)又は今いふ張簗(ハリヤナ)のことでもあり得る。

**やつをのことを**　東遊の歌にもナナツヲのヤツヲの琴をシラベたる云々とあるから、早くから八弦琴が存したものと思はれる〔記傳〕。

**とゝのふるごと**　右の東遊の歌によれば調の字はシラブルと訓むべきであるが、此は次句の

比況であるから、トトノフルといふ方がよい。萬葉集第二卷（一九九）にも齊流（トトノフル）鼓之音者と用ひた例がある。

**あめのした**　所治賜天下と表記してあるが、天ノ下で句を切つたものと思はれる。

**しらしたまひし**　字について訓めばヲサメタマヒシであるが、所の字が剰るのみならず、天ノ下ヲサメといふのは異例であるから、シラシと訓むべきである。

**いざほわけ**　履中天皇の御名伊邪本和氣命をいふ。意義上からは次の天皇につゞくのであるが、爰で句を切つたものと思はれるから、助語ノ（之）をそへぬ方がよい。

**すめらがみこ**　天皇と書いてあるが、律調から推すとスメラと訓ませるつもりであつたと思はれる。スメラのラは虚辭で（第一四頁）、單にスメともいひ、原義はスミ（淨身）であるが、至高至貴の代名詞として用ひられるやうになり朝廷をスメラミカド、勅命をスメラが大ミコトの如く稱へる。されば天皇をスメラミコトと申上げるのであるが、此スメラは御子の限定語として用ひたので、日之御子と同じく皇子を意味する莊重なる表現様式である。

**いちのへの**　既記の磐坂の市の邊で（第一二三頁）、押齒王の居住地である。

**おしはのみこの**　此皇子の御名の所由を、記は御齒者如三枝一押齒坐也と說明したが、——和名抄にも齵齒(重生齒)を於曾波と訓して居る——紀が之に從はず、押羽又は押磐の字を用ひて居る所を見ると、いづれも借字で、恐らくはオシホ(大秀)の轉義であらう。

**みやつこらま**　奴末(眞福寺本には未)とあるので、宣長はヤツコミスヱと訓したが、右の如き倒叙は古言に於ては異例に屬し、ミスヱといふ語を以て終止することも亦律語の體をなさぬから、後揭の播磨風土記の所傳に準據し、ミヤツコラマと訓むべきであらう。奴は借字で、ヤツコは家ツ子、ミヤツコは宮ツ子(裔)を意味し、——地方首長をクニミヤツコ(國造)といふのも此義によるものである(三—一九二頁)——ラは語勢をそへる爲の接尾語、マはハの音便で、オシハの皇子の後胤(なる)ハといふ意と思はれる。ラハがラマと轉呼せられた例は續紀所載の詔敕中にも數多く見える。恐らくは前續のラ音の類化によるものであらう。

此詠辭卽ちツラネの初七句は二王によつて我夫子と呼ばれた人の大刀について叙べたもので、アカハタといふ語の緣により赤布(幡)を取りつけた矛に言及し、之

を衝立てゝ見渡した眼前の地物により辭をつゞけ、ナナス(魚之簀)結ヒとまで運んだ時、八緒ノ琴ヲ調フルゴトといふ譬喩に移り、終の七句に於て御身分を明にせられたものと了解せられる。歌ではないから句法に拘泥して居らぬが、よく律調に協ひ、措辭もまた巧妙を極めて居る。さりながら前後の事情から推しても、豫め考案に時を費されたとは思はれず、其場に臨み口をついて出た卽興とすべきで、別に筆記した人があつた譯ではあるまいから、此長い文句が一語一音をも誤まらずに記憶に留まつたとは考へられぬことで、從ひ此意味のことが發表せられたとしても傳誦者又は記錄者の詩想が加味せられたことは疑がない。加之紀及風土記の傳承が全然之と異る所を見ると、或は王子が新室の宴に於て言擧せられたといふ事實に基き、後人が作製したのであるかも知れぬ。其にしてもよく當時の事情に適ひ、卽興と見られるやうに作られて居るから、餘り遠からぬ時代に生まれたものとせねばなるまい。

## ○紀の所傳

二王は播磨國赤石郡に逃れ、縮見(シジミ)屯倉(ミヤケ)首に仕へたが、或年播磨國司伊與の來目部小楯といふものが新嘗の供物調辯のため此屯倉に來て晝夜新室に宴した時、二王は秉燭者として侍坐し、小楯の命により兄王先づ儛ひ、次に弟王が起つて衣帶を整へ、室壽(ムロホギ)を述べられた。其辭

築立(ツキタテル)　稚室葛根(ワカムロツナネ)　築立柱者(ツキタツルハシラハ)　此家長(コノイヘキミノ)　御心之鎭也(ミココロノシヅマリナリ)　取擧棟梁者(トリアゲルウツバリハ)　此家長(コノイヘキミノ)　御心之林也(ミココロノハヤシナリ)　取置椽橑者(トリオクハヘキハ)　此家長(コノイヘキミノ)　御心之齊也(ミココロノトトノホリナリ)　取置蘆萑者(トリオクエツリハ)　此家長(コノイヘキミノ)　御心之平也(ミココロノタヒラギナリ)　取結繩葛者(トリユフツナハ)　此家長(コノイヘキミノ)　御壽之堅也(ミイノチノカタキナリ)　取葺草葉者(トリフクカヤハ)　此家長(コノイヘキミノ)　御富之餘也(ミトミノアマリナリ)　出雲者(イヅモハ)　新墾(ニヒハリ)　新墾之(ニヒハリノ)　十握稻之穗(トヅカシネノホ)　於淺甕(アサケニ)　釀酒(カメルミキ)　美飮喫哉(ウマラニヤラフルカネ)　吾子等(ワガヒコトタチ)　脚日木(アシビキノ)　此傍山(コノカタヤマノ)　牡鹿之角(サヲシカノツノ)　擧而(サシアゲテ)　吾儛者(ワガマハバ)　旨酒(ウマザケ)　餌香市(ヱガノイチノ)　不以直買(アタヒモテカハズ)　手掌摎亮(タナソコモヤララニ)　拍上賜(ウチアゲタマヘ)　吾常世等(ワガトコヨタチ)

**つきたてる**　此築立の立は次句によれば自動詞であらねばならぬから、タツルと訓むは不

可。タテルは立在ルの謂である。

**わかむろつなね**　出雲傳說に久久紀若室葛根といふ神名が見えるから〔記〕、ワカムロツナネとつゞける慣用語(イヂョム)の存したことは疑がないが、ツナネを字の義と解することは出來ぬ。神代篇(一―二四三頁)に於て私はツナを固縛材料と解したけれども、此は呼格に用ひられて居り、ツナ(繩葛)については別に柱、棟梁、椽橑、蘆蓕、葺菜と同列に言及せられて居るから、葛根は借字で、ツナネには他の意義があるものとせねばならぬ。案ずるにツはチ(主)の轉呼で稚室につゞき、ナネはナ(汝)に敬稱ネを連ねたもので(貳―三四頁)、ワカムロ卽ちニヒムロ(新室)の主(チ)たる貴下(ナネ)といふことであらう。

**つきたつるはしらは**　語義は字の通りで、上代に於ては柱は今日のやうに基石の上に建てることはなく、所謂堀立(ホリタテ)であつたから、特にツキ(築)といふ語を冠したものと思はれる。ハシラ(柱)のラは接尾語で、ハシの原義は桿條である。

**このいへきみの**　舊訓による。イヘヲサと訓んでもよい。卽ち稚室ツナネのことである。

**みこころのしづまりなり**　鎭はシヅメとも訓み得られるが、築立てた柱が心のシヅメとなる

といふのではなく、心の鎭マリ卽ち落ちつきの象徵であるといふ意であるから、舊訓を可とする。次のトトノホリ(齊)、タヒラギ(平)も同樣である。

**とりあぐるうつばりは**　久老說の如く棟梁の二字を合はせてウツバリと訓むべきで、和名抄にも梁ハ宇都波利、棟梁也とある。柱頭を連結して屋蓋の重量を平均に配當する横材をケタ(桁)とよび、其内屈防止の爲に桁間に架するものをハリ(張)と稱するのであるが、其上方に於て兩屋翼の横壓を支へるものは、ウツ(空)ハリ(張)卽ち棟梁である。其故にトリ上グルといふ語を以て修飾したので、トリは接頭語的に用ひられたのである。

**このいへきみの**

**みこころのはやしなり**　林は借字で、ハヤシの原義は映爲である。ウツハリ(棟梁)は心のハヤシ卽ち賑はひであるといふ意と了解せられる。

**とりおくはへきは**　椽橑(テン)二字を合はせてハヘキ又はタルキと訓むべきである。和名抄に椽ハ太流岐、揚氏漢語抄云波閇岐、在二檼旁一下垂也、兼名苑云、一名橑一名椽とあり、ハヘキは延木、タルキは垂木の謂で、棟木からウツハリの上を延うて垂下する小材を意味する。

**このいへきみの**

**みこころのととのほりなり**　齊は整と通じ、トトノヒといふ義がある。此はト(音)の派成語トナヒの疊頭で、音響を調節することから一般に整頓を意味するやうになつた。齊をトトノホリ(整在)と訓ませたのは上記シヅマリ(鎭)と同じく其狀態をいふものと了解せられたからである。

**とりおくえつりは**　蘆萑此云二哀都利一と註せられて居る。和名抄屋宅具棧の項下に唐韻を引いて萑ハ胡官反、葦也とあり、同書草類中に蘆葦は阿之と訓してあるのであるが、之をエツリと稱へたとすれば、其用途によるもので、枝連(エツリ)の意を以て桿葉を竝列したものをいふのであらう。其は上古屝及壁を構造するに用ひられたのであるが、屋蓋の下敷も同樣のものであつたので、瓦屋の棧をも瓦のエツリと稱へた(揚氏漢語抄)。順朝臣は之によつて然ハ則以二蘆葦一爲レ棧非也と斷じたけれども、此エツリは棧をいふのではない。當時尙未だ瓦屋は出現せず、屋蓋には棧を必要としなかつた筈であるから、此は壁を葺くエツリ(枝連)を意味したものとせねばならぬ。其進歩したものが校倉(アゼクラ)造りの壁で、之をアゼリといふのも

恐らくエツリの轉訛であらう。

**このいへきみの**

**みこころのたひらぎなり**　平の字をタヒラカと訓まずして殊さらにタヒラギといふ動詞原形(名詞形)としたのも、心裏平靜なることの象徵なるが故である。エツリを以て葺いた壁は校倉造りに於て見るが如く、內面を平滑にすることを例としたから、比況に用ひられたのである。

**とりゆふつなは**　繩葛は繩に用ひる葛の意を以て表記したものと思はれるから、ツナと訓まねばならぬ。——第二句に準じてツナネと訓するのは語義上不可とせざるを得ぬ——ツナはツラ(連)及ナガ(長)の語根ツとナとを合はせた語であるから、一連の長條を意味し、葛類の呼稱にも用ひられたので、ツタ(蔦)といふのも其轉呼である。此時代には尙天然材料を以て結縛の用に供し、後世の藁繩、麻繩の如き手數のかゝるものは用ひなかつたのであらう。取結をトリユヘルと訓するのは誤りで、上揭の取アグル及取オクと同じく、不定時格の連體法を以て表示せられねばならぬ。

**このいへきみの**

**みいのちのかたきなり**　ミ（御）は敬語、壽はイノチと訓み（上一一七頁）、生命の牢乎たることを結縛の堅固に況へたのである。

**このいへきみの**

**とりふくかやは**　草葉はカヤと訓むべきである。カヤの原義は上屋即ち屋蓋であるが、轉じて其材料をも意味するやうになり、之に用ひる禾草は皆カヤと呼ばれた。之を茅の稱呼に專用するやうになつたのは後世のことである。

**このいへきみの**

**みとみのあまりなり**　葺草の累々たるを貨財の蓄積に況へたので、トミはトシ（收穫）、トヨ（豐）、トリ（取）等の語幹ト——タシ、タリ（足）、タメ（溜）等のタと同原——にミ（身）を連ねたもので、原義は富者であるが、抽象化して富裕の義となり、更にトム等と活用せられたのである。アマリが餘剩の意なることはいふまでもない。

室壽の辭は之を以て終り、以下は囃詞的に添加せられたものと見るべきである。

此長いツラネ（連辭）が弘計王の獨創で且其場限りのものであつたなら、記の所傳

についても述べたやうに、完全に傳誦せられたことは殆ど有り得ぬから、或時代に普く世に行はれた新屋祝賀辭をこゝに附會したのであるかも知れぬ。若し然りとすれば此物語の作者が特に作り添へたのは以下の語句のみとせねばならぬ。

**いづもはにひはり** 出雲は借字で、縮見(シジミ)屯倉所在地の一地區名であらう。播磨風土記によればシジミ(志深)村の首(オビト)の名は伊等尾(イトミ)というたとあり、上代に於ては地名を其まゝ人名に用ひた例が多く(第一五一頁)、イトミ、イツモは極めて音が近いから、其いづれかを轉呼と見ることは敢て不當ではあるまい。イトミ(イツモ)田は事實ニヒハリ(新墾)であつたのであらう。

**にひはりの** 新墾地(上-一二二頁)に產したるといふ意。

**とつかしねのほ** 語義は字の通りで、トツカ(十握)は其株の太いことをいひ、シネのシは食物を意味する原語である。——漢字食も亦食品を意味する場合にはシと發音せられる——ネはハネ(羽)、ヤネ(屋根)等のネと同じく接尾語と見ることも出來るが、或はナ(食物)の

轉呼かも知れぬ。稻實は我民族の主食物であるから、ナが菜又は魚の義と了解せられるやうに、異名としてシネと稱へられたのである。ホ(穗)の次に助語ヲがあるべきであるが、次句のヲと重複する嫌があるから之を省いたのであらう。

**あさけにかめるみきを**　ケ(笥)は容器を意味する原語で、甕も亦ケに屬し、ミカ(水笥の轉呼)とも呼ばれる。カメルは釀ミアルといふ意である。

**うまらにをやらふるかね**　美飲喫哉此云ニ于魔羅儞烏野羅甫屢柯倭ニ也と註してある。ウマラはウマ(美味)の名詞形で、之にニを添へることによつて副詞となるのであるが、ヲヤラフといふ語は他に用例がないから、實用せられたとしても夙に廢語となつたものとせねばならぬ。語構成法から考察すると、此はヲヤルの進行格で、ヲヤはヲス(食)の語幹ヲ(上―一六〇頁)の名詞形であるから(上―一九頁)、其活用形ヲヤルが喫用の意となることは怪しむに足らぬ。カネは勿論感動詞カナの轉呼であるから、ヲヤラフルといふ連體形に接續するのである。

**わがひこひとたち**　子者男子之通稱也とある分註によれば、吾子はアギと訓む方が適切であ

るが、此は席上の主客をさすものゝやうであり、且律調の上からも舊訓の如くヒコヒトと稱へたものと思はれる。ヒコヒトといふ語は景行天皇の御子の名にも用ひられ（肆ー四五頁）、彥と崇められる人、卽ち貴人の謂である。

**あしびきの**　山の枕詞（第二五頁）。

**このかたやまの**　語義は字の通りである。

**さをしかの**　牡鹿此云二左鳴子加一とあり、サは接頭語で、シカはカ（鹿）のシシのことである（第九二頁）。

**つのさしあげて**　擧の字は刊本及釋紀にササゲと訓してあるが、律調上サシアゲであらねばならぬ。サシは準接頭語である。こゝに牡鹿の角を叙したのは上掲記の所傳のアカハタと同じく、之を手草として儛はれたことを暗示するのであらう。

**わがまはば**　釋紀にはワガマハンと訓してあるが、此は假設條件であらねばならぬ。

**うまざけ**　美酒の意を以てヱフ（醉）の語幹ヱの枕詞としたのである。

**ゑがのいちの**　餌香市は上記の如く河內國古市の舊名で當時最も有名な互市場であつたもの

のやうである。從來市に助語ニをそへて居るが、寧ろイチノと訓み、市のやうにといふ意とすべきである。

**あたひもてかはず**　アタヒはアタ(貴重)の活用形で、タマ(玉)からタマヒ(賜)といふ語が派成せられたと同様に、「付與」の意とせられたのであるが、後世專ら下二段活に用ひられ、本初の形は可能の義とのみ了解せられ(上一五一頁)、價値といふ意の表示としてのみアタヒといふ形が保存せられた。カフも亦原義は交易で、四段に活用したのであるが、賣買といふ觀念と行爲とが發生して以來、專ら「買」の意に用ひ、原義は下二段活のカヘを以て表現せられ、唯山のカヒ(峽)、タガヒ(互)、ハガヒ(羽交)の如き熟語にのみ殘存する。されば此句も價ヲ以テ買ハズといふ意と了解せられぬことはないが、其は當時の習俗ではないから、アタヒ(代品)ヲ以テ交ヘズの謂とすべきである。自分の儔をも餌香の市のやうに品物と代へようとはせず、唯拍手を贈りたまへといふのである。

**たなそこもやららに**　手掌摎亮此云二陀那則擧謀耶羅羅爾一と註してある。此兩字に其やうな意義はないが、摎は相交ハルといふ義であるから、拍手をいふに用ひ、亮は亮々の義によ

つてヤララといふ語に充當せられたものと思はれる。其はヤラの疊頭語で、ヤラはヤハラ(和)の約であらう。

**うちあげたまへ**　此アゲは作りアゲル、爲(シ)アゲル、成績をアゲルの如くも用ひられ、遂行の義がある。

**わがとこよたち**　不老長壽といふ意から、トコヨ(常世)を第二人稱敬語に轉用したものと思はれる。上記の彥人達を祝福する意を以て用ひられた語であるが、恐らく此場限りの用法で、常用語ではあるまい。

壽き畢つて節(フシ)を起して次の如く謠はれた

〔紀〕伊儺武斯廬　哿簸泝比野儺擬　寐逗愈凱麼　儺弭企於己陀智　曾能泥播宇世儒

**いなむしろ**　稻蓆卽ち稻莖で編んだ蓆の意。ムシロはモシロ(裳代)の轉呼で、其語義によつて明なるが如く裳又は外套代りとして着用することもあつたから、身の皮といふ意を以て

カハ(川)にいひかけたのであらう。萬葉集〔卷一一〕にはシキ(重)の枕詞としても用ひられて居る。

**かはそひやなぎ**　川添柳の意。ヤナギの矢之木の謂で、ヤギ(矢木)ともいひ、箭幹に供用したから楊柳科の總稱となつたのであるが、此は川添とあるからカハヤナギ卽ち和名抄に所謂水楊をいふのであらう。

**みづゆけば**　水行ケバは平日水の流れぬ川岸を增水の爲に水が通り行けばといふ意である。之を水去ケバ卽ち水が引けばといふ意に解したものがあるが、川添には水の洗はぬのが常態である。

**なびきおきだち**　低く垂れた楊の枝が流に從うて靡き起き上るをいふので、我々が日常河邊に於て見る光景である。

**そのねはうせず**　其根ハ失セズ

〔大意〕川添柳は(其下を)水が行くと流に靡いて起上り、其根は失はれぬ

前後の文からいふと此歌には寓意がありさうに思はれ、時の流に從うて浮沈は

あつても皇統は絶えぬといふ意味にも解せられるが、其は後人の擬作であること
の一證で、此際右のやうな婉曲な諷示を用ひられたとしても、何等豫備智識をも
たぬ列席者にわかる筈はなく、卽興としては巧に過ぎるから、事實は次の詔及他
の二傳の所說のやうに卒直に告白せられたのであらう。

小楯は之を可怜として今一曲と所望したので、弘計王がタヅツマヒ（殊儛）
しつゝ高唱せられた詔

倭者 彼彼茅原 淺茅原 弟日僕是也

**やまとは** 此大和ハといふ用法は記の本牟智和氣傳說にも見え（參—二一八頁）、後揭の風土記
所傳にも用ひられて居るやうに、大和ニ於テハといふ意で、此は末句にかゝるのである。
**そそちはら** ソソはササ（笹）の轉呼で、チ（茅）の種族中笹のやうな葉のあるものをソソチと
名づけたのであらう（五—二三〇頁）。

**あさちはら**　淺は借字で、アザナ（異名）、アザムキ（欺）、アザワラヒ（冷笑）等のアサの如く、他異又は似而非の意を表示する接頭語分子であるから、茅に似て然らざる一種の禾草をアサチと稱へたのである。今いふチバナは之に當るもののやうで、其茂生する原野がアサチハラである。大和には神淺茅原と稱する舊地があるけれども（參一一五四頁）、此は其地をさしたものではなく、ソソチ原は勿論、アサチ原もサヤサヤと音するものであるから、オト（音）の縁によつて次句の序に用ひられたのである。

**おとひやつこらま**　僕是也の三字を合はせてヤツコラマと訓むべきで、其意義は上述の如く（第一五九頁）、マ卽ち助語ハに是也の意が含まれて居るのであるから、ヤツコラマ是ナリと訓するのは蛇足である。オトヒはアタ（貴）ヒ（胤）の轉呼で、オトヒ少女（萬一）、篠原のオトヒ姫子（肥前風土記）の如き用例もあり、名門といふ義をも表現する。されば此句は名流の家ツ子ナルハといふ意味である。

紀の前文に詰之とあり、從來タケビと訓して居るが、語義上此場合にはあたらぬから（三一三二頁）、字によつてノリゴトと訓むべきであらう。此は勿論歌ではな

く、儛の拍子に合せて唱へられた律語に過ぎぬから、其が如何なる儛であつたかを研究することが極めて必要である。刊本には殊儛古謂二之立出儛一、立出此云二陀豆豆一、儛狀者乍起乍居、而儛之と分註してあるが、此書の記註例に違背するから、集解は私記の文の攙入として之を削り、通釋は右旁に圏點を施した七字のみを原註とした。此は飯田說が當を得て居るやうで、養老私記には乍立乍居而儛、今東舞是也とあり(釋紀所引)、增訂國史大系所載日本書紀私記(甲本)には起儛として、右肩に立出舞、左旁に乍坐乍立舞也とあるから、後人が此等によつて加筆したのであらう。さりながら乍起乍居ることを立出とはいひ難く、タチデをタヅヅと訛つたとも考へられぬ。右の私記(甲本)には更に養老云、東舞ハ多舞豆舞也、舞狀乍居乍起而舞也と分註してある所を見ると、タムヅ舞とも稱へられたものと了解すべきで、乍居乍起は舞の手振をいふに過ぎず、之によつて命名せられたのではないやうである。案ずるにタヅはタウツ(田打)の約濁で、タムヅとも訛り、タヅヅ

は田ウツウツの謂ではあるまいか。農夫が田をウツ（上―二八〇頁）姿態を寫して舞の手振としたことは極めて有り得べきで、一伸一屈を作立作居というても大差はない。之に殊儛の二字をあてた理由は判明せぬが、或は特殊の舞といふ意を表示する爲であつたかも知れぬ。

小楯が深く之を奇として更に所望したので唱へられた詔（ノリゴト）

石上（イソノカミ）振之神榲（フルノカムスギ）　伐本（モトキリ）　截末（スエオシハラヒ）　於市邊宮（イチノヘノミヤニ）　治天下（アメノシタシロシメシシ）　天萬（アメヨロヅ）國萬（クニヨロヅ）　押磐尊（オシハノミコトノ）御裔（ミアナスエ）　僕是也（ヤツコラマ）

**いそのかみ**　山邊郡の郷名で（和）、今も丹波市町に其名を留めて居る。恐らくは布留川の磯の上といふ意を以て命名せられたのであらう。布留御魂神社の所在地なるが故に、フルといふ語の準枕詞としても用ひられる。

**ふるのかむすぎ**　榲此云須擬と註してあるから、布留（の社）の神杉の意なることは云ふま

でもない。フルも亦地名で（五一一九〇頁）、石上と同じく丹波市町の大字として今も其名を存する。

**もときり**

**すゑおしはらひ**　伐本截末此云二謨登岐利須衞於茲婆羅比一と註せられて居る。此二句は治天下の比況的修飾で、モトキリはスヱオシハラヒと謂はんが爲の序に過ぎず、意義は次句のみに存し、――其は潮滿チを潮干ミチ（萬六）、梅の花散りを咲キチリ過ギヌ（萬一〇）としたのと同一例である――末枝を押はらふが如く天下を掃蕩するといふ意である。

**いちのへのみやに**　磐坂の市邊に存した押磐皇子の宮居をいふ。

**あめのした**

**しろしめしし**　治天下と表記してあるが、此の如く二句に分唱せられたのであらう。

**あめよろづ**

**くによろづ**　天萬國萬の天と國とは美稱。同一意義に此兩語を接頭して重疊することは上代の一修辭法で、天饒石國饒石、天照國照等例のあることである。ヨロヅは韓語여러（多き）

と同原で、ツは上記の如く數を意味する(第一三三頁)。之を萬といふ數の稱呼とするやうになつたのはやゝ後代のことに屬し、此は萬物をオシ(抑壓即ち統治)たまふといふ意を以てオシハにいひかけたのである。

**おしはのみことの**　尊の字は或はミコと訓むのかも知れぬ。

**みあなすゑ**　裔はアナスヱと旁訓せられて居る。後揭風土記傳承に御足末と表記せられてゐるやうに、足之末(アナスヱ)の意なることは勿論で、脚結をアユヒといふが如く、アシ(足)の語根はアであつたと思はれる。

**やつこらま**　語義は既記の通りであるが、此は第一人稱として家ツ子を意味したものとすべきで、我等ハ。市邊宮に君臨せられた押磐尊の皇胤(ナルゾ)といふのである。

此詞によれば御父押磐皇子は安康天皇に次いで一旦踐祚せられたものと了解せられ、播磨風土記傳承にも後揭の如く坐二市邊一之天皇とあるのであるが、此等の所傳が弘計王の御口から出た言辭を其まゝ語り續いだのではなく、傳說子が案出し

たものであつたとすれば、史的證據とするには不十分である。されば之に基いて記の所傳に所㆑治㆓賜天下㆒伊邪本和氣天皇之御子市邊之押齒王云々とある所治賜天下をも押齒にかゝるとする記傳の説は早計とせねばならぬ。

○播磨風土記の所傳

此風土記は先學の考證の如く和銅年間の勘進で、日本紀が尚未だ世に出なかつた以前に於て其國の舊聞を錄したものであるから、一異傳として參照する必要があると信じ、左に聊か釋明を加へる。

二王子は難を避けて播磨國美嚢郡志深村の首伊等尾の家に役せられたが、其新室の宴に際し、詠辭を課せられたので、互讓の後弟王子が立ち上つて詠ぜられた辭

多良知志（タラチシ） 吉備鐵（キビノマガネノ） 狹鍬持（サクハモチ） 如田打（タウツゴト） 手拍子等（テウテコラ） 吾將爲儛（アレマヒセム）

**たらちし**　足主其（タラチシ）の謂で、アラチシと同じく（上一二〇九頁）キミ（君）の修飾語であるから、キビ（吉備）の枕詞に用ひられたのである。

**きびのまがねの**　鐵（鐵の古文）はクロカネ（黑金）であるが、承和の大嘗の歌にマガネ吹ク吉備の中山とあるから（古今）、此もマガネの假字に用ひられたものとすべきであらう。カネの原語はカニ（赫土）即ち鑛土であるから、其から吹き分けられた金屬を明示せんが爲に接頭語マを冠したので、――魚（ナ）を特にマナといふと同例――鐵に限るのではない。

**さくはもち**　サは接頭語で、單にクハモチといふと大差はない（上一二八〇頁）。此辭が實際弘計王の御口から出たものとすれば、當時既に鐵製の鍬が用ひられた證據となるかも知れぬが、恐らくは此も後人の作で、其ころ既に此品物が出現して居たから王子の言辭に擬して之を文飾に用ひたのであらう。

**たうつごと**　田をうつやうにといふ意。此も紀の所傳の如く席上で多豆豆儛が行はれたといひ傳へたことの一證とすべきであらう。

**てうてこら**　子等は列坐の僮僕等をさし、手拍子を取れといふのである。

**あれまひせむ**

右によれば此一齣は次の詠辭の前置きで、獨立した一篇と見るべきものではないが、勘進者は其内容には大なる關心をもたなかつたと見えて、次の宣言と同列に扱うて居るのである。

又詠、其辭曰

淡海者(アフミハ) 水渟國(ミヅタマルクニ) 倭者(ヤマトハ) 靑垣々山(アヲカキヤマ) 投坐市邊之(イチノヘニシキイマシシ) 天皇(スメラミコトノ) 御足末(ミアナスヱ) 奴津良麻(ヤツコラマ)

**あふみは** 近江(の國)ハといふ意。

**みづたまるくに** 原文の渟は先學の說の如く渟の誤記としてタマルと訓むべきであらう。此兩句は本旨と直接の關係はなく、一種の序であるが、近江は御父皇子の最後の地であるから、多少の緣故がある。

**やまとは** 大和ハ

**あをかきやま**　原文青垣々山とある々は衍字であらう。大和ハ……青垣山とつゞけた例は思邦歌（上一一五頁）にも見える。

**いちのへに**

**しきいま・しし**　兩句は原文に投二坐市邊一之とあるが、投の字は訓みやうがないから、假に敷の誤記としてシキと訓んで置く。之の字は動詞の標識として添加せられることを例とするのであるが、此は過去格連體法であらねばならぬから、シの音符と見て坐の字と合はせてイマシシと訓むのであらう。

**すめらみことの**

**みあなすゑ**　前出

**やつこらま**　奴の字の下の津は衍字であらう。ヤツコラマは紀の僕是也にあたる。

此は記の詠辭の終末數句及紀の詰とやゝ趣が似て居るから、大體このやうに宣言せられたといふのが原說で、傳誦者によつて區々に潤色せられたのであらう。右

三傳中最も後代的の臭の强いのは紀の所說で、形式は整うて居るが、記錄によるに非ずして右のやうな長い言辭が誤りなく言ひ傳へられたとは考へられぬことである。

記の甕栗宮（淸寧朝）の記事には、袁祁命が歌垣に立たれ、平群の志毘臣との間に大魚といふ女性の愛を爭はれたといふ傳說をあげ、數首の歌を載せて居るが、其は紀に武烈天皇の卽位前の逸事として掲げたものと頗る趣を同うして居るから、別に「歌垣」といふ一章を設けて弁說することゝした。

## 五、近飛鳥（八釣）宮（顯宗朝）紀三首、記二首

### ○角刺宮

清寧天皇の崩後、皇太子億計王（後の仁賢天皇）と御弟皇子たる弘計天皇との互讓のため、皇位が定まらなかつたので、御姉飯豐靑皇女が忍海の角刺宮に於て朝に臨み政を秉られた。當時の詞人の歌

〔紀〕野麻登陛儞（ヤマトヘニ）　渉我保指母能婆（ミガホシモノハ）　於尸農渉能（オシヌミノ）　莒能拕哿紀儺屢（コノタカキナル）　都奴娑之能渉野（ツヌサシノミヤ）

**やまとへに**　大和邊ニといふ意。用例は仁徳朝の歌にもある（上―二三八頁）。

**みがほしものは**　見ることを欲するものはといふ意（上―二六七頁）。

**おしぬみの**　葛城の一地域で、和名抄には於之乃美と訓し（貳―一七九頁）、明治年間まで一郡であつたが、今は南葛城郡に編入せられ、一村として存續する。神功朝に俘虜の漢人を收

容せられた土地であるが（陸—四三頁）、葛城の高宮に隣接し、葛木氏の勢力範圍であつたから、襲津彦の孫で天皇の外祖父にあたる蟻臣が之を領し、母妃荑媛及其所生の王女達は難を免かれて此處に安住せられたものと思はれる。

**このたかきなる**　タカキが高處の意なることは上卷（第五八及二七三頁）に述べた。忍海は其名の示す如く低濕の地であつたから、高地を選んで宮邸を設けられたものと推定せられる。忍海村忍海の小祠を其宮趾なりとする說（通證）は據を詳にせぬが、タカキとある所を見ると、其南方の丘陵か若くは葛城山麓であつたとせねばならぬ。

**つぬさしのみや**　ツヌは堅牢を意味する美稱（一—一一五頁）、サシは城の意の古韓語で、紀の朝鮮地名に屢々現はれ、今のアイヌ語にもチヤシの形に於て殘つて居る。此當時は大和に於ても用ひられたと見えて、欽明天皇の皇居をもカナサシ（金刺）の宮といふのである。殊に忍海は上記の如く韓人の居住地であつたから、韓語が混用せられたことも有り得べきである。更に案ずるに大和邊に見が欲しものはと歌はれたのは、此宮に特色があつた爲とすべきで、或は韓人を役し、韓式を加味した建築であつたから、特にサシといふ韓語を用ひ

たのかも知れぬ。

〔大意〕大和に於て見たいものは忍海の此高處(タカキ)にある角城(ツヌサシ)の宮である

此は角刺宮を讃へただけで他に意味はない。守部が之を諷刺と見たのはツヌサシといふ語の誤解から出たのであるから問題にならぬ。記に此皇女を忍齒別王の妹郎ち天皇の御姨としたのは、履中天皇の御子中にも青海郎女一名飯豐郎女といふ皇女があるからで、兩傳のいづれを正しとすべきか、果して大統繼承の事實が存したかといふことについては、聊か私見があるが、直接歌謠に關係せぬから、他日上代篇起稿の場合に發表する。

○近江の置女

御父押磐皇子の埋瘞地點を申出た置目といふ女性を特に優遇せられ、皇宮の傍に邸宅を賜ひ、自由に宮殿に出入することを許し、鐸(ヌテ)をかけて合圖と

せられたが、其鳴る音を聞し召して詠まれた大御歌――此前文は紀記兩傳に少からぬ相違があるので、要領を摘記するに止めた。

〔紀〕阿佐膩簸囉　嗚贈禰嗚須擬　謀謀逗拖甫　奴底喩羅俱慕與　於岐毎俱羅之慕

〔記〕阿佐遲波良　袁陀爾袁須疑弖　毛毛豆多布　奴弖由良久母　淤岐米久良斯母

**あさぢはら**　前出（第一七四頁）。皇居附近の草原であらう。

**をそねをすぎ**（をだにをすぎて）　ヲは小の義。ソネは石（又は砂）根の轉呼で、ネはミネ（峯）、ウネ（畝）の如く根のやうに延うた地形を意味するから、石堆又は砂丘をソネといふのであるが（五―一九六頁）、此は皇居の限界のために築造せられた石壁の謂に用ひられたのであらう。記のヲダニは勿論小谷の意であらうが、其老嫗所レ住屋者、近作二宮邊一毎日必召とある前文（記）によると、小くとも谷を隔てゝ居たとは思はれぬから、紀の所傳を可とすべきである。スギテといふ現在完了形も次句と時格が一致せぬから、單にスギとある方がよい。

**ももづたふ**　ツ（津）の枕詞としてのモモヅタフが百集の意なることは、上卷（第一七一頁）に述

べた通りであるが、此は實叙を兼ねて用ひられたので、小會根を過ぎママ（御地區の轉呼）
即ち宮殿の構内を傳フといふべきをモモヅタフと轉呼し、百集フにいひかけたのである。
百集の義に於ては勿論ヌテの修飾的枕詞と了解すべきで、之を鳴して百僚を呼集したこと
があつたものと思はれる。

**ぬてゆらぐもよ**（ゆらぐも） ヌテの原義は鳴ものであるが（一―一八八頁）、鈴の大なるものと
了解せられて居る。出土品の古鐸は殆ど總て銅製で、大小形狀區々であるが、此當時如何
なる型式のものがヌテと呼ばれたか判明せぬ。置目參内の合圖に用ひたのは、少くとも續
紀、三代實錄等に見ゆるが如き高さ三尺有餘の大型なものではなく、ユラグ（上―一二四頁）
といふ述語を用ひ、前文に「引鳴其鐸」（記）とある所を見ても、老媼の力を以て引搖がすこ
との出來るほどのものであつたとせねばならぬ。紀の前文には置目が年老いて行步不便で
あるので、其邸宅から大殿まで繩を引亙し、之に扶けられて出入したとあり、其繩の端に
鐸を懸けて謁者卽ち取次を勞せずして參內し得られるやうにしたとあるが、其やうな裝置
であつたなら、小會根を過ぎて宮殿に達するまで鳴つゞけに鳴り、御うるさく思召した筈

であるから、此は文飾に過ぎぬのであらう。句尾のモ（モヨ）は感動詞である。

**おきめくらしも**　紀によれば置女は老嫗の名で、近江國狹狹城山君の祖倭俗宿禰の妹とあり、記には在淡海國賤老媼とし、御骨の置場を見知つて居たから、置目老媼といふ名を賜はつたとあるが、其出身はいづれにもせよ、オキメは固有名詞でも稱號でもなく、オキ（大）メ（女）即ち老女を意味し、常陸風土記にも葦穗の山に油置賣といふ女酋が居たとある。天皇が此女をオキメと呼ばれたとすれば、功勞ある老人なるが故に、實名の代りに婆ヤ婆ヤと召されたので、現代社會に於ても實例の多いことである。クラシモは來ルラシイ（ヨ）といふに同じい。

〔大意〕アサ茅原の小い石垣（又は小谷）を過ぎ、境內を傳うて置女が來るらしい。
鐸（ステ）が搖（ユ）（り鳴）るよ

置目は老衰の故を以て故郷に歸りたいと申出たので暇を遣はされた。其時

の大御歌

〔紀〕於岐毎慕與(オキメモヨ) 阿甫弥能於岐毎(アフミノオキメ) 阿須用利簸(アスヨリハ) 弥野磨我倶利底(ミヤマガクリテ) 弥曳孺哿謨阿羅牟(ミエズカモアラム)

〔記〕意岐米母夜(オキメモヤ) 阿布美能淤岐米(アフミノオキメ) 阿須用理波(アスヨリハ) 美夜麻賀久理弖(ミヤマガクリテ) 美延受加母阿良牟(ミエズカモアラム)

**おきめもよ(や)** モは感動詞であるが、間投詞的に用ひられたので、置目ヨ(ヤ)といふに同じい。

**あふみのおきめ** 近江ノ置女。近江は上記の如く其本郷である。

**あすよりは** 明日ヨリハ

**みやまがくりて** ミはマに通ずる接頭語で、山隱リ即ち山ニ隱レテといふ意味である。上卷(第一七頁)に述べたやうに、カクレは上古四段活用であつた。

**みえずかもあらむ** カモは感動詞として挿入せられたのであるから、見エズ在ラムといふ意である。見エザラムと見エズアラムとの相違は、之を口語で表現すれば「見えなからう」と「見えないだらう」とに言ひ分け得られる。前者は單純の打消の未來格であるが、後者には

否定的事實が未來に實現するといふ意があるのである。

〔大意〕置目よ、近江の置目は明日から山に隱れて見えなくなるだらう

以上三首は平凡な歌であるだけに後人が殊更に僞作したものとも思はれぬが、整然たる三十一文字である所を見ると、多少の修正の加はつたことはあり得べきである。但し短歌の句法も言語諸形態と共に凡そ此時代から整頓し始めたものと思はれる。

# 六、歌垣　紀七首、記六首

上述の如く記の甕栗宮の記事の終に掲げた歌垣の歌と武烈紀の其とは全然同一のものが一首あり、趣の似た歌があるから、本來同一原の傳說が二樣に語り繼がれたものとも了解せられるが、競爭者の名が平群のシビの臣であることの外は、時、場所、登場人物が一致せぬ所を見ると、歌垣は寧ろ添加で、平群氏の勢力失墜の因が、其家の驕子と或る皇子との戀の遺恨にあつたことを說いたものと思はれる。其裏面に潛む深刻なる政權爭奪を想像し得られぬことはないが、史料としては確實性の乏しいものであるから、强ひて是非の判斷を下すことなく、兩傳を竝記することにする。

○記の所傳

袁祁命が大統をつがれる直前、平群臣の祖で志毘臣と稱するものが、皇子が娶されようとして居られる菟田首の女大魚の手を取つて歌垣に立つた。皇子も亦歌垣に立たせられたので、志毘臣から挑んだ歌

〔記〕意富美夜能(オホミヤノ)　袁登都波多傳(ヲトツハタデ)　須美加多夫祁理(スミカタブケリ)

**おほみやの**　大宮は皇居を意味する。

**をとつはたで**　ヲトはヲチ（遠）の意（上―一四四頁）、ツは連繋助語である。ハタテはハテ（果）、ハシ（端）等と同じくハ（端）の派成語で、之に接尾語タを添へ、更に方位を意味するテ（上―一七五頁）を連ねたものであるから、端の方といふに同じい。

**すみかたぶけり**　隅傾ケリ卽ち隅が傾いて居るといふ意で、皇威の不振を諷したものと了解せられる。さりながら若しかやうな不謹愼な言辭を公衆の前で弄したとすれば、縱ひ皇子は隱忍せられたとしても、嚴重なる社會制裁を免かれなかつた筈であるから、恐らくは此

貴族の驕慢を此歌に託して誇張したのであらう。以下の各首と同じく後人の擬作なるが故に、表面の意義以外に含蓄又は諷刺があるのである。

〔大意〕皇居の遠い端の隅が傾いて居る

右の如く唱へて其末をつゞけんことを乞うた時、袁祁命の御歌

〔記〕意富多久美（オホタクミ）　袁遲耶美許曾（ヲヂナミコソ）　須美加多夫祁禮（スミカタブケレ）

**おほたくみ**　大匠（第一四二頁）卽ち皇居造營に任じた工人の長といふ意であるが、前の歌が皇威不振を諷刺したものととれば、此は宰臣の譬喩とも解せられる。

**をぢなみこそ**　ヲ（小）チ（道）の意を以て條又は條理をヲヂと稱へ、不條理をヲヂナシといふたので、紀には懦弱、怯弱、劣弱等に此訓を與へて居るが、此處では拙劣の義とも無能の意とも解せられる。否定語にナミ（無見）といふ形態を用ひたのは主觀に過ぎぬからで、コソを添へたのは强く指定する爲である。

**すみかたぶけれ**　隅が傾いて居るがといふ意。其は大匠が拙劣なればこそといふ意に、皇威

の陵遲は宰臣の無能に因することを含ませて、一矢を酬いたのである。

〔大意〕大匠が無能なればこそ隅が傾いて居るが……

### こゝに亦志毘臣の歌

〔記〕意富岐美能（オホキミノ）　許許呂袁由良美（ココロヲユラミ）　淤美能古能（オミノコノ）　夜弊能志婆加岐（ヤヘノシバカキ）　伊理多多受阿理（イリタタズアリ）

**おほきみの**　此大君は皇太子をさしたのである。

**こころをゆらみ**　ユラミはユ(忌)の名詞形ユラに動詞ミ(見)を連ねたもので、ユユシミと異工同曲である。ユ(忌)には齋淨(神聖)と戒謹との二義があるので、ユラミ乃至ユユシミも兩様に解することが出來るが、此は憚りといふ意とすべきである。宣長が之を皇子の御歌ならざるべからずとし〔記傳〕、守部が之に從うて前文をすら改竄したのは〔言別〕、ユラミを寬ミの義なりとする舊說に惑はされた爲であるが、輕卒の誹を免かれぬ。此兩學匠が古書の改記改竄を意としなかつたのは惜しみても餘りのあることである。

**おみのこの**　臣之子は志毘自身をいふ。句尾の助語ノは口語のガに當り、主格表示である。

**やへのしばかき**　八重ノ柴垣は皇宮の垣を意味し、八重は概數で、九重ノ門といふと趣を同うする。皇居に柴垣は適はしからずと思ふものがあるかも知れぬが、反正天皇及崇峻天皇の宮號にも柴籬といふ語が用ひられて居る所を見ると、上代に於ては珍らしからぬことであつたとせねばならぬ。之を志毘臣の邸宅の垣なりとするのは、上掲の誤解に基き、且第三句を限定語と速斷した爲である。

**いりたたずあり**　立入らずに居るといふとほゞ同意であるが、立チと入りとの孰れに重きを置くかによつて排列の順序が相反するのである。此は皇子の返歌に對して更に應酬したので、皇居の一隅の傾を直すことは大匠（宰臣）の任であるが、皇子の御心の中を憚つて八重の柴垣を蹈越さぬのであるといふ意を含めたのである。

〔大意〕大君の心を憚り、臣の子が八重の柴垣（の中）に立入らずに居る

王子亦歌曰

〔記〕斯本勢能（シホセノ）　那袁理袁美禮婆（ナヲリヲミレバ）　阿蘇毗久流（アソビクル）　志毗賀波多傳爾（シビガハタデニ）　都麻多弖理美由（ツマタテリミユ）

**しほせの**　セは本來河身中水の淀まぬ部分をいふ語であるが、急潮急流をも之に準じてシホセと稱へたのである。

**なをりをみれば**　ナヲリはナヨリ(魚寄)の轉呼であらう。魚類は潮流に乘つて群來するものなるが故に、シホセといふ語を冠したのである。波折の意とする說もあるが〔記傳〕、其證として引いた萬葉集第七及二十卷の「白波の八重折るがうへに」は波の折重なつて寄せ來ることを意味するのであるから、假に之をナヲリ(波折)といひ得るとしても、「波の高く立つ處」〔記傳〕に魚流の游泳するのが見える筈はない。

**あそびくる**　遊ビ來ル卽ち游泳して來るといふ意。以上はシビ(鮪)にかゝる序である。

**しびがはたでに**　魚名のシビ(鮪)に志毘臣をいひかけたのである。紀には鮪此云二玆寐一とあり、和名抄も之に從うて居るが、シビは本來シシ(宍)ミ(魚介)の約轉で、大魚の總稱であつたと思はれる。さりながら志毘臣の名が果して魚名から出たかは疑問で、物部朴井連鮪〔孝德紀〕が椎子とも呼ばれた所を見ると、椎又は他の義によつて名を負うたのかも知れず、八口采女鮪女〔舒明紀〕も魚名を負うたとすべき確證はない。シヒといふ古語には聚落の義

もあるけれども(壹—五二頁)、今一つ想定可能の意義がある。其はツビ(玉門)の原語シブで、マラ(玉莖)、——フィジ語モロ(男根)と同原であらう——ホド(陰)、クソ(糞)などいふ人名と同様に、厭勝の目的を以て幼兒に命名したことも有り得る。其は成人して或る稱號を得た後は諱とせられたのであるが、此臣は逆臣なるが故に筆誅の意で特に幼名を以て呼稱したのであるかも知れぬ。縱ひ其は別義から負はせられた名であつたとしても、此歌に於てシブはの意を含ませたので、爾志毘臣愈忿とあるが如く、大なる侮辱を感じたのであらう。ハタデは上述のやうに端の方の意であるが、鮪の鰭といふ緣によつて續けたものと思はれる。——但し紀の編者が此シビをシブの意と解して居らぬことは後記の通りである。

**つまたてりみゆ**　ツマ(妻)はオフヲ(大魚)のことであらうが、皇子とも志毘臣とも成婚したといふ說がないのに、此表現を用ひたのは早計であるから、或は原義により(上—二頁)伴侶といふほどの意味であつたかも知れぬ。立テリ見ユは立テル(ガ)見ユといふ意で、恐らくは動詞アリが尙未だ屈折を起さなかつた時代の語法の名殘であらう。

〔大意〕潮瀨の魚寄を見ると、游泳して來る鮪(志毘臣)の側に伴侶が立つて居るの

が見える

乃で志毘臣が愈怒つて次の如く歌うた

〔記〕意富岐美能（オホキミノ）　美古能志婆加岐（ミコノシバカキ）　夜布士麻理（ヤフジマリ）　斯麻理母登本斯（シマリモトホシ）　岐禮牟志婆加岐（キレムシバカキ）
夜氣牟志婆加岐（ヤケムシバカキ）

**おほきみの**　大君ノ

**みこのしばかき**　御子ノ柴垣の謂。大君ノ御子とつゞけたのは、日之御子（上一一二八頁）、スメラが御子（第一五八頁）と同じく、皇子といふ意を明確に表示せんが爲である。

**やふじまり**　彌節縮リ（ヤフシマリ）の意。固縛の爲にフ即ち結節を多く作るのは、勿論堅牢を期する爲であるが、裝飾の用をも兼ねたものらしく、今も南洋廳管下のヤップ島のフェバイ（公舍）に於ては結繩のかがり方に多くの技巧が用ひられる。シマリはシバリと轉呼せられ、縛の意ともなるから、此も多くの結節を作つて縛ること〻解してよい。

**しまりもとほし**　モトホシは反復することをいふ（上一一五九頁）。皇子の宮殿の柴垣を彌節縛

りに幾重にも縛るのは堅牢を期する爲であるが、次句によれば此は讃美的表現ではなく、モトホシタリトモの意として反接を示すものと了解せねばならぬ。さりながら右の如き形態を動詞原形を以て代表させることは語法上許されぬから、恐らくはシはセの轉訛若くは誤記で、已然形の特質により下にド（又はドモ）を含むものであらう。

**きれむしばかき**　斷レム柴垣の意で、キレムは破れむといふに同じい。

**やけむしばかき**　燒ケム柴垣の謂である。此兩句は呪詛の辭で、志毘臣が皇子にシビと罵られたことを口惜しがり、惡態をついたものと了解すべきである。

〔大意〕大君の御子の（宮の）柴垣は彌節縛りに縛りかへせども、破れ燒けん柴垣（であるぞよ）

此歌は五七五七七七音の六句より成り、所謂佛足石體である（歌學一四八頁）。山上臣憶良及文屋眞人淨三等は或は之から思ひついて新句格を建立しようとしたのであるかも知れぬ。

王子亦歌曰

〔記〕意布袁余志　斯毘都久阿麻余　斯賀阿禮婆　宇良胡本斯祁牟　志毘都久志毘

**おふをよし**　オフヲは大魚の義で、競爭の目的たる女性の名も大魚と稱すとあるが、此は寧ろシビ(鮪)の原義により其枕詞として用ひられたものとすべきであらう。さればこそヨシといふ感動詞を添付したので、靑土ヨシ、麻裳ヨシ、八百土ヨシ等と同じく枕詞の一形式である。魚の意の古語はナ又はマナであるが、魚の字の韓音어(オ)が之に代用せられるやうになつたので、獨立名詞としてはイ又はウを接頭してイヲ若くはウヲと稱へる。玉門の意のシビ(씹)が韓語であるから、其に釣合ふやうに魚をいふにも外來語ヲ(어)を用ひたことは有り得るが、當時尙未だ弘通しなかつた筈であるから、假に大魚を意味する人名があつたとしても外來語を以て呼稱したとは、名號といふものゝ性質上考へられぬことである。――オホウヲの約オフヲなりとする說は更に不可で、ウヲのウは接頭語であるから、複合の際には之を除くことを至當とする。又大の意の古語はオフ又はアフである(上ー六二頁)――

されば此女性の名を大魚としたのも、傳誦者が此句を呼格と誤解した結果、後日前文に追加したので、恐らくは原說ではあるまい。

**しびつくあまよ**　鮪衝ク海人ヨといふ意。シビは志毘臣に擬したので、アマ（海人）は聊か比倫を失するけれども尙係爭美人に況へたのであらう。從つてツクといふ語にも衝の外に附着の意が含まれたものと了解すべきである。

**しがあれば**　其ガ荒レバといふ意。シ（其）は鮪の代名詞である。

**うらこほしけむ**　コホシケムは戀シカラムに相當する古い形態で、動詞コヒ（戀）が尙四段に活用せられた時代にはコヒシをコホシ（コハシの音便）と稱へ、其活用形態はコホシケ一種に限られ、未來格に於ても直に助動詞ムを連結してコホシケムというたのである（上一一五頁）。之にウラを冠したのは心裏の意に浦をいひかける爲で、沖に於て鮪が荒れると浦が戀しくなるであらう。其の如く志毘臣が荒みに荒むと美人も亦心中皇子御自身を戀しがるだらうといふ意である。

**しびつくしび**　歌意は上句を以て盡されて居るから、此句は囃詞的に添加せられたものとす

べきで、其が罵語であることは既記の通りである。縱ひ顯宗天皇にあらずとするも身分のある人が此やうな卑しい言辭をくり返して使用した筈がないといふものがあるかも知れぬが、其は後代的思想で、神樂催馬樂にもいかがはしい歌があるやうに、上代では神も禁めぬわざであつたのみならず、殊に此は歌垣の歌であることを思はねばならぬ。句中上のシビは魚名の鮪に玉門の意をいひかけ、下のシビは志毘臣をさしたものとすれば、契沖以來難解とした此句も氷釋せられるのである。――守部が壺井栞の校合にもとづき、下の志毗を阿麻余と改記し、之を志毘臣自身の歌としたのは妄誕の甚しきものである。

〔大意〕鮪つく海人よ。其(鮪)が荒れると浦が戀しくなるだらう

此の如く曉まで歌を鬪はして散會したが、翌日兵を遣はして志毘臣を誅戮せられたとある。事の眞僞はともかくも、以上の説明により歌意は明白で、其が後人の擬作であつたとしても、歌垣の光景は之によつて髣髴せられる。然るに先學は語義の研究に疎かであつた爲に、歌の眞意を解し得ず、或は次第を變更し、或は作

者をとりかへ、甚しきは改竄を敢てしてまでも牽强を逞うしたのである。

### ○紀の所傳

仁賢天皇の崩後、太子(武烈天皇)は物部麁鹿火大連の女影媛を娉する思召があつて媒人を遣はされたが、此女は既に大臣平群眞鳥の子鮪と關係があつたので、當惑の餘り海柘榴市の歌場で御目にかかりたいと返事した。當時太子は約束の場所で影媛に出會せられ、袖を執らへて躑躅從容して居られる所へ鮪臣が現はれて中間に割り込んだので、太子が鮪の方に向き直つて唱へられた御歌

〔紀〕之裒世(一本弥儺斗)能　儺鳴理鳴弥黎磨　阿蘇寐倶屢　思寐我簸多泥儞　都摩陀氏理弥喩

此は上揭の記の歌と全然同一であるから語釋を略するが、此傳承のやうに鮪臣

が一人で現はれたものとすれば、第三句は少くとも完了時格を以て表現するを要し、遊ビ來ル鮪ガハタデ云々とつゞけると、影媛を同伴して來たものゝやうに聞える。歌も亦皇子から先に挑まれたものと解することは困難であるから、恐らくは原傳にはなかつたのを、紀の編者が歌意を考察せずして漫然記の所傳から此一首を拔き出して之を補うたのであらう。假に宣長、守部等の解の如く歌意は單に鮪臣の傍に婦人が立つて居るといふに止まるとしても、其女が鮪のツマであることが判明して居たとすれば、此爭は起らなかつた筈で、ツマを伴侶と解することも此場合には不可能である。加之鮪の答歌と稱するものが全然之と緣故のない所を見ても、問答は次の歌から始まるものとせねばならぬ。一本にミナトとあるのは勿論訛傳で、其が水之門の意であるにしても、或は湊の義に用ひられたとしても、鮪が來游する水面であり得ぬ。

鮪答歌曰――鮪臣から挑みかけた歌とすべきである。

〔紀〕飫瀰能古能（オミノコノ）　耶陛耶哿羅哿枳（ヤヘヤカラカキ）　瑜屢世登耶瀰古（ユルセトヤミコ）

**おみのこの**　前出（第七〇頁）。但し此は所有格表示である。

**やへやからかき**　ヤは間投詞で、八重カラ垣といふに同じい。されば後の歌のヤフの柴垣を一本に八重カラカキともあるのである。カラは恐らくは韓の意で、此頃新式とせられた韓風の垣をいふのであらうが、嚴重に取圍ふといふ意を寓するものと思はれる。

**ゆるせとやみこ**　許セトヤ皇子の謂。八重韓垣を超ゆること卽ち影媛と慇懃を通ずることを許せよとの御意かと咎め立（タテ）したのである。

〔大意〕臣之子（自分）の八重韓垣を（踰えることを）許せと（仰せある）か皇子よ

此は皇子が影媛と立話をせられて居るのを見咎めたのであるから、鮪臣が先に口を切つたものとせねばならぬ。以下三首も問と答とが取ちがへられて居る。

太子歌曰——此は答歌である。

〔紀〕飫裒陀撒鳴(オホダチヲ) 多黎播枳多撒氐(タレハキタチテ) 農哿儒登慕(ヌカズトモ) 須衞婆陀志氐謀(スヱハタシテモ) 阿波夢登茹於謀賦(アハムトゾオモフ)

**おほだちを**　大横刀ヲ(上一八頁)。

**たれはきたちて**　タレハキは垂佩の意。刊本に梨とある字は前後の例によれば黎の變體とせねばならぬ。萬一梨又は蔾の誤記であるならばタリと訓むべきであるが、タレも亦上古四段に活用せられたやうであるから、いづれでも差支はない——之に添へたタチは生立、出立、裝ヒ立チ等と同用法で、一種の活用語尾である。横刀は緒を以て腰間に釣ることを例としたからタレ(垂)といふ語を冠したので、句意は單に佩キテといふと大差はない。

**ぬかずとも**　雖レ不レ拔の謂で、今ハといふ語を句頭に補うて聞くべきである。以上三句は半ば序に用ひられたのである。

**すゑはたしても**　ハタはハテ(果)の形に於ては終極を意味するから、之にシ(爲)をそへたハタシには爲遂げるといふ意があり、其完了分詞形ハタシテは「終には」又は「必」と同一價値を有する。ツヒは韓語뒤(ツイ)(後)から轉出したもの丶やうで、カナラズは假(カ)ニ有ラズといふ意

の第二次生副詞なるが故に、古歌謠には用例が見えぬのである。されば上代に於て此意味を表現する爲にハタシテといふ形態が用ひられたことは有り得べきで、今では案ノ如クといふ意と了解せられるが、其は寧ろ必然の意から轉じたのであらう。從つて此句意は末(ニハ)必然といふことであらねばならぬ。

**あはむとぞおもふ** 此アフは影媛に嫦フといふ意と、大刀を合ハスことゝをいひかけたので、合戰を單にアフとのみ稱へた例は、神功紀の熊之凝の歌にもあり(上一一四七頁)、今も果シアフといふ表現が慣用句として用ひられる。されば上三句を實叙とするに於ては、今は大刀を拔かずとも後には必ず果し合はうといふ意嚮表示となり、之を序とすれば、末には必ず影媛を手に入れようと思ふといふ意になるのである。守部は此言ひかけに氣がつかなかつたやうである。

〔大意〕大横刀を垂れ佩きて(今之を)拔かずとも、末には必ず果し合はう。否、影媛と嫦はうと思ふ

鮪臣答歌曰――其實は鮪臣の挑歌である。

〔紀〕飫裒枳瀰能 耶陛能矩瀰哿枳 哿哿梅騰謀 儺鳴阿摩之耳弥 哿哿農俱弥柯枳

**おほきみの**　大君は皇太子をいふ。

**やへのくみかき**　クミは既述のやうにコミ（込）と同語で（第七五頁）、コミ合フ、立込ムの如くも用ひられ、塡充の義があるから、クミカキもまた隙間のない垣の意と了解せられる。寢所の隱垣とする說〔解〕の非なることはいふまでもないが、材料を組合はせた垣とするのも〔通釋〕下句の趣に適はぬ。ヤヘは重疊を意味する。

**かかめども**　カカメは上代四段に活用せられたカケ（懸）といふ動詞の未來格（已然形）であるから（上―三〇〇頁）、カカメドモは繫けようともといふ意味になるのである。カケは勿論繩を繫けることであるが、轉じて垣を結ふ意とも了解せられたのであらう。口語のカガルも亦原義はカケアリであるけれども、カガを語幹とするのではないから、此カカメを之に準じてカガミといふ動詞の已然形と見ることは出來ず、從て際又は編の義なりとする說は不當とせねばならぬ。

**なをあましみみ**　之耳弥とある耳は弭の略書か、然らずともミとニとは通音なるが故に——ニホトリをミホトリともいうた例がある（上一一五一、一七二頁）——シミミと訓むか、或は耳弥を顚倒としてシミニと訓むのであらう。意義はほゞ同一であるが、假にシミミとして說明する。ナヲはナホ（尙）の音便、——止保知（遠市）を十市（トヲチ）とかくと同例——アマはアマリ（餘）の語幹で、タは接尾語であるから、意に於ては變りはなく（第一五頁）、シミと結合する爲に語幹を用ひたのである。シミミはシミ（密）の疊尾語で、シミシミといふと同價値であるから、輕々、靑々、久々等と同じく副詞に用ひられたのである。其故にシミニというても差支はなく、要するに尙餘リ緊密ニ（ハ）といふ意である。不遇〔釋紀〕、海舫〔抄〕、脆締〔解〕等としては條理が通らず、守部說は之を太子の御歌とし、且文字を改めて案出したものであるから問題にならぬ。

**かかぬくみかき**　繩をカケヌ卽ち結はぬクミ垣といふ意で、皇子の藩籬の强固ならざることを嘲つたのであるが、其は皇太子の御歌に大横刀を佩いて末は必ず擊ち合はうと言はれたことを含んで、其武備を見くびる意を寓したものと了解せられる。雄略紀に小根使主が天

皇城不レ堅、我父城堅というたとあると趣の似た點がある。

〔大意〕大君の八重のクミ垣は結うたとしても、尙餘り緊密でないクミ垣（である）

太子歌曰——此も答歌である。

〔紀〕於弥能姑能　耶賦能之魔柯枳（一本耶陛哿羅哿枳）始陀騰余泝　那爲我與釐據魔耶黎夢之魔柯枳

**おみのこの**　鮪臣をいふ。

**やふのしばかき（やへからかき）**　ヤフはヤフシマリ（第二〇〇頁）と同意で、シバカキについても其歌に於て述べた。ヤヘカラカキは上記の如く八重韓垣である。

**したどよみ**　下動搖ミといふ意。ドヨミは本來騷グことであるが（第三七頁）、此は字義の如く用ひられたのである。

**なゐがよりこば**　ナヰはニ（土）ヰ（座）の轉呼で地盤をいひ、ヨリはユリ（搖）に通ずるから、

ナヰがユルというて始めて地震の意となるのである。此表現は今も尙會津地方に殘つて居る。ヨリコバは搖り來ラバといふ意。

**やれむしばかき**　破レム柴垣の謂である。汝の柴垣は下が動いて居るから地震が來れば破れるであらうといふのであるが、地震は皇子の震怒に況へたので、鮪臣の嘲弄に酬いられたのである。

〔大意〕臣の子の八節（締り）の柴垣は下が動搖し（て居るから）地震が來たら破れるであらう。其柴垣は

以上四首を以て鮪臣と皇子との口論は一段落を告げ、太子は轉じて影媛に歌ひかけられた。

太子贈二影媛一歌曰

〔紀〕擧騰我㳽儞（コトガミニ）　枳謂屢箇皚比謎（キヰルカゲヒメ）　拖摩儺羅磨（タマナラバ）　婀我哀屢拖摩能（アガホルタマノ）　婀波寐之羅陀魔（アハビシラタマ）

**ことがみに**　琴頭ニといふ意（伍―一六七頁）。守部說の如く此句は序で（言別）、コトは此場合には請神の爲に奏する樂器を意味し、其側に神靈の影が現はれると信ぜられたので、來居ル影媛とつゞけたのである。

**きゐるかげひめ**　句意は右の通りであるが、此美人の名のカゲは決して幻影の謂ではなく、原義によつて光照を意味する（第五頁）。其父の名もアラカビ卽ち現明身（アラカミ）といひ、物部宗家（第十八代）を繼承した大貴族なるが故に此やうな美名を負うたのである。

**たまならば**　ナラバは通例ニ（テ）アラバの約と了解せられるのであるが、此は次句との關係上玉トセバといふ意であらねばならぬから、ナリは原義を離れてスと同値の敍述助語として用ひられたものとすべきで、他にも例の多いことである。

**あがほるたまの**　吾ガ欲ル玉ノといふ意。

**あはびしらたま**　アハビは和名抄に鰒、鮑、石決明の字をあて、今も世人周知の貝で、其肉中に眞珠を產することの故を以て有名である。語原を詳にせぬが、アハとビとに分拆し得られ、ビが魚介の總稱ミの轉呼であることは疑がない。アハビ（鰒）シラタマ（白玉）が眞珠を

意味することは勿論で、單にシラタマというても其意と了解せられる。

〔大意〕此處に來て居る影媛を玉とすれば、我欲する眞珠（である）

鮪臣が影媛に代つて答へた歌

〔紀〕於裒枳瀰能　瀰於寐能之都波梅　夢須寐陀黎　陀黎耶始比登謀　阿避於謀婆儺倶儞

**おほきみの**　大君ノ

**みおびのしつはた**　ミオビは御帶の意。シツハタはシヅ（倭）族のハタ（布）といふことで（第一〇〇頁）、シドリ（倭文）と同義である。御帶ノ倭布は帶に用ひられた倭文布のことで、當時の貴人の服飾であつたのであらう。

**むすびたれ**　結ビ垂レといふ意。――以上三句は序である。

**たれやしひとも**　ヤシは阿那邇夜之（記上卷）、ハシケヤシ（上一一一三頁）、ヨシヱヤシ（萬二）の如くも用ひられる感動詞若くは間投詞であるから、誰ヤシ人モは誰人モといふ意に過ぎ

ぬが、口語に於てもよく名の判明して居る人に對し、態とおぼめかして誰ヤラサンといふと同様に、皇子にあてつけた諷示的表現で、一種の愛想づかしである。句末に我モといふ語を補うて解すべきである。

**あひおもはなくに**　相想ハヌノニといふ意。

〔大意〕――上三句は序――誰ヤラと自分とは相愛ではないのに

此歌によつて太子は甫めて鮪と影媛との關係を察知せられ、其無禮を憤つて大伴金村連をして鮪臣を誅戮せしめられ、尋で其父眞鳥大臣をも攻め滅された。眞鳥は當時の宰臣であつたのであるから、少くとも其沒落は記錄に殘されたものとすべきで、紀に之を武烈天皇の卽位直前としたのは根據のあることであらう。紀の編者は之によつて歌垣傳說もほゞ同じころの事實を叙したものと推定し、從つて對手の皇子は武烈天皇ならざるべからずと臆斷したものと思はれるが、當時の政治及社會事情に徵しても一婦人の故を以て重臣の子を殺戮するが如きは、踐祚を

目前に控へた皇太子のなさるまじきことで、殊に先帝崩御の直後に於て、歌垣に立たれるやうな不謹愼な行爲があつたとすれば、皇子の信望は一朝にして地に墜ちた筈であるから、傳ふるが如き事實が存したとしても、其は諒闇前のことで、鮪臣誅戮の直接原因ではなく、單に此貴公子の驕慢の一例を示した傳説であつたかも知れぬ。若し然りとすれば相手方の皇子も必しも武烈天皇なることを要せず、顯宗天皇であつたとしても敢て差支はない。いづれにしても史實としてはさのみ重大性を帶びたものではなく、歌謠から考察すると記の所傳の方が自然で、歌詞のやゝ卑猥に亙るのは、歌垣といふものゝ性質上却つて實説に近いことを證するものである。されば紀の傳にも其歌の一首を——其が全然問答以外なるにも拘はらず——採用して居るのであるが、尚影媛といふ實在人物を配し、之に關する二首の歌を添加して次の傳説との聯絡を取つて居るけれども、作爲の跡は歷然として覆ふべからざるものがある。但し記に歌垣の翌朝二王子相議つて志毘臣を誅殺

せられたとあるのは、眞鳥大臣沒落が武烈朝の事變であつたとすれば、信じ難きことで、恐らくは傳承中の附會であらう。

此歌話から吾人が學び得る史實は、此時代まで尙歌垣といふ古習が大和に存したといふことである。紀には其擧行地を海柘榴市巷とし（磯城郡三輪町大字金屋）、歌場と書いて此云二宇多我岐一と訓註して居る。ウタの原義は既述の如く歡樂で（上一一六四頁）、カキはいふまでもなく垣の意であるが、構內の義に轉用することも可能であるから、場の字をあてたのは不當ではない。此は本來請神の爲に行はれた集會であつたのであるが、神意を慰める爲の催しが一轉して民衆の娛樂となり、參集者に情事の機會を與へる歡會となつたのである。ウタガキについてはいふべき事が多いが、本篇の範圍を逸する虞があり、且小著「常陸風土記物語」第七章に詳述したから、此處には之を省略する。

# 七、列　城　宮（武烈朝）紀二首

## ○影　媛　の　歌

紀には歌垣の後日譚として次の二首の歌が揭載せられて居る。

鮪臣が乃樂山に於て誅戮せられる時、影媛は其處に急行したが、最後に會はなかつたので、痛恨悲吟した歌

〔紀〕伊須能箇瀰　賦屢鳴須擬底　擧慕摩矩羅　拕箇播志須擬　慕能娑幡儞　於裒野該須擬　播屢比能　箇須我鳴須擬　逗摩御暮屢　鳴佐裒鳴須擬　拕摩該儞播　伊比佐倍母理　拕摩暮比儞　瀰逗佐倍母理　儺岐曾裒遲喩倶謀　柯旱比謎阿婆例

**いすのかみ**　イソノカミ（石上）といふに同じい。其はス（洲）とソ（磯）とが本來同義であるからで、フル（布留）の準枕詞として用ひられたのである（第一七六頁）。

**ふるをすぎて**　布留村（第一七七頁）を過ぎてといふ意。

**こもまくら**　コモ（菰）草を束ねて作つた枕をいふ。此種の寢具が出現し、之をマクラと稱へるやうになつたのは何れの時代か判明せぬが、其最も原始的なものは適宜の太さの木材の斷片又は禾草の束であつたと思はれる。就中コモ草は柔軟なるが故に愛用せられたことは有り得べきで、臥寢の際頭首を高めるから、「高」の枕詞に用ひられたのである。

**たかはしすぎ**　タカハシは地名（參一一六〇頁）。

**ものさはに**　物多ニといふ意を以て大宅の枕詞としたのである。オホヤケはミヤケと同義で、ミヤ（御屋、宮）又はオホヤ（大屋）のウケ（稻）を收藏する屯倉なるが故に此名を負うたのであるが、其外の調庸品物をも格納するから、物多ニといふ辭を冠したのであらう。公の意に用ひるやうになつたのは轉義である。

**おほやけすぎ**　和名抄に添上郡大宅とある地。此名は殘つて居らぬが、高橋から春日に至る路次に存したものと思はれる。

**はるひの**　春日ノ霞ムといふ緣により、カスガの枕詞に用ひられたのである。

**かすがをすぎ**　カスガは今の奈良市の一部分で、原義は神栖處(カスカ)であるが(二一—二二八頁)、右の枕詞によつて春日の二字をあてるやうになつた。

**つまごもる**　妻隱(コモ)ルといふ意からサホ(廬)にいひかけ、枕詞として用ひられたのである。

**をさほをすぎ**　ヲ(小)は愛稱、サホは添上郡佐保村附近一帶の舊稱で、語根ホは穗の義からアツマヤ(四阿)造りの小屋の謂に用ひられ、原語ホ(穗)と區別する爲にイ又はサを接頭して、イホ(庵)ともサホとも稱へ、人家所在地といふ意を以て、佐保又は廬原などいふ地名を生じたのである。——以上は乃樂(奈良)山に到る郷邑を列擧したものであるから、出發地たる影媛の住所は布留以南に存したものとせねばならぬが、之を詳にし得ぬ。但し物部宗家は石上神宮の齋主を兼ねて居たのであるから、其邸宅は神社を距ること遠からぬ地點に存したものとせねばならぬ。

**たまけには**　タマ(玉)は美稱で、ケ(笥)は一般に容器を意味するのであるが、萬葉集第二卷有馬皇子の歌に「家にあればケに盛る飯を」云々とあり、和名抄にも笥〻盛〻食器也とある所を見ると、特に食器をケと稱へたのであらう。

**いひさへもり**　サヘはソヘ（副）の轉呼で、後世專ら添加の義の助語と了解せられるやうになつたが、此は尙原義によつて用ひられたので、飮食物を器に取り分つことをサヘ（ソヘ）ルというたものと思はれる。——水に添へテ飯を盛るといふ意ではない——されば關東方言では今も飯を盛ることをヨソフといふのである。イヒの語根ヒは胚芽の義であるが、接頭語イを冠して穀粒を表示し、之を煮た熟飯をカシイヒと稱へ、略して單にイヒと稱するやうになつた。

**たまもひに**　タマ（玉）は美稱、モヒはミ（水）ヘ（瓮）の轉呼である（六一—一七七頁）。

**みづさへもり**　水副盛リ卽ち水を盛リ容レといふ意。飯と水とを携行したのは鮪臣に餽遺せんが爲で、紀の文によれば尙再會を期して居たものゝやうであるから、靈供の爲とする釋紀の說は從はれぬ。

**なきそほちゆくも**　ソボチはシホ（萎）の轉呼ソホに活用語尾チ（シと同値）を添へたもので、シホタレといふとほゞ同義である。濡レ萎（ソボ）チともつゞけることの故を以て、濡浸（ヒツ）のヒヅと同義とするのは誤りである——此は影媛が泣き萎たれて行くといふ意を倒叙したのである

から、五音句の位置を八音句が占めて居るのである。

**かげひめアハレ**　影媛は右の如く前句の主語を倒置したもので、アハレは屢々述べたやうに歎息表示である。

〔大意〕石上布留、高橋、大宅、春日、佐保を過ぎ、飯を盛つた筥と、水を容れた盌(モヒ)とを携へ、アハレ影媛は泣き萎れつゝ行くよ

乃で影媛は鮪の屍體を收埋し、終つて家に歸らうとしたが、更に悲歎の涙を加へ、次の如く吟詠した

〔紀〕婀嗚儞與志　乃樂能婆娑摩儞　斯斯貳暮能　瀰逗矩陛御暮梨　瀰灘曾曾矩　思寐能和俱吾嗚　阿娑理逗那偉能古

**あをによし**　枕詞（上一二六五頁）

**ならのはさまに**　奈良山の谷(ハサマ)をいふ（第四二頁）。鮪を葬つた地點である。

**ししじもの**　シシが猪鹿類の總稱で、本來宍の義なることは既に述べた通りである（第九二頁）。之に添へたシモノの原義は其物であるが、馬ジモノ、犬ジモノ、雪ジモノの如く、枕詞の一形式として添付せられ、此も食用獸其物の意を以て、ミ（肉）に言ひかけたのである。

**みづくへごもれ**　水漬邊隱レ（ド）といふ意。句尾の黎の字は釋紀には利と改記して、ゴモリと訓して居るが、前例によれば黎の變體であらねばならず（第二〇八頁）、コモリといふ連用法としては此場合つゞく所がないから、已然形と見て反接表示と了解せねばならぬ。從來之に氣がつかなかつたのは、前句との關係を明にし得なかつた爲と、語法を等閑視したからである。ミツクヘは溪水の滸といふに同じく、罪人たる鮪の爲に高燥なる土地を選んで墓家を築くことが許されなかつたから、水邊の低地に埋瘞したのであらう。

**みなそそく**　水之注グの意で、オミ（大水）の枕詞であるが（第一三五頁）、鮪は海魚なるが故に轉用せられたのである。

**しびのわくごを**　鮪ノ若子ヲといふ意。ワクゴは幼子の謂であるが、季子の義にも用ひられ、或は尙生存する父に對して郎君又は若殿の意味を以て、年齡の多寡に拘はらず、ワク

ゴと稱したことも有り得る。

**あさりづなゐのこ**　アサリの原語は不明であるが（第一〇五頁）、此は求食の義に用ひられたので、アサリヅはアサリ（求）イヅ（出）の連約である。ヰノコは猪之子の謂であるが、コは愛稱で、仔獸を意味するのではない（上一二七三頁）。

〔大意〕奈良山の谷の溪流の傍に隱つて居るが、鮪の若子を捜し出すなよ猪の子

此兩歌は意はよく通ずるが、此場合影媛が詠じたものとすることについては聊か疑がある。殊に第一首の如きは夫の難に赴く妻の作としては急迫の感が現はれて居らず、第二の歌も目前愛人の遺體を葬つた時の述懷としては餘りに餘所々々しい感があるから、或は時人又は後人が想像を加へて此悲劇を詠じたのであるかも知れぬ。物部連の如き名門の女が、親ら刑場に赴いて愛人の屍體を收瘞するといふやうなことが、此時代に有り得たとも考へられぬのである。

記には此二首は見えず、此朝以降の記事は極めて簡單で、歌謠の如きも全然收

錄せられて居らぬ。されば以下二章に說述するものは蓋く紀の所傳である。

# 八、玉穂宮（繼體朝）紀四首

## ○太子と妃との唱酬

勾大兄皇子（安閑天皇）が親ら春日皇女を娉せられた時、月下の淸談に時刻が遷り、早くも夜が明けたのを惜しまれた御歌

〔紀〕野絁磨倶儞（ヤシマグニ） 都磨磨祁呵泥底（ツママキカネテ） 播屢比能（ハルヒノ） 哿須我能倶儞儞（カスガノクニニ） 倶娑絁謎鳴（クハシメヲ） 阿唎等枳枳底（アリトキキテ） 與慮志謎鳴（ヨロシメヲ） 阿唎等枳枳底（アリトキキテ） 莽紀佐倶（マキサク） 避能伊陀圖鳴（ヒノイタトヲ） 飫斯毗羅枳（オシヒラキ） 倭例以梨魔志（ワレイリマシ） 阿都圖唎（アトトリ） 都磨怒唎絁底（ツマドリシテ） 魔倶囉圖唎（マクラトリ） 都磨怒唎絁底（ツマドリシテ） 伊慕我堤嗚（イモガテヲ） 倭例儞魔柯絁毎（ワレニマカシメ） 倭我堤嗚磨（ワガテヲバ） 伊慕儞魔柯絁毎（イモニマカシメ） 磨左棄逗囉（マサキヅラ） 多多企阿藏播梨（タタキアザハリ） 矢自矩矢盧（シシクシロ） 于魔伊儞矢度儞（ウマイネシトニ） 儞播都等唎（ニハツトリ） 柯稽播儺倶儺梨（カケハナクナリ） 奴都等唎（ヌツトリ） 枳蟻矢播等余武（キギシハトヨム） 婆絁稽矩謨（ハシケクモ） 伊麻娜以播嬬底（イマダイハズテ） 阿開儞啓梨倭蟻慕（アケニケリワギモ）

此歌は記に八千矛神の詠として掲げたものと酷似して居るから、同一原歌が二様に傳へられたものと見なすべきで、皇子の卽興の御作とは思はれぬ。或は時機に適した古歌を吟誦せられたのか、或は後人が樂府の歌を引直して皇子の作に擬したのであらう。

**やしまぐに**
**つままきかねて**　既出（上一五頁）

**はるひの**　枕詞（第二二〇頁）

**かすがのくにに**　此クニは鄕は意である。

**くはしめを**　既出（上一七頁）

**ありときさて**　八千矛神の歌には此句にも後句にもキカシテといふ敬語形が用ひられて居るのであるが、神ならぬ皇子の作としては其必要がないと考へて改修したのであらう。

**よろしめを**　八千矛神の歌のサカシメに相當する。ヨロシはヨラシ（上一七二頁）の轉呼で、

ヨキ女といふ意である。

**ありときて** 在ト聞キテ

**まきさく** 枕詞(第一一五頁)

**ひのいたとを** 檜ノ板扉ヲといふ意(上一九頁)。

**おしひらき** 押開キ

**われいりまし** 我入リ坐シ

**あとどり** アトは脚處即ち脚部の意。トリは執の義で、手(ヲ)トルの如くも用ひられるのであるが、此は實際に脚部を把握することをいふのではなく、ツマ(尖)といふ語の縁と、トリといふ音を疊むことによつて次句の序としたのである。

**つまどりして** ツマドリは妻取即ちメトル(娶)といふ意の動詞原形(名詞形)であるが、ツマに尖(爪)の義があるので、アト(脚處)の縁によつて言ひかけたのである。

**まくらどり** 枕執りの意。アトトリの對語として用ひられたので、マクラ(枕)が轉義により頭邊を意味するからである。此も次句ツマドリの序である。

**つまどりして**　マクラとツマとの間には直接の關聯はないが、トリは疊韻である。——以上四句はツマドリシテといふ表現を反復せんが爲に各一句の序をそへたので、要するに春日の淑女を娉娶してといふ意であるが、餘りに潤色が過ぎた爲、却つて註釋者を惑はせた。

**いもがてを**　妹ガ手ヲ

**われにまかしめ**　我ニ纏カシメ卽ち枕にせしめといふ意

**わがてをば**　我ガ手ヲバ

**いもにまかしめ**　妹ニ纏カシメ

**まさきづら**　今もマサキのカヅラ又はツルマサキと稱へられる纏繞植物で（三—一三四頁）、アザハリにかゝる比況的枕詞である。

**たたきあざはり**　タタキはタ（手）ウダキ（抱）の意（上—二〇頁）。アザハリはアザヒ・アリの約で、アザヒといふ動詞は他に用例がないが、アザナヒ（糾）の語尾ナヒに代へるにヒを以てしたものであるから、同義の古語と思はれる。さればアザハリといへば糾在卽ち絡みつくことを意味するのである。

**ししくしろ**　シシ（獸）クシ（串）ロ（接尾語）の三分子より、箭の異稱であるから、次句のウマを隔てゝイ（射）にかゝる枕詞として用ひられたのである。

**うまいねしとに**　ウマの甘美の意から熟の義に轉用せられたので、イネの語義は上卷（第二〇頁）に述べたやうに夜偃卽ち就眠である。トはトキ（時）の語根であるから、此は其義に用ひられたので、ホド（間）の上略とする守部說並に外の謂であるが內に通ずるといふ宣長說は、假に前文の不覺天曉が誇張であるとしても、尙結末三句と矛盾する。

**にはつとり**　庭ツ鳥

**かけはなくなり**　鷄ハ鳴クナリ

**ぬつとり**　野ツ鳥

**きぎしはとよむ**　雉ハ響動ム――以上四句は八千矛神の歌にも見える（上一一一頁以下）。

**はしけくも**　ハシケは好シキの古形、クはコト（事）の義であるから、好マシキ事モといふ意になり、後世の表現に從へば睦言である。之をハシクモと同一視するのは大なる誤りで、好シは決してハシケクとは活用せぬ。

**いまだいはずて**　未ダ言ハズテ

**あけにけりわぎも**　明ケニケリで、口語に直せば「明けてしまうた」となる。ワギモ（我妹）は呼格である。

〔大意〕八島國に妻（を）求めかねて、春日(カスガ)の里に淑女があると聞き、佳人があると聞いて（其家を訪れ）、眞木の板扉を押し披いて入り坐し、娉娶(ツマドリ)して、妹が手を我にまかせ、我が手を妹に纏かせ、マサキ葛のやうに抱き絡まり、うまく就寝した時に、庭鳥の鷄はなき、野の鳥の雉がどよめき、睦言もまだ交はさずして（夜が）明けてしまうた。（何とせう）我妹よ

妃和唱曰

〔紀〕莒母唎矩能(コモリクノ)　簸都細能哿婆庾(ハツセノカハユ)　那峨例俱屢(ナガレクル)　駄開能(タケノ)　以矩美娜開余嚢開(イクミダケヨダケ)　漢等等(モトム)
陛鳴磨(ヘヲバ)　莒等儞都俱唎(コトニツクリ)　須衛陛鳴磨(スヱヘヲバ)　府曳儞都俱唎(フエニツクリ)　府企儺須(フキナス)　美母盧我紆陪儞(ミモロガウヘニ)　能朋(ノボ)

梨陀致(リタチ)　倭我弥細磨(ワガミセバ)　都奴娑播苻(ツヌサハフ)　以籛例能伊開能(イハレノイケノ)　美儺矢駄府(ミナシタフ)　紆鳴謨(ウチモ)　紆陪儞堤堤(ウヘニデテ)
那皚矩(ナゲク)　野須美矢矢(ヤスミシシ)　倭我於朋枳美能(ワガオホキミノ)　於魔細屢(オバセル)　娑佐羅能美於寐能(ササラノミオビノ)　武須弥陀例(ムスミタレ)　駄(タ)
例夜矢比等母(レヤシヒトモ)　紆陪儞泥堤那皚矩(ウヘニデテナゲク)

此歌は形態上からいへば三齣より成り、各齣の終りに各一長句を配したもので、從來未だ曾て見なかつた句格であるが、或時代に試みられたものと見え、萬葉集第十三卷の古歌中〔三二三四〕にも其一例がある。

**こもりくの**　枕詞（第五七頁）

**はつせのかはに**　初瀬ノ川ニ

**ながれくる**　流レ來ル

**たけの**　竹ノ。三音一句で、長句に相當する。

**いくみだけよだけ**　雄略天皇の御製に見えるイクミ竹は茂生した笹の謂であるが（第七五頁）、此は流レ來ル竹と說明せられて居るから、同音異義とせねばならぬ。案ずるにイは接頭語

で、クミダケはクマダケを轉呼した一種名であらう。クマといふ族名を種別に川ひることはクマ樫の例があり（上ー一一六頁）、今もクマ笹と稱する名稱が存する。ヨダケは言ふまでもなく節（ヨ）（ノアル）竹即ち尋常の竹を意味し、琴と笛との材料とせられたものは此竹で、イクミダケは單に序的に添加せられたのであらう。――以上五句は一聯を構成し、形の上では第一齣である。

**もとへをば**　原文によればモトトへと訓まねばならず、モトツ゜への謂とも了解せられぬことはないが、次のスヱへと比倫を失するのみならず、此は短句に相當するから六音よりも五音を可とする。

**ことにつくり**　字書によれば箏は竹身の弦器とあるが、此國土に産する苦竹（マタケ）は鳴腔とするに足るほどの太さのものではないから、此コトは原義により鳴ものを意味したものと思はれる（上ー二一三頁）。但し其制式はどのやうなものであつたか想像が及ばぬ。

**すゑへをば**　此末方（スヱヘ）は勿論竹梢を意味する。

**ふえにつくり**　フエ（笛）はフキの語幹フとエ（枝）との結合語であらう。竹梢を以て笛を作つ

たことは有り得べきである。

**ふきなす**　吹キ鳴スといふ意。ナスはナラス（令鳴）の古形である（上一九頁）。以上十句は直接歌意には關係はなく、神樂を奏する光景を叙してミモロ（御室）をいひ起したのである。されば竹の流れ下るのも必しも初瀨川なることを要せぬのであるが、磐余に近い河流であり、コモリク（隱處）のハツセ（初瀨）といふ語は初夜の閨房を聯想するに足るものがあるから之を用ひたのであらう。

**みもろがうへに**　ミモロは神社と同義語で、決して或地の固有名詞でないことは上卷（第二七二頁）に述べた通りであるが、此は其上から磐余の池を見おろしたとあるのであるから、今の磯城郡安倍村附近に存した神廟を意味し、其所在地の名にも轉用せられたのであらう。――イハレが靈地とせられて居たことは建國篇第一卷（一九一、一九五頁以下）に述べた通りである――此妃を春日山田皇女と呼稱したのは御母が春日の祠宮和珥氏の女で（仁賢紀）、御自身は山田といふ地に居住せられたからであるが、其ヤマダは恐らくは阿倍村大字山田で、蘇我の倉山田麻呂の邸宅の存した舊地であるから、此時代にも既に開けて居たものと

推定せられる。若し然りとすれば皇女が附近のミモロ（神廟）から磐余の池を眺望する光景を思ひ浮べて此歌に詠み入れられたものと了解すべきである。

**のぼりたち**　ミモロは高地に存したので登リ立チといふたのである。

**わがみせば**　我ガ見マセバといふ意。ミセはミ（見）の敬語形ミスの已然形である。

**つぬさはふ**　枕詞（上―二七六頁）

**いはれのいけの**　此池は履中天皇の二年に營造せられたとあるが、磐余市磯池とも稱せられた所を見ると〔履中紀〕、垂仁朝に二俣小舟を泛べられた倭之市師池のことで〔記〕、以前から存した沼澤を若櫻宮朝に修築せられたものと思はれる。

**みなしたふ**　水之下經（ミナシタフ）の意。水中を泳ぐことを意味する。

**うをも**　三音一句。ウヲは魚の韓音어（オ）にウを接頭した第二次生の名詞である。

**うへにでてなげく**　堤堤とあるが、上の堤は濁音によまねばならぬ。ナゲクはナガ（長）イキ（呼吸）の約ナゲキの活用形態で、長大息の意にも用ひられるが、此は魚の喩喁することをいふのである。靜なる池の水は魚の呼吸によつて波紋を生じ、徐に擴がつて行くものであ

るが、其がやゝ離れた丘上の人の眼に映じたかは疑問とすべく、ミモロから展望し得たのは恐らくは水面のみで、魚のナゲキは想像に過ぎぬのであらう。――以上十三句は第二齣である。

**やすみしし**　枕詞（上一一二八頁）。

**わがおほきみの**　我大君は皇太子をいふ。

**おばせる**　佩ビマセル卽ち帶にして居られるといふ意。

**さゝらのみおびの**　允恭天皇の御製にサヽラガタ錦の紐とあるから（第一四頁）、此も笹型の錦の帶の畧稱であらう。

**むすみたれ**　ムスミはムスビ（結）の音便（第二一六頁參照）。――以上四句は序である。

**たれやしひとも**　皇女御自身のことであるが、態と誰ヤラの人とおぼめかされたのである（第二一六頁參照）。

**うへにでてなげく**　穗に出でゝ歎くといふ意であるが、特に上の比況と同語句を用ひて表現せられたのである。此も夜が早く明けたことを歎息する意と了解すべきである。

〔大意〕――上十句は序――御室の上に登り立つて見れば磐余の池の水中を泳ぐ魚も（水の）上に出て長い息をつく。――次の四句は序――（其やうに自分も）色に出して歎息する

皇太子の御歌が即興又は口吟でないとすれば、此も亦後人の僞作とせねばならぬが、いづれにしても前の歌の唱和として作られたものなることは疑なく、皇女の邸宅附近の地名が詠み入れてある所を見ると、迎娉の際の唱酬とある前文にも協ふやうである。守部が之を挽歌と見なしたのは、ナゲクを悲嘆と速斷した爲であらうが、此一言を除くと、此歌には少しも哀傷の調があらはれて居らぬのみならず、殯宮とは緣のない磐余の池を詠み入れる理由がない。比況に用ひた池魚の喚喁をも諒闇を哭するものとしたのは沙汰の限りである。

○毛野臣と目頰子

任那駐在將軍近江毛野臣は失政が多く、加羅國を混亂に陷れ、新羅に掠められた任那疆域回復の使命を完うせぬので、目頰子といふものを遣はして召喚せしめられた。毛野臣は歸朝の途次疾を得て對島に於て沒したが、其遺體を水路近江に歸葬する時、其妻の詠じた歌

〔紀〕比攞哿駄喩(ヒラカタユ)　輔曳輔枳能朋樓(フエフキノボル)　阿苻美能野(アフミノヤ)　愷那能倭倶吾伊(ケナノワクゴイ)　輔曳府枳能朋樓(フエフキノボル)

**ひらかたゆ**　ヒラカタは今の大阪府北河內郡枚方町で古來淀川の要津であつた。ユはヨの轉呼で、空間推徙を表示し、現代語ではヲを用ひる。

**ふえふきのぼる**　笛を吹きつゝ舟が泝るといふ意。笛は送葬の樂として奏したのであらう。

**あふみのや**　ヤは間投詞で、近江ノといふ意。

**けなのわくごい**　ケナは毛野(ケヌ)の轉呼で、近江の一地名であらうが所在を詳にせぬ。武內宿禰の子波多八代宿禰の後なる淡海臣氏（陸―二二七頁）の食邑であつたが故にケ（食）ヌ（野）と呼ばれたのであらう。ワクゴは既記の如く若殿といふ意である。語尾のイは頗る疑問のあ

る語であるが、諸用例について考察すると（一）「志斐イはまをせ」〔萬三〕の如く伸音符か、（二）「玉の緒の絶えずイ妹と結びたる」〔萬三〕のやうにヤに通ずる間投詞として挿入せられたものか、或は（三）「紀の關守イとどめなむかも」〔萬四〕の如く韓語の主格表示이（此）に相當するものであるか、此中の孰れかとすべきで、恐らくは（三）の例に屬するのであらう。毛野臣は既に沒したのであるが、妻子に取つては尙此世に存するものゝやうに思はれたので、其坐乘の舟が枚方の邊を笛を吹きつゝ漕ぎ泝るのを、毛野臣其人が奏するものとしたのであらう。

**ふえふきのぼる**　主要句なるが故に反誦したのである。

〔大意〕枚方を笛を吹いて泝る。淡海の毛野の若殿が笛を吹いて泝る

召喚の爲に派遣せられた目頰子は紀の分註にも未詳也とあつて、其出身が不明であるが、朝廷の召命にも應じなかつた傲佷倜儻なる毛野臣が唯々として歸朝の途についたとある所を見ると、大勢力を有したものとせねばならぬ。其名による

も女性と思はれるから、或は高名の女巫であつたかも知れぬ。之に關して次の歌がある。

目頰子が任那に到着した時、その地の鄕家(在留邦人の謂であらう)が贈つた歌

〔紀〕柯羅屨儞嗚(カラクニヲ)　以柯儞輔居等所(イカニフコトソ)　梅豆羅古枳駄樓(メヅラコキタル)　武哿左屨樓(ムカサクル)　以祇能和駄唎嗚(イキノワタリヲ)
梅豆羅古枳駄樓(メヅラコキタル)

**からくにを**　此カラは加羅國で、目頰子が使した地方である(陸—三三頁)。但し守部の說の如くカラ(辛)キ國といふ意を寓したことも有り有る。

**いかにふことぞ**　イカニフは如何ニ云フの約であるが、イフには口にすることの外に含蓄が多く、こゝでは「加羅國を何と思うてか」といふ意と了解すべきである。

**めづらこきたる**　メヅラはメヅ(賞)の名詞形で珍奇を意味し、メヅラシと活用せられる。コ(子)は愛稱として添加せられたので、固有名かも知れぬが、其意は希ラシイ人である。キ

タルは今では來ルの同義語であるかのやうに用ひられて居るが、其本質は現在完了分詞キテにアルを連ねたもので、此も其意に用ひられたのである。卽ち加羅國を何と思うて來たかと驚き怪しんだのであるが、カライ（辛）國とメヅラシイ（希）人とにいひかけた所に歌の興趣があるのである。——此は旋頭歌で、以上三句を以て一聯とし、次の三句と對立するのである。

**むかさくる**　向ヒ離ル卽ち遠く離れた向にあるといふ意。ムカといふ語幹を接頭語的に用ひた例はムカ伏スといふ語にもある。此は加羅から壹岐國についていうたのである。

**いきのわたりを**　ヲはヨと通じ、壹岐の渡ヨ（リ）といふに同じい。

**めづらこきたる**　前聯の終末句を反復することは旋頭歌の一形式である。

〔大意〕加羅國を如何に思うてメヅラ子が來たのか。遠く離れた向の壹岐島から來たのか

# 九、磯城島宮（欽明朝）以降　紀二十八首

欽明紀以降には同朝に二首、推古朝三首、舒明朝一首、皇極朝七首、孝徳朝三首、齋明朝八首（實は七首）、天智朝五首の歌謠をあげて居るが、分章するほどの必要を認めぬから、本章内に於て細別して記述する。

○大葉子の歌

欽明天皇の二十三年任那官家を撃滅した新羅の罪を問ふ爲に大將軍紀男麻呂宿禰等を派出せられた。此戰役中新羅軍の逆襲により、文武官吏及其家族等の多くが虜とせられたが、其中に調吉士伊企儺といふものがあり、降伏を肯んぜず、却つて新羅王を惡罵した爲に其子舅子と共に殺されたの

で、同じく禽となつた其妻大葉子が悲吟した歌

〔紀〕柯羅倶爾能（カラクニノ）　基能陪儞陀致底（キノヘニタチテ）　於譜磨故幡（オフバコハ）　比例甫囉須母（ヒレフラスモ）　耶魔等陛武岐底（ヤマトヘムキテ）

**からくにの**　此も亦加羅國で、前文には明示せられて居らぬが、捕虜となつた文官及其家族は日本府の所在地卽ち加羅疆域內に駐在したのである。

**きのへにたちて**　城ノ上ニ立チテといふ意。城は居留地の周圍に繞らした胸壁をいふものゝやうである。

**おふばこは**　オフバは大母の意で、高級官吏の妻なるが故に、民衆から大娘子の意を以てオフバコと味ばれたのであらうが、自稱にも用ひたものと思はれる。

**ひれふらすも**　ヒレ（肩巾）振リナスといふ意。大和に向つて振つたのは故國萬歲を叫んで異域の露と消えんとする決心を示したのである。フラスモを敬語と見て、他人が此烈女の最後を詠じたものとする久老以下の說は〔解〕〔言別〕一理はあるが、此は辭世とする方が哀傷が深い。

**やまとへむきて**　此ヤマトは廣く日本を意味する。

〔大意〕加羅國の城の上に立上つて大葉子（自身）は本國の方に向ひて領布(ヒレ)を振りなすよ

大葉子の最後は明記せられて居らぬが、勿論難に殉じたものと思はれる。禽となつたとあることの故を以て捕縛せられて敵の陣營に引かれたものと解するのは早計で、此は城邑が陷落して敵人が亂入した當時の出來事と思はれるから、此歌も上記の如く大葉子の自作であらねばならぬ。されば後人が次のやうに之を作りかへて其貞烈を賞歎したので、前文に或有和曰とあるのは其謂であらう。

〔紀〕柯羅俱爾能(カラクニノ)　基能陪儞陀陀志(キノヘニタタシ)　於譜磨故幡(オフバコハ)　比禮甫羅須弥喩(ヒレフラスミユ)　那儞婆陛武岐底(ナニハヘムキテ)

からくにの　前出

きのへにたたし　立タシといふ敬語を用ひたのは第三者の作なるが故である。

おふばこは　原歌と同一語句であるが、此場合のハ。はロ語に直せばガであらねばならぬ。

**ひれふらすみゆ**　此フラスはフル（振）の敬語形で、大葉子が肩巾を振るのが見えるといふ意である。さればフラスを敬語にとりなし、見ユといふ一語をそへただけで全然別の歌になつたのである。

**なにはへむきて**　ヤマトをナニハ（難波）と改めたのは、原歌のヤマトを大和國の謂と速斷して、其よりも難波の方が適切であると考へた爲であらう。吉士と稱して外國關係事務に從事した官人は（陸ー八七頁）、多くは難波附近に居住したものゝやうであるから、伊企儺の本邸が同地に存したことも有り得べきで、作者は其事實を知つて居たものと思はれる。

〔大意〕加羅國の城の上に立たれて大葉子が難波に向つて肩巾を振られるのが見えるよ

右の如く說明すると、歌詞の大部分は同一であつても、全然別の歌で、「花」を「君」と取かへただけで古歌を活かして用ひた藤原良房の頓智に比すべきものである。原歌を大葉子の作にあらずとし、此歌を前歌の訛傳なりとした守部の說は考

の至らざるものといはねばならぬ。

## ○小墾田宮の豐宴の歌

推古天皇の二十年春正月の豐宴に大臣(蘇我馬子)が壽を上つた歌

〔紀〕夜須弥志斯　和餓於朋耆弥能　訶句理摩須　阿摩能椰蘇訶礙　異泥多多須　弥蘇羅烏弥禮、磨　豫呂豆余珥　訶句志茂餓茂　知余珥茂　訶句志茂餓茂　知余珥茂　訶句志茂餓茂　訶之胡弥弖　兎伽陪摩都羅武　烏呂餓弥弖　兎伽陪摩都羅武　宇多豆紀摩都流

**やすみしし**　枕詞(上―一二八頁)
**わがおほきみの**　我大君ノ
**かくります**　隱リ坐ス。カクレ(隱)は上古四段に活用せられたのである(上―一一七頁)。
**あまのやそかげ**　天の八十蔭即ち多くの雲の翳といふ意に、九重の奥を言ひかけたのであら

う。其は皇居神宮等を天のミカゲ、日のミカゲと稱へたからで〔萬一〕〔祝詞〕、其場合の天之は美稱、カゲはカギリ（限）、カクリ（隱）等の語幹から分化した語で、カキ（垣）と同じく障屛を意味するのである。八十は八重垣（上―二頁）の例によれば多數重疊の謂とも解せられぬことはないが、或はオホヤスミ（大安）殿のヤス（上―一二八頁）の轉呼であるかも知れぬ。ソとスと相通ずることは次の例によつても明である。

**いでたたす**　出立チマスといふ意。

**みそらをみれば**　ミはマに通ずる接頭語。ソラは勿論虛空の意であるが、出立タスといふ修飾語が用ひられて居る所を見ると、太陽を意味したものゝやうで、俚音に日をオ天道サマといふと同趣の轉用である。天皇に況へたことはいふまでもない。

**よろづよに**　萬世（代）ニ至るまでといふ意。後句の千世（代）にと同じく、永久ニといふことである。ヨロヅの原義は多數である（第一七八頁）。

**かくしもがも**　カクの原義は此事で（上―一八一頁）、コトはゴト（如）とも轉義するから、如斯の意にも用ひられる。シ（其）は之を承けたのであるが、願望のガモと連ねる爲に助語モの

介在を必要としたのである（上一一八〇頁）。

**ちよにも**　千世（代）ニモ

**かくしもがも**　此兩句は前二句と對聯をなすものであるから、原文に更に知余珥茂訶句志茂餓茂の十字を加へたのは攙入とせざるを得ぬ。三對は例のないことであり、次の聯句に對しても釣合がとれぬ。

**かしこみて**　惶ミテ

**つかへまつらむ**　仕ヘ奉ラム

**をろがみて**　拜ミテといふ意。ヲロガミはヲリ（折）カガミ（屈）の連約で、拗躬の義である。

**つかへまつらむ**

**うたづきまつる**　歌タテマツルといふに同じい。貢進の意はマツルといふ語に存し、其様式を區別する爲にタテ（立）、スヱ（居）等を冠するのであるから（上一四〇頁）、ツキマツルといふ語もあり得た筈で、此場合のツキはツキスヱ（衝据）の意であるが、タテマツルと同様に單に奉獻の謂と了解せられたのである。守部はウタツキを宴杯の義としたが、ウタだけで

は𡫳の意にはならず、——ウタゲはケ（饌）に重なる義があるのであるから、之を略することは許されない——酒杯をウタツキといふた例もない。

〔大意〕天皇の隠れ坐す九重の奥から出立ちたまふ御影を拜すると、萬代までも千代までも此やうにありたい。（我々は）惶み拜みて仕へ奉らう。（敢て）此歌を奉獻する

天皇和曰

〔紀〕摩蘇餓豫　蘇餓能古等破　宇摩奈羅麼　辟武加能古摩　多智奈羅磨　句禮能摩差比　宇倍之訶茂　蘇餓能古羅烏　於朋枳弥能　兎伽破須羅志枳

**まそがよ**　マソガはマスガ（眞菅）の轉呼で、現に蘇我の舊地を眞菅村大字曾我と稱する。ソガの原義も亦スガ（住處）なるが故に（壹—二六六頁）、同音を疊んで枕詞に用ひたのである。されば句尾の感動詞ヨも亦青土ヨシ、八百土ヨシ、麻裳ヨシ等のヨシと同じく、枕詞の一形

式として添付せられたものと思はれる。

**そがのこらは**　蘇我（氏）の子卽ち族人の謂。ラは虛辭で、複數を意味するのではないから、之は馬子大臣を指されたものと解すべきである。此コ（子）はオミノコと同一用例に屬する（第一九七頁）。

**うまならば**　馬ナラバ

**ひむかのこま**　日向ノ駒の謂。當時日向國は良馬を產したのであらう。コマがウマ（馬）と同義語として用ひられることは上記の通りである（第一四六頁）。

**たちならば**　大刀ナラバ

**くれのまさひ**　クレは朝鮮半島北西部に居住した漢人の一集團を意味したのであるが、吳の字をあてた爲に支那揚子江南岸地方の稱呼と混同せられた（陸―二九頁）。但し此御製に於ては漠然「外國」といふ意に用ひられたので、特に一地方を指定せられたのではない。マサヒのマは接頭語、サヒは刺刄の義で、刀劍を意味することは紀記論究中に屢々述べた通りである（四―三一、三二頁）。此當時に於ては尙國產の大刀よりも外來品の方が銳利とせられた

のであらう。

**うべしかも**　ウベシはウベ（上一一二九頁）の活用形で、カモは感動詞である。

**そがのこらを**

**おほきみの**　此大君は天皇の御自稱である。

**つかはすらしき**　ツカハスはツカフ（使）の敬語形。ラシキはラシの連體形であるが（上一三一二頁）、特に此形態が用ひられたのは餘情を含める爲であらう。

〔大意〕蘇我（氏）の子は之を馬に譬ふれば日向の駒、大刀ならばクレ渡來の劍に匹敵するものである（から）、天皇が（之を親任して）使ひたまふのは當然のことであるよ

○聖德太子の御歌

同天皇の二十一年十二月厩戸皇太子は片岡に遊行あらせられ、路傍に餓死

に瀕し、偃臥せるものを見て之を憐みたまひ、飲食物を給し、衣裳を脱いで覆ひかけ、安く寢よと仰せられて次の歌を詠まれた

〔紀〕斯那提流(シナテル) 箇多烏箇夜摩爾(カタヲカヤマニ) 伊比爾惡弖(イヒニヱテ) 許夜勢屡(コヤセル) 諸能多比等阿波禮(ソノタヒトアハレ) 於夜那(オヤナ)斯爾(シニ) 那禮奈理鶏迷夜(ナレナリケメヤ) 佐須陀氣能(サスダケノ) 枳弥波夜那祇(キミハヤナキ) 伊比爾惡弖(イヒニヱテ) 許夜勢留(コヤセル) 諸能多比等阿波禮(ソノタヒトアハレ)

**しなてる**　カタの枕詞である。此語義については從來異説區々であるが、私はシ(其)ナ(名)テル(光)の意を以てカタ(神田)にいひかけたものと信ずる。神田をカタと稱した例は神功紀にも見える(伍―一八九、二〇〇頁)。

**かたをかやまに**　片岡は今の大和國北葛城郡王寺村附近で(貳―三二頁)、太子が飢人實は菩提達磨の爲に作られたと稱する達磨塚が存する(貳―九二頁)。

**いひにゑて**　飯に餓ヱテといふ意。ウヱのウは接頭語で、原語はヱである(壹―一〇〇頁)。

**こやせる**　コヤシは偃臥の意の他動詞形であるから(第六〇頁)、目的語を必要とするのであ

るが、此は恐らくは自身ヲといふ意を含んで居るのであらう。コヤセルは繼續格で、臥伏して居るといふ意である。――此は長句に相當し、次の一句を加へて五句一聯を形成するのである。

**そのたひとあはれ**　タヒトは田人卽ち農夫の意とも、タビヒト（旅人）の約とも了解せられるが、――大伴宿禰旅人を多比等と書いた例がある――其が菩提達磨であつたといふ說のある所を見ると、旅人の謂であらう。アハレは屢〻述べたやうに本來感動詞であるが、此は「哀」の意に用ひられたものゝやうである。

**おやなしに**　オヤの原語はウ（上）ヨ（代）で、先代といふ意から祖親の義に轉じたのであるが、上代は母系承統であつたから、單にオヤといへば母親又は直系尊屬の女性と了解せられた。此オヤ無シは兩親無シと解してもよい。

**なれなりけめや**　汝成リケメヤ卽ち親無しに生まれたらうや、否親がある筈であるといふ反語表示であるから、過去時に於ける未來格ケムの已然形を用ひたのである。

**さすだけの**　サスダケは枝サス竹卽ち苦竹（マダケ）をいひ、助語ノは「のやうに」といふ意で、ミ（實）

の無いことの比況的枕詞に用ひられたのである。苦竹は稀に多數の穎花を開くことがあるが、通例結實せぬものと見られて居る。萬葉集〔第十一〕に刺竹のハゴモリとつゞけたのも同じく比況であるが、大宮の枕詞としたのは〔第六〕〔第十五〕繁榮の意を以て轉用したのであらう。大宮舍人といふによりトネリとも言ひかけられた。

**きみはやなき**　君ハ無キ(カ)といふ意で、疑問助語は省略せられ、ヤは間投詞として挿入せられたのである。親もあらうに、主君と頼む人はないのかといふ意であらう。此君を大君即ち天皇の御事とする守部說は考へ過ぎで、救恤施設の發達した今日に於てすらも、行倒れは絕無でないから、況して上代に於て此やうな事實があつたとしても、必しも聖代の累にはならなかつたのである。

**いひにゑて**
**こやせる**
**そのたひとあはれ**　} 前出

〔大意〕片岡山に於て食物に餓ゑて伏臥して居る哀なる其旅人よ。親なしに生まれ

たのではあるまい。（頼む）主君はないのか。食物に餓ゑて伏臥して居るアハレ

其旅人よ

此飢人が凡人ではなく、眞人の權化であることを太子だけが感知して居られたと

附記してあるが、恐らくは後人の附說であらう。

○境部の毛津

推古天皇の崩後繼位について激烈なる暗鬪があつた。大臣蘇我蝦夷は敏達天皇の御孫田村皇子（後の舒明天皇）を立てようと決心したが、其弟境部臣麻理勢は聖德太子の御子なる山背大兄王が當然繼嗣であらねばならぬとして反抗したので、仲子阿椰と共に討手の爲に自邸に於て殺された。長子毛津は難を遁れて附近の尼寺に潛伏して居たが、尼僧の一二と通じたので、他のものが之を嫉んで告發した結果、捕手が向つて來たから、寺を脫出し

て畝傍山に匿れたけれども、捜索が嚴しく、遁るゝ道がなかつたので、遂に山中に於て自盡した。時の人の歌

〔紀〕于泥備椰摩（ウネビヤマ） 虚多智于須家苫（コタチウスケド） 多能弥介茂（タノミカモ） 氣菟能和區呉能（ケツノワクゴノ） 虚茂邏勢利祁牟（コモラセリケム）

**うねびやま** 境部臣の居住地蘇我（第二五〇頁）に近い獨立丘陵で、神武天皇以下三代の御陵のある地である。

**こたちうすけど** 木立薄ケレドといふ意。薄ケドは古い語形態である（上一三〇二頁）。

**たのみかも** カモは感動詞で、畝火山をタノミ（トシテ）といふ意。タノミはノミ（祈）から派成せられたので、タは接頭語である。

**けつのわくごの** ケツ（毛津）は地名で、山城國の木津をいふものと推定せられるが（試一一一頁）、此地名を負うた所縁を詳にせぬ。ワクゴは既述の如く郎君の意である（第二二四頁）。

**こもらせりけむ** コモラセリは敬語隱（コモ）ラスの繼續格表示であるから、此句は隱れて居られたのであらうといふ意になるのである。之を憐む情が言外にあふれて居る。

〔大意〕畝火山の木立は疎であるが、之を憑として毛津の若殿は隱れて居られたのであらう

○八佾之儛

皇極天皇の元年大臣蘇我の蝦夷は祖廟を葛城の高宮に建立し、天子に準じて八佾の舞を奏した。其時の歌

〔紀〕野麻騰能（ヤマトノ）　飫斯能毗稜栖鳴（オシノヒロセヲ）　倭拖羅務騰（ワタラムト）　阿庸比拖豆矩梨（アヨヒタヅクリ）　擧始豆矩羅符母（コシツクラフモ）

やまとの　大和ノ

おしのひろせを　釋紀に忍廣瀬也所名也とあるが、オシと稱する地點はなく、――忍海を略してオシと稱へることは出來ぬ――廣瀬郡は高宮から遠く離れて居るから、特に其地を指示する筈がない。恐らくは此ヒロセは普通名詞で、川の瀬の廣い部分を意味し、複數を表示する爲にオホシ（多）の意を以て、之を約したオシといふ語を冠したのであらう。築廟の

爲に徵發せられた各地の民衆は、葛城川及百濟川を始め大和川の諸支流を徒涉して參集することを要したことは必定で、狹い瀨は流が急であるから、廣瀨を渡つたのである。

**わたらむと**　渡ラムト

**あよひたづくり**　アヨヒは脚結(アユヒ)をいふ(第七二頁)。タヅクリのタは接頭語で、單にツクリ(作)といふと大差はない。――手作(タツクリ)の意とも解せられぬことはないが、當時此種の品物が商品として製作せられた筈がないから、特に手作と斷(コトハ)る必要がない――此は次句の序を兼ねて居るのである。

**こしつくらふも**　モは感動詞で、ツクラフはツクル(作)の進行形であるが、轉義により取繕フ、衣紋をツクラフの如く修飾の意に用ひられる。此も腰の姿勢を整へることをいひ、俚言のシナをスルといふに當り、儛の身振を意味するのである。八佾といふ漢語は蝦夷の僭越を筆誅する爲の文飾で、漢式の舞樂が演ぜられたといふことではなく、佾は舞列を意味するから、多數の人が列を作つて舞うたといふに過ぎず、此歌は踊に合はせて謠はれたので、河川徒涉を序として腰つきに言及したのである。釋紀以下の諸說は皆この趣を解しな

かつたやうである。

〔大意〕大和の多くの廣瀬を渡らうと脚結を作る。(我等は)腰をつくらはうよ

## ○皇極朝の童謡

舒明天皇の崩後又もや繼位問題が紛糾しさうであつたから、御姪で且皇后であらせられた皇極天皇が即位せられ、爲に一旦は安定を見たが、大臣蘇我の蝦夷父子が專横を極め、上宮聖德太子の一家を傾けるに至り、僭位の兆すら現はれたので、遂に中大兄皇子(天智天皇)の爲に誅戮せられた。其ころ京洛には以下に揭げるやうな奇怪なる謠歌が數多く流行した。

二年十月蘇我の入鹿が獨斷で、山背大兄王(聖德太子の御子)を廢し、舒明天皇の庶長皇子古人大兄を擁立しようとした時の童謡

〔紀〕伊波能杯儞(イハノヘニ)　古佐屢渠梅野俱(コサルコメヤク)　渠梅多儞母(コメダニモ)　多礙底騰裒囉栖(タゲテトホラセ)　歌麻之之能烏賦(カマシシノヲヂ)

**いはのへに**　磐ノ上ニの謂。後文に喩ニ上宮一と說明してあるが、其は山背大兄王の一家滅亡後、時人が共識として此童謠に與へた說明で、無名の作者が事件を豫知して詠じたといふのではあるまい。されば之に捉はれることなく、言辭の通りに解釋すべきで、以下も同斷である。

**こさるこめやく**　小猿米燒クといふ意。脫殼調理法中最も原始的で且簡易なものは、之を炙つて燒米をつくるにあり、籾殼の焦げるを待つて手掌を以て揉み去り、其まゝ食用するので、小猿も亦之を學び、岩の上で米を燒いたといふのである。紀の後文には上宮を燒くことに譬へたとあるが、よしなき穿鑿である。

**こめだにも**　米にコマ（駒）を言ひかけたので、ダニモは口語のデモに當り、米（駒）デモといふ意である。

**たげてとほらせ**　タゲはケ（饌）から出た動詞で、食用の義であるが、語音の近似の故を以て操作の意のタギ（上ー二〇二頁）に言ひかけられたので、駒タグは東歌に「駒はタグとも我はそともはじ」（萬一四）とあるやうに、馬をやることの意となり、米タゲは米食ふことと了解

せられる。トホラセは通レの敬語形であるから、米（駒）デモ食ベ（追う）てお通りなされといふのである。

**かまししのをぢ**　和名抄には羺羊をカマシシと訓して居るが、其は本草に零羊又は羚羊とあるもので、今もカモシシ又はカモシカと稱へる。オリカモ又はカモ（氈）の原料たるべき毛を生ずるシシ（獸）なるが故に此名を負はせたので、ヲヂ（小父）とあるのは猿よりも優良動物とせられたからであらう。紀の後文に喩下山背王之頭髮斑ニ雜毛一似中山羊上とあるが如く、此獸の體毛は灰色であるが、頭部には往々白毛を混ずることがある。さりながら半白の毛髮を有するものは當時に在つても山背大兄王のみに限らなかつた筈であるから、此だけの特徴の故を以て此王に喩へたものと斷定することは無理である。山羊とあるのは此獸が高山にのみ棲息するからで、今いふ山羊即ちヤギの謂ではない。

〔大意〕磐の上に小猿が米を燒く、米でも喫げて（駒を御ぎて）通られよ、羚羊の小父御

此童謠が紀の所說の如く山背大兄王の運命を豫言したものとすれば、若干の寓意を檢出することが可能であるかも知れぬが、之が流行の因は豫言なるが故ではなく、他に人心を魅惑するものがあつた爲とせねばならぬ。案ずるに此歌には上記コメ(米)タゲ(喫)とコマ(駒)タギ(御)との口合の外にも、大衆を喜ばしめるに足るだけの興趣が十分に存したのであらう。次の如く逐語譯するとせば、今日に於ても兒童の一粲を博することが出來ると信ずる。

岩のてつぺん　小猿が米燒く　米くてお通り　かもしし小父さん

山背大兄王は入鹿の軍勢の爲に斑鳩(今の法隆寺)の宮邸を圍まれ、一旦家族と共に生駒山に遁入せられたが、山中飮食を求めることが困難であつたので、間もなく斑鳩寺に歸投し、入鹿の軍の來攻を聞いて、此年末に子弟妃妾と共に自經せられた。翌年六月志紀上郡(城上郡)から數年前の事實なりとして次の如き奇怪な

報告を進達した。

或人が三輪山に於て晝眠して居る猿を見つけ、徐に其腕を捉へたが、猿は眼を開けようともせず、歌をよんだ。其歌

〔紀〕武舸都烏爾　陀底屢制羅我　儞古禰擧曾　倭我底嗚騰羅毎　拖我佐基泥　佐基泥曾母野　倭我底騰羅須謀野

**むかつをに**　向ツ丘即ち向ノ岡ニといふ意。

**たてるせらが**　セラのラは接尾語で、セは男子に對する呼稱であるが（上―二九頁）、此は向の岡に立つて居る夫といふ意であらう。此猿は牝であつたと思はれる。

**にこでこそ**　ニコ（和）テ（手）は柔い手といふ意。コソは强い指定である。

**わがてをとらめ**　我が手を執る（こともある）だらうがといふ意である。

**たがさきで**　誰が裂手即ち皸のあるざらざらした手をいふ。

**さきでぞもや**　ゾは指定助詞、モヤは感動詞で、上句のサキデを反復したのは調を整へる爲

である。

**わがてとらすもや**　我が手(ヲ)執りマスといふ意に感動詞モヤを添へたのである。

〔大意〕向の丘に立つて居る(我)夫の柔い手こそ私の手を執ることもあらうが、ざらざらした誰かの手が私の手を執りたまふよ

其人は驚いて猿の手を放して立去つたと附記せられて居る。紀は之を上宮の王等(ミコ)が蘇我の鞍作(入鹿)の爲に膽駒山に包圍せられる前兆であつたと解し、後の註釋者も之に牽强して色々に說いて居るが、か程の神怪を其當時直に報告しなかつたといふことが抑も眉唾もので、恐らくは流行に至らなかつた此歌の作者又は傳誦者が、斑鳩事變後思ひついて上申したのであらう。されば童謠とは明記せられて居らぬが、此部類中に收めることにしたのである。

同月劒池(貳―六五頁)に一莖二蕚の蓮花を生じたのを見て、蝦夷大臣は我家

の瑞祥なりとし、金泥を以て之を摸し、大法興寺の丈六佛に獻じた。乃で國内の巫覡等が爭うて神異を說き、大臣の意を迎へたのを老人等は寧ろ革命の兆としたが、當時三首の謠歌が流行した。其一曰

〔紀〕波魯波魯爾（ハロハロニ） 渠騰曾枳舉喩屢（コトゾキコユル） 之麻能野父播羅（シマノヤブハラ）

**はろはろに**　遙々ニ

**ことぞきこゆる**　琴ゾ聞ユル

**しまのやぶはら**　シマは蘇我氏の居住地で、今の高市郡高市村大字島之庄である。ヤブハラは藪原をいひ、琴の音の發生地である。――此は所謂片歌である。

〔大意〕遙に琴の音が聞える。島の藪原（から）

翌四年の紀に、蝦夷父子服誅後或人が右の歌を釋していふには、此は宮殿を島大臣（馬子）の家に接して起したこと、並に中大兄皇子が中臣連鎌子と謀り、入鹿を誅せられたことの前兆であつたらうというたとある。蝦夷父子が新邸を甘檮岡

（飛鳥村大字豐浦）に構へ、ミカト（宮門）と僭稱したのは前年の十一月のことであるから、此謠歌の現はれた頃には既に大土工が始まつて居た筈で、島の邸宅が遠からず廢墟となるべきことを豫想し、今にも藪原から琴の音が聞えるやうになるだらうといふ意を以て、口さがなき京童が此やうな謠をはやらせたことは有り得べきであるが、入鹿等服誅の前兆云々は後から附會した嫌がある。

其二曰

〔紀〕烏智可拖能（ヲチカタノ）　阿婆努能枳枳始（アハヌノキキシ）　騰余謀作儒（トヨモサズ）　倭例播禰始柯騰（ワレハネシカド）　比騰曾騰余謀須（ヒトゾトヨモス）

**をちかたの**　遠方ノ（上―一四四頁）。

**あはぬのききし**　粟野ノ雉（八）といふ意。アハヌは守部説の如く粟生のある野邊の謂で、固有地名ではあるまい。

**どよもさず**　雉の鳴き響動（ドヨモ）すのは曉近くであるから（上―一一頁）、此兩句は夜の明けるのも知

らずといふ意になるのである。

**われはねしかど**　ワレは此場合には複數と了解すべきで、我々は雉の鳴聲にも妨げられず、綏々と寢たけれどもといふのであらう。

**ひとぞどよもす**　雉は響動（ドヨモ）さぬが、人々が騷ぎ立てゝ戀中を妨げるといふ意と思はれる。

〔大意〕遠方の栗野の雉は響動さず、我々は（心易く）寢たけれども人が騷ぎ立てる

此歌については右の說者は、無辜の上宮諸王を殺した應報によつて入鹿が人手にかゝる前兆なりとして居るが、歌にも其やうな意味はあらはれて居らず、尋常の情歌と見るの外はない。

其三曰

〔紀〕烏麻野始儞（ヲバヤシニ）　倭例烏比岐例底（ワレヲヒキレテ）　制始比騰能（セシヒトノ）　於謀提母始羅孺（オモテモシラズ）　伊弊母始羅孺母也（イヘモシラズモヤ）

**をばやしに**　小林ニ

**われをひきれて**　我ヲ引キ入レテの約。イレのイは語幹であるから（上一一七三頁）、古語法では連約せぬことを例とし、且ワレヲヒキイレテといふ八音句としても吟誦上少しも妨はないのであるが、特にイ音を省いて居る所を見ると、此頃には既に第二次生連約が行はれて居たことの一證とすべきである。此は或女性の作とせられたので、ワレ（我）は單數表示である。

**せしひとの**　爲シ人ノといふ意で、セシは交合セシといふことである。現代語に於てもスルといへば其意味に了解せられる。之をシセ（令死）シの切とし〔解〕〔言別〕、或は人を引入れることを爲シ意なりとする說〔通釋〕は、此謠歌を一種の豫言ならざる可からずとする豫斷から出發したものであるから、論ずるに足らぬ。假に前途を逆睹した具眼の士が或る意味を諷示する爲に作つたものであるとしても、民衆の間に流布したのは、歌そのものに興趣があつた爲で、少くとも其語句は容易に納得の行くものであつた筈である。

**おもてもしらず**　面モ知ラズ

**いへもしらずもや**　家モ知ラズといふ意で、モヤは兩句にかゝり、三輪山の猿の歌にも用ひ

られたやうに感動詞である。

〔大意〕小林に自分を引入れて姧した人の面も知らず、家も知らぬこと（のうたてさ）よ

紀の後文には或人の説として入鹿臣が宮中に於て佐伯連子麻呂等の爲に斬られる前兆なりとあるが、下二句によれば其は全然不當である。最先に手を下されたのは中大兄皇子であるのみならず、然るべき自分の廷臣を入鹿が全然知らなかつたといふが如きことは有り得ぬ。されば萬一寓意があるとすれば、蘇我氏の郎黨等が主人の威光を傘に着て婦女に暴行を加へることが多かつたのを諷したものとすべきである。

○常世の神

皇極天皇の三年七月東國不盡川の邊の人で大生部の多といふものが、蠶に

似た蟲を常世神と名づけ、之を祭れば富を致し壽を延ぶることを得べしと說き、都鄙の民衆中之に惑はされて財を失ふものが多く、害毒を流したので、葛野秦造河勝といふものが多を捉へて打懲した。之が爲に巫覡の徒も恐をなして勸說せぬやうになつたことを時人が詠じた歌

〔紀〕禹都麻佐波　柯微騰母柯微騰　枳舉曳倶屢　騰舉預能柯微乎　宇智岐多麻須母

**うつまさは**　ウツマサ（太秦）は秦氏の宗家の稱號である（陸—一一三頁）。

**かみともかみと**　神トといふ表現を二つ重ねて意を强めたので、中間のモは對立を表示する助語であるから、連繫の用に供せられたのである。

**きこえくる**　神ト聞エ來ルといふ意で、風聞せられるといふに同じい。

**とこよのかみを**　トコヨは仙鄕の謂にも用ひられるから（上—一五八頁）、不老長壽の意を以て命名したのであらう。

**うちきたますも**　ウチは打の義。キタマスはキタムの使動詞形で、キタヒ（鍛）と語原を同ふ

し、カタ（型）から出た語であるから、コラス（令凝）が膺懲の義に轉じたと同様に、キタマスといふ表現を用ひたものと思はれる。句尾のモは感動詞である。

〔大意〕大秦（ウツマサ）は神とも神と風聞せられる常世の神を打懲すよ

○造媛哀悼の歌

大化五年讒誣に遭うて自盡した大臣蘇我の倉山田麻呂の女で、皇太子妃なる造媛は哀傷の餘り落命した。皇太子（後の天智天皇）は山田大臣を殺したことを後悔せられて居る折から、妃をすら失はれたので、悲歎に沈淪せられるのを見て、野中川原史滿（ミツル）といふものが歌二首を奉つた。其一

〔紀〕耶麻騰播爾（ヤマガハニ）　烏志賦拕都威底（ヲシフタツヰテ）　陀虞毗預俱（タグヒヨク）　陀虞陛屢伊慕乎（タグヘルイモヲ）　多例柯威爾雞武（タレカヰニケム）

**やまがはに**　山河ニ

**をしふたつゐて**　ヲシは和名抄に鴛鴦の訓とし、雌雄未ニ嘗相離一、人得ニ其一一則其一思而死、

故名ニ匹鳥ト也とあるが如く、雌雄相愛の情の深いものであるから、ヲシ(愛)鳥とも〔萬二〇〕、ヲシのカモ鳥〔催馬樂〕とも稱へたので、ヲシは其略稱である。鴛鴦二ツが太子と造媛との譬喩なることは言ふまでもない。

**たぐひよく** タグヒは匹偶の意。伉儷睦じくといふことである。

**たぐへるものを** 匹偶ひ在るものをといふ意。

**たれかゐにけむ** 誰カ以去ケム即ち誰が持去つたのであらうかといふのである。

〔大意〕山河に鴛鴦が二つ仲よく並んで居るのを、誰が(其一つを)持去つたのであらうか

其二

〔紀〕模騰渠等爾 婆那播左該騰模 那爾騰柯母 于都倶之伊母我 磨陀左枳涅渠農

**もとごとに** 本毎ニ、即ち一本毎ニといふ意。

**はなはさけども** 花ハ咲ケドモ

**なにとかも**　何ト（シテ）カといふ意で、モは感動詞である（要錄一〇〇七頁）。

**うつくしいもが**　ウツ（全）クシ（奇）イモ（妹）ガ（之）の謂。ウツクシは口語の綺麗（キレイ）に當る。作者川原史からいへば造媛は主人筋にあたるのであるから、敬語を省いて單にイモと呼ぶことは許されぬのであるが、此は皇太子に代つて詠じたつもりであらう。

**またさきでこぬ**　本毎に咲く花のやうに復び咲出來ヌ（ゾ）といふ意である。

〔大意〕一本毎に花は咲くけれども、うつくしい彼女は何故に再び咲出ぬか

後文に皇太子が慨然として歎息あらせられ、琴を授けて唱はしめ、布帛綿等を賞賜せられたとあるが、共ほどよい歌ではない。川原史は恐らくは歸化人の裔であらう。

○孝德天皇の御製

白雉四年皇太子（天智天皇）は大和遷都を奏請せられたけれども勅許がない

ので、皇祖母尊（皇極—齊明天皇）を奉じ、御妹間人皇后及皇弟と共に飛鳥の河邊の行宮に移られ、公卿大夫及百官人が皆隨從した。天皇は恨めしく思召し、退位の御決心を以て山碕に宮殿を造營せしめられ、次の歌を皇后に贈られた

〔紀〕舸娜紀都該（カナキツケ） 阿我柯賦古麻播（アガカフコマハ） 比枳涅世儒（ヒキデセズ） 阿我柯賦古麻乎（アガカフコマヲ） 比騰瀰都羅武箇（ヒトミツラムカ）

**かなきつけ** 和名抄には鉗にカナキといふ訓を與へて居るが、以レ鐵束レ頸也とあるが如く、其は首桛（クビカセ）をいひ、馬具ではないのみならず、桎械を施して飼養するが如きは馬を愛する所以でない。其外にもカナキについては種々の說があるが、いづれも大祓の祝詞に天津金木乎本打切末打斷氐とある成句に本づくものゝやうで、カナキ（金木）の語義を曲解した上の立論であるから、問題とするに足らぬ。案ずるにカナキはカナ（金）ケ（笥）の轉呼で、金屬製の馬槽をいひ、芻秣を容れる器なるが故に、吾飼フといふ語句の修飾に用ひられたのであらう。

**あがかふこまは**　吾ガ飼フ駒ハ

**ひきでせず**　牽出セズの謂。牽キ出デズとせられなかつたのは、當時牽出（ヒキデ）といふ語が愛馬を人に示す爲に牽かしめるといふ意味の名詞として用ひられた爲と思はれる。

**あがかふこまを**　此コマは皇后に譬へられたので、深宮に坐（マ）せて侍きまゐらせた皇后をといふ意を寓して居るのである。

**ひとみつらむか**　人見ツラム即ち人が見たらうといふ意で、カは感動詞である。平日風にもあてぬやうに大切にせられた皇后が、御兄皇子に誘はれて大和に移られたことを不快に思召して、道路に於て人見ツラムといはれたのであるが、一面には他に心を通はす人があるのではないかといふ猜怨を寓せられたのであらう。

〔大意〕金箝（カナキ）をつけて朕が飼ふ駒は牽出さへもしない。其（大切な）朕が飼ふ駒（即ち皇后）を人が見たであらうよ

○建（タケル）皇子

蘇我の山田石川麻呂の女遠智娘が生みまゐらせた建王は齊明天皇の四年五月御齢八歳にして薨去せられ、今城谷の上に殯斂した。御祖母天皇は平素此王子を鍾愛せられたので、御悲歎が殊に強く、萬歳千秋の後朕が陵に合葬せよとさへ仰出されたが、尚哀傷の大御心を左記三首の御製に於て叙べられた。其一

〔紀〕伊磨紀那屢（イマキナル） 乎武例我禹杯爾（ヲムレガウヘニ） 倶謨娜尼母（クモダニモ） 旨屢倶之多多婆（シルクシタタバ） 那爾柯那皚柯武（ナニカナゲカム）

**いまきなる**　イマキは高市葛城二郡に接壤する吉野川河北の一地方名で、今も吉野郡大淀町の大字に其名を留めて居る（第九一頁）。皇子を此地に殯したのは母氏の所領であつたからであらう。外祖石川麻呂（倉山田大臣）が嫌を蒙つて大和國に逃げ歸つた時に、其子興志が山田之家（第二三五頁）から今木の大槻の近くまで出迎へたとあるのも、此地に所縁が存したことの一證である。

**をむれのうへに**　ヲムレは今木郡の一丘の名である（第九二頁）。殯所は恐らくは此處に存し

たのであらう。

**くもだにも**　雲デモといふ意。

**しるくしたたば**　シル（著）ク立タバの謂で、シは指定助語である。其を紀念としてといふ意が含まれて居る。

**なにかなげかむ**　何か嘆カム。即ちせめて雲でも立つならば、此やうには嘆くまいといふ意である。

〔大意〕今木のヲムレ（丘）の上に雲でも著く立つならば、何をか嘆かむや

其　二

〔紀〕伊喩之之乎　都那遇何播杯能　倭柯矩娑能　倭柯倶阿利岐騰　阿我謨婆儺倶爾

**いゆししを**　イユは射アルの約イル（所射）の音便で、射た獸をといふ意と了解せられる。私記以來被レ射之鹿（猪）と說いて居るが、射ラユル（連體法）を略して射ユとすることは出來ず、見ルから自動詞見ユが分岐した例はあるが、射ルは其原義上自動詞たり得べきもので

はなく、假に被射の義を有するイユといふ單語が存したとしても、此は連體法なるが故にイユルといはねばならぬ。萬葉集にも所射シシノといふ句が三ケ所に見え(九、十三十六卷)、いづれも舊訓はイルとある。

**つなぐかはへの**　ツナグはツナ(綱)から出た動詞で、綱をたぐるやうに追跡することを意味する(上一七九頁)。カハベは勿論河邊である。

**わかくさの**　野獸の足跡はカラト(六一一五七頁)によつても探求し得られるが、殊に若草の生ひた場所では、蹂躪の跡によつて顯著であるから、萬葉集第十六卷にも所射獸ヲ認グ河邊ノニコ草とあるのである。助語ノを添付したのは「のやうに」といふ比況であるが、上三句は之を要するにワカクと言はんが爲の序である。

**わかくありきと**　若カツタトといふ意。近侍の人々が天皇を御慰め申上げる口實に、御幼少のことであるから、御あきらめ有つて然るべしと奏上したので、若カツタとは自分は思はぬと仰せられたのであらう。幼孫を失うた祖父母が懷く至情である。

**あがもはなくに**　吾ガ思ハヌコト(ナル)ニといふ意である。

〔大意〕――上三句は序――（人のいふが如く）幼けなかつた（からあきらめられる）とは思はぬのに

其三

〔紀〕阿須箇我播（アスカガハ）　瀰儺蟻羅毗都都（ミナギラヒツツ）　喩矩瀰都能（ユクミヅノ）　阿比娜謨儺倶母（アヒダモナクモ）　於母保喩屡柯母（オモホユルカモ）

**あすかがは**　飛鳥川は源を稲淵山に發し、時の皇居岡本宮の傍を流れて北上し、末は大和川に合する。

**みなぎらひつつ**　ミナギラヒはミナギル（漲）の進行格で、ミナギルはミ（水）ナガル（流）の轉化語である。水烟の立つことをも水之霧合（ミナギラヒ）といふが、――萬葉集第七卷に水霧相（ミナギラフ）沖ツ小島ニ風をイタミとあるのは其適例である――此は水量の多いことをいふものゝやうであるから、通釋の說の如く漲溢の義とすべきである。ツツは反復表示である（上一一六二頁）。

**ゆくみづの**　行ク水のやうにといふ意。

**あひだもなくも**　間モナクといふことで、句尾のモは感動詞である。

**おもほゆるかも**　オモホユは思フの可能法オモハユ（思ハル）の轉呼で（要錄九七頁）、覺ユの原形である。カモは感動詞。

〔大意〕飛鳥川を漲りつゝ行く水のやうに間斷なく（亡き王子が）思はれる（こと）よ

此年の十月紀溫泉（牟婁湯ともいふ。今の鉛山(カナヤマ)湯泉のことである）に行幸あらせられたが、尙皇孫追憶の御悲歎はやまず、口吟せられた大御歌の一

〔紀〕耶麻古曳底(ヤマコエテ)　于瀰倭拖留騰母(ウミワタルトモ)　於母之樓枳(オモシロキ)　伊麻紀能禹知播(イマキノウチハ)　倭須羅庾麻旨珥(ワスラユマシジ)

**やまこえて**　山踰エテ

**うみわたるとも**　海渡ルトモ。——此二句は行幸の路次就中紀伊沿道の實況を叙述せられたので、有田、日高地方に於ては海岸線が屈曲し、高角が突起して居るので、或は峠を越え、或は水面を渡航せられたのであらう。

**おもしろき**　語原を詳にせぬが、オモシロの語根オモは興趣の謂なること疑なく、琉球のヱト（歌）はオモロとも稱へられる。——古語拾遺天石窟の章下に、天日再び現はれて衆面明

白となつたにより、オモシロといふ語が生まれたとあるのは俗說である――されば當初はオモシの形を以て活用し、之に接尾語ロを連結してオモシロといふ名詞形を派成したのであらうが、重の意のオモシと紛れ易いので、オモシロを第二次的語幹としてオモシロシ、オモシロキ等と活用することになつたものゝやうで、此處も可怜といふ意に用ひられたのである。

**いまきのうちは**　ウチは落流の謂であるから（上―一五六頁）、イマキのウチは今木溪即ち曾我川の上流の急湍を意味するものと思はれる。其は飛鳥の都から紀伊に行幸せられる御路次にあたり、皇孫殯斂の地なるが故に、特に大御心をひき、哀愁を新にせられたものと拜察せられるのである。

**わすらゆましじ**　ワスラユは忘ラルの古言、マシジは打消の推量法である。忘レラレマイと仰せられたのは今木溪の風光であるが、其裏に此地に葬られた王子を忘れ得ぬといふ意が寓せられて居ることは言ふまでもない。――句尾の珥の字は次の天智朝の童謠にもジの音符として用ひてあるが、假に釋紀の訓のやうにマシニと訓むとしても、ニも亦打消の未然

形であるから、意に於ては變りはない。

〔大意〕山を踰え海を渡つても可怜(オモシロ)い今木の溪は忘れられまい——否、皇孫を忘れ得ない

其　二

〔紀〕瀰儺度能(ミナトノ)　于之裒能矩娜利(ウシホノクダリ)　于那倶娜梨(ウナクダリ)　于之廬母倶例尼(ウシロモクレニ)　飫岐底舸庾舸武(オキテカユカム)
于都倶之枳(ウツクシキ)　阿餓倭柯枳古弖(アガワカキコヲ)　飫岐底舸庾舸武(オキテカユカム)

紀には之を二首に分ち、ウツクシキ以下を第三の歌として揚げて居るが、獨立しては意をなさぬから、守部説の如く、一首の歌の後聯と見るべきである。此は仁徳天皇の御製「八田の一本菅」と同一句法で(上—二八六頁)、夷振または志都歌調である。

**みなとの**　ミナトは水之門の謂で(第一三五頁)、灣口、河口、海門等を意味する。——湊の義に

轉じたのは上代の要津が多くは河口に存したからである――此は恐らくは御路次の大河即ち有田川又は日高川の河口に於て詠ぜられたのであらう。

**うしほのくだり**　ウシホの原義は大潮(ウシホ)であるが、單にシホ（潮汐）といふと同樣に了解せられた。クダリは落下の意である。

**うなくだり**　海下リの謂で、落潮に乘じて海に下ることを意味するものと思はれる。ウミ（海）といふ語を接頭分子として用ひる場合、ウナバラ（海原）、ウナカミ（海上）等の如く轉呼せられるのは、如何なる理由に本づくか判明せぬが、ウナガケリといふ用例もある所を見ると（四―一六八頁）、ウナとウミとは同義語であつたのであらう。

**うしろもくれに**　次句と照し合はせると、後(ウシロ)ニ（日ノ）晩ニといふ意であらねばならぬが、副詞が二つ重なるので、後ニモ晩ニモといふべきを、律調のためニとモとを各一つ省略したのであらう。

**おきてかゆかむ**　置キテ行カムの謂で、カは感動詞として挿入せられたのであるから、殘して行くことよといふ意になるのである。後に殘されたものは水門(ミナト)で、日暮の寂しい光景が

よく現はれて居るが、其につけても皇孫を思ひ出されたのである。――以上五句は一聯で、次の三句一聯と對立する。

**うつくしき** 前出(第二七三頁)。

**あがわかきこを** 朕が幼キ子ヲといふ意即ち建王のことである。

**おきてかゆかむ** 前出。此一聯は上に引いた仁徳天皇の御製及輕太子の御歌の後聯と趣を同うするもので、言ヲコソ水門トイハメといふ二句を補うて味はふべきである。

〔大意〕水門(ミナト)の潮(ウシホ)の下り(に乘じて)海(に)下る。夕暮に(其水門を)後に殘して行くことよ。否、朕が幼い孫を殘して行くことよ

此歌は秦大藏造萬里に詔して後世に傳へしめられたとあるから、記錄に殘されたことは疑なく、最も確實なる原歌とすべきである。

○齊明朝の童謠

六年十二月百濟の福信の請願により大蠢を筑紫に進めて徹底的に新羅を討

伐せられることになつた。此時に當り駿河國に科せて造らしめられた舟が進水に先ち、夜中舳艫の向をかへ、信濃國の巨坂（オホサカ）に大さ十圍、高さ天に達する蠅群が出現する等の怪異があり、次の如き童謠が行はれた

〔紀〕摩比邏矩都能　俱例豆例　於社幣陀乎　邏賦俱能理歌理騀
美和陀騰能　理歌美　烏能陛陀烏　邏賦俱能理歌理騀
甲子騰和　與騰美　烏能陛陀烏　邏賦俱能理歌理騀

此語句中には隱語があるので、公望私記以來いろいろに解讀を試みたが、ラフクノリカリカといふ一句以外は未だ納得の行くやうな釋明がない。東滿〔齊明紀童謠考〕、宣長〔玉勝間〕、久老〔解〕、守部〔言別〕等の說は、或は辭句の次弟をかへ、或は任意に添削し、或は改竄を施して立論したもので、忠實なる解釋といへぬから、信友は原文に卽して說明せんと試みた〔比古婆衣〕。さりながら飜讀をも不可なりとしたのは固陋で、「如何に由々しき事なりとも、文字の次第を書混（マギラハ）して記さるべ

きにあらず」と論じたのは、倒叙が紀の編者の作爲であるとすれば道理至極であるが、原歌が既に此形式で謠はれて居た場合には當らぬ非難である。歌謠就中童謠に隱語を用ひてはならぬといふ理由はなく、我民族は好んで種々の語戲を弄したが（一―三七頁以下）、此歌の如きも其一で、特に世を憚つて紛はせたといふのではなく、當時民間に行はれた隱語法を以て表現したといふに過ぎず、隱語とはいへ少しく頸をひねれば判る程度のものであつたのである。ラフクノリカリカを下から讀んで雁々ガ喰（ク）ラフと解したのは、恐らくは公望の獨創ではなく、其時代の人には普く知られて居たのであらう。此やうな表現法は江戸末期に於て樂屋裏で用ひられたセンボといふ隱語にも少くはなく、拵（コシラ）へをシコラへ、口をチクというた（浮世床）。後述の如くクレヅレはクヅレ（崩）の意と了解せられるが、故意に語音を添加することは、明治年間まで酒席及嬉遊の間に行はれた語戲で、ハイ（諸）をハライリ――關西ではハカイキ――今日（コニチ）ハをコロニリチリハラなどゝいうた。之

を許すとせば守部以前の學匠のやうに轉置、增減、改竄を加へずとも、ほゞ歌意が會得せられるやうに思ふ。先學の說き惱んだ原因の一は句切が不明であつたことで、私記の分解は勿論不當であるが、近世の學匠も亦豫め意義を想定して、共に都合のよいやうに離合して居るのである。私の信ずる所によれば、縱ひ童謠にしてもウタとある以上、旋律を無視しては吟誦に不便で、人口に膾炙しなかつた筈であるから、少くとも句法に恊うて居たものとせねばならぬ。此見地から私は語義とは無關係に最も自然な律調に從うて上揭の如く十二句に分拆した。之によればば此童謠は三聯から成立し、各聯五(六)、三(四)、五、八音の四句に分たれる。卽ち極めて正しい旋律を備へたもので、歌意を會得せずとも口から口へ傳播することが可能であつたのである。以下各句の語釋を試みる。

**まひらくつの**　マは接頭語、ヒラクは萬葉集第三卷に「朝ビラキ漕ぎにし船の跡なき如し」とあるやうに發航の謂であるから、出發港の意を以てヒラク津といふ表現が用ひられたこと

は有り得る。此は固有名詞ではないから何れの津を指したのか判明せぬ。

**くれづれ**　上記の如く上のレは添加で、クヅレは崩壊を意味する。

**おそへだを**　社の字はソの音符であらう。釋紀に能と改めたのは賢しらで、オノヘタといふ語はない。オソヘは東歌に「駿河ノ海於思敝ニ生フル」云々とあるオシヘと同じく、イソヘ(磯邊)の轉呼と思はれる。イソ(磯)の語根はソで(上—二四七頁)、イは接頭語であるから、之をオと言かへることは決して甚しい訛ではない。上代の要津は多くは河岸に位置したから、其が崩れると磯邊田は汎濫を免かれなかつたのである。

**らふくのりかりか**（七八六五四三二一）　私記が解讀したやうに左旁數字の順位を以てカリカリガクラフと訓み、雁々(複數表示)が喰ふといふ意とすべきである。——以上は第一齣で河口要津が崩れ、磯邊田が荒廢して鴨雁が稻の實を啄むに委せるといふのであるから、作者は其以外に意を寓するつもりはなかつたかも知れぬが、或は凶變を豫示するかのやうに聞なされたことも有り得べきである。

**みわだとの**　三輪田門之といふ意であらう。三輪は大和を始め諸國の地名として用ひられて

居るから、三輪田と稱する地點も有り得たと思はれるが、之を物色し得ぬ。但しトをミト（水門）の意とすれば、マヒラク津附近に實在したのかも知れぬ。

**りかみ** ミカリの倒言で、ミはマ（眞）に通ずる接頭語である。カリは本來鴨雁類の總稱であるから、特に鴻雁をさす場合にはミカリと稱へたものと思はれる。
三二一

**をのへだを** 尾上田ヲといふ意。磯邊田に對し、小高い地點にある田をいふのであらう。

**らふくのりかりか** 前出

**かふしとわ** 最も難解の句であるが、私は甲子といふ干支を以て命名した水門（ミト）の謂と推定する。此干支は推古天皇の十二年に當り、暦が始めて頒布せられた年であるが（壹―一八頁）、當時カノエネといふやうな稱呼は尙未だ發生して居なかつたので、世俗に於ても字音を以て稱へたものと思はれる（壹―三〇頁）。一字を以て二音を表記することは紀の歌謠に在つては異例に屬するが、尙未だ國語化して居なかつた干支を音符文字を以て表示しては讀み得ぬ虞が存したのであらう。和は助語ハの音便で、此兩音の相通は他にも例のあることである（第二五頁）。

よどみ　淀ミといふ意。ヨトの原義は寄處で、セト（上―四八頁）に對して水流の停滯する部分の稱呼に用ひられ、更に活用語尾ミをそへて動詞としたのである。

をのへだを
らふくのりかりか　前出

〔大意〕發航津の崩れ（の）磯邊田を雁どもが喰ふ（第一齣）。三輪田門の眞雁（よ）。尾上田を雁どもが喰ふ（第二齣）。甲子門は淀み、尾上田を雁どもが喰ふ（第三齣）童謠といふものゝ性質上、必しも意味の貫聯を要せぬから、第二第三齣の如きはラフクノリカリカといふ句を反誦する爲に添加せられた一種の囃と見て然るべきであらう。

○齊明天皇の崩御

翌七年六月天皇は筑前國朝倉宮に於て崩御せられた。皇太子（天智天皇）は喪を奉じて歸航の途に就かれたが、或地點に於て哀慕の餘り口號せられた

大御歌

〔紀〕枳瀰我梅能　姑裒之枳舸羅儞　婆底底威底　舸矩野姑悲武謀　枳瀰我梅弘報梨

**きみがめの**　キミは御母天皇を指されたので、メは目の謂であるが、今もマナザシなどいふやうに容貌の意にも用ひられたのである。萬葉集第十七卷にも君ガ目ヲ見ズ久ナラバといふ用例があり、同集第七卷に吾見シ兒等が目見者シルシモとあるマミも同義である。

**こほしきからに**　戀シキ故ニといふ意（第二〇三頁參照）。次句を隔てゝカクヤ戀ヒムにかゝるのである。守部が此カラをモノカラの意としたのは〔言別〕大なる誤りで、モノカラはモノに反接に職能があるのであるから、之を略してカラのみを以て表現することは出來ぬ。

**はててゐて**　婆は明に婆の誤記である。私記に師說として泊レ船居ニ於海浦一也と釋したのは當を得て居るが、尙御壽ハテさせ給ひといふ意をも寓するのであらう。之を罷而居而の意とした守部說は前句の誤解に因する牽强である。

**かくやこひむも**　ヤは間投詞、モは嘆聲で、如斯戀ヒム（戀フルコト）ヨといふ意である。

**きみがめをほり** 目ヲ欲リは逢ひたさ見たさにといふ意の慣用句で、萬葉集にも君が目ヲ欲リ〔四卷〕〔十一卷〕、妹ガ目ヲ欲リ〔十五卷〕といふ用例がある。口語に於てオ目ニカカルなどいふ目と同一用法に屬する。

〔大意〕御面ざしが戀しいから、寄泊して居て(も)――おかくれになつても――此やうに戀ふることよ。御目にかゝりたさに

○天智朝の童謠

九年夏四月法隆寺が全燒し、大雨霹靂の災があつたが、翌五月に次の如き童謠が行はれた

〔紀〕于知波志能(ウチハシノ) 都梅能阿素弭爾(ツメノアソビニ) 伊提麻栖古(イデマセコ) 多麻提能伊鞞能(タマテノイヘノ) 野鞞古能度珥(ヤヘコノトジ) 伊提麻志能(イデマシノ) 倶伊播阿羅珥茹(クイハアラジゾ) 伊提麻西古(イデマセコ) 多麻提能伊鞞能(タマテノイヘノ) 野鞞古能度珥(ヤヘコノトジ)

**うちはしの** 宇治橋は帝王編年紀によれば大化二年丙午歳に始めて架設せられたとある。大和より山城及近江に通ずる要衝の地であるから、夙に架橋せられたのであらう。

**つめのあそびに**　萬葉集十六卷に墨江之小集樂爾出而とあり、小集樂はヲツメと訓せられ、左註に郷里男女衆集野遊云々とあるから、此ツメのアソビも亦集樂の謂と思はれる。宇治橋は右の如く要衝の地であるから、其附近に於て大集樂が擧行せられたので、歌垣に類する民間行事であつたと想像せられる。

**いでませこ**　出デマセ卽ち出て來られよといふ意で、コ（子）は次句によれば玉手家の八重子刀自といふ女性に對する敬稱として用ひたのである。

**たまてのいへの**　タテマは釋紀に所名也とあるが、宇治附近には之を稱呼とする地點が見當らぬから、恐らく玉手臣家のことであらう。此氏は葛城襲津彦の子玉田宿禰から出たのであるが（陸―二三四頁）、當時は宇治附近に居住したのかも知れぬ。

**やへこのとじ**　從來度珥をトニと訓んで居るが、此字は後句にもジの音符に用ひられて居るから、トジ（刀自）の謂とすべきであらう。トジの原語はト（富）チ（主）で、トネ（刀禰）と同義であるが、慣例上特に主婦をいふに用ひられ、轉じて女性の敬稱となり、刀自といふ字を充當した。玉手の家といひ、刀自とある所を見ても、ヤヘコが人名なることは疑がな

いが、ヤへは恐らくは彌戸の義で、其居住地の名稱であらう。——以上五句は一聯で、次の五句一聯と對立し、輕太子の御歌と稱せられる「笹の葉にうつや霰」(夷振之上歌)と同一句法である。

**いでましの**　出坐ノ
**くいはあらじぞ**　悔ハ有ラジゾ、卽ち後悔はあるまいといふ意。
**いでませこ**
**たまてのいへの**　前出
**やへこのとじ**

〔大意〕宇治橋の集(ツメ)の遊に出て來られい。玉手家のヤへ子刀自(よ)。出遊を後悔するやうなことはあるまい(から)出て來られい。玉手家のヤへ子刀自(よ)

之を法隆寺火災と結びつけて解かうとするのは無理なことで、紀の前文の意は火災雷雨の如き變異の外に、奇怪な童謠が流行したといふに過ぎず、其間の關聯は

説かれて居らぬのであるから、恐らくは裏面に深い意味が含まれて居るのではあるまい。

十年春正月百濟の亡命客佐平餘自信等に爵位を授けられた。其頃の童謠

〔紀〕多致播那播　於能我曳多曳多　那例例騰母　陀麻爾農矩騰岐　於野兒弘儞農倶

**たちばなは**　タチバナ（橘）は香橙をいふ（參―二四三頁）。

**おのがえたえた**　己ガ枝々

**なれれども**　生リアレドモ卽ち生つて居るけれどもといふ意。橘を縉紳に況へ、出身地の相違を己が枝々になるといふ辭句を以て表示したのである。

**たまにぬくとき**　萬葉集の歌謠によれば其當時五月になると橘子を緒に聯貫して賞翫する風習が存したもの〻やうで、目的は明示せられて居らぬが、恐らくは其香氣が邪鬼を禳ふと信ぜられたのであらう。釋紀に言五月五日爲レ付二藥玉一採レ之義也とあるのは後世のクス玉との混同で、天智朝には尙未だ端午節を祝ふ風習は存せず、藥玉といふもの〻發生も其以

後のことで、寧ろ橘子聯貫から進展したものと思はれる。タマニヌクは一種の慣用句で、玉ノ緒ニ貫ク又は玉トシテ貫クの省語であらう。

**おやじをにぬく**　オヤジはオナジ(同)と同義語であるが、語原はオ(己)ナ(汝)で、オノ(各)とも轉呼し、其から同等の義を生じたものゝやうであるから(シは形容詞語尾)、オヤジは訛とせねばならぬ。出身を異にしても一樣に取扱はれるといふ意を寓したので、朝廷の一視同仁を頌したのである。

〔大意〕橘は己が枝々に實を結んで居るが、玉として聯貫する時には同じ緒に貫かれる

此は豫言ではなく、時事を詠じたものであるから、寓意のあるのは當然で、皇極朝の童謠と同一視することは出來ぬ。

同年十月天皇の御惱重らせたまひ、皇太弟(天武天皇)を召して後事を依囑

せられたが、大友皇子に皇位を授けたいといふ叡慮のあることを洞察せられた皇太弟は懇に拜辭し、出家入道の許を得て卽日剃髪せられ、其翌々日佛道修行のため吉野に向つて發足せられた。十二月三日天皇は終に近江宮に於て崩御あらせられたが、其時三首の童謠が生まれた。其一

〔紀〕美曳之弩能（ミエシヌノ）　曳之弩能阿喩（エシヌノアユ）　阿喩擧曾播（アユコソハ）　施麻倍母曳岐（シマヘモエキ）　愛倶流之衞（エクルシエ）　奈疑能母騰（ナギノモト）　制利能母騰（セリノモト）　阿例播倶流之衞（アレハクルシエ）

**みえしぬの**　既出（第九一頁）。

**えしぬのあゆ**　ミ吉野（エシヌ）の吉野（エシヌ）とかさねたのは、マソガヨ・ソガノコ（第二五〇頁）と同一形式であるが、此句のエシヌは吉野川を意味するのである。アユ（年魚）の原語はアヘ（饗）で、川魚中最優良なるものとして贄に供用せられたから此名を負はせたものゝやうであるが、音便によりアユともアイとも發音せられ、アユチ（年魚市）、アユカハ（年魚川）を愛知、愛甲とも書くのである。和名抄には鮎の訓とし、食經を引いて春生夏長秋衰冬死故名二年魚一也と

說いて居るが、一年魚はアユのみに限らず、鮎は爾雅郭注に別名鯷とあるによればナマヅ(鯰)のことであるから、アユを年魚又は鮎と書くのは字義によるものではなく、恐らくは上古此魚を以て年の豊凶を占ふ習慣が存したので、會意を以て年魚又は占魚(鮎は合字)としたのであらう。香魚の字をあてるのは肉に微香があるからである。

**あゆこそは**　句を調へ且韻を疊む爲にアユ(年魚)といふ語を重ねて用ひたのであるが、此句に於ては吉野に隱退せられた皇太弟に況へたものゝやうである。

**しまへもえき**　島邊モ良キといふ意で、エキはヨキの古形である。後世ならばヨケレといふ已然形を用ひる場合であるが、屢々述べたやうにキ、ク、ケレと活用するやうになつたのは第二次的發達で、上代に於てはヨケ(エケ)といふ一形のみであつたから、此時代に於ても民間では尙原始活用に從ひ、唯ケをキと轉呼するに過ぎなかつたのであらう。されば句尾に然ルニといふ意が含まれて居るものと解すべきで、年魚ハ(コソは强意の指定)島邊モヨイガといふ意と思はれる。

**えくるしゑ**　愛をエと訓むべしとすれば可愛の義によるものであらう。アヽ(嗚呼)と同じく

歎聲である。句尾のヱは吾者サブシヱ〔萬四〕、アレハ待タムヱ〔萬十四〕等の例によるもヤに通ずる感動詞とせねばならぬから、句意はアア苦シヤといふことである。

**なぎのもと**　ナギは和名抄に水葱の訓とし、萬葉集及延喜式にも水葱の字をあてゝ居る食用水菜の一種で、今もコナギ又はササナギと稱する。ナギの原義は恐らくはナ（食）キ（葱）であらう。

**せりのもと**　芹は世人周知の水菜である。ナギと共に沼澤地に產するものであるから、其下は水が淺く且濁つて居るものと想定せられる。

**あれはくるしゑ**　我ハ苦シヤといふ意。

〔大意〕ミ吉野の吉野（川）の年魚は島邊（に棲むこと）もよい。（然るに）鳴呼苦しや、水葱の下、芹の下（では）自分は苦しや

此は皇太弟の御心中の悶々を察して無名氏が代つて詠じたものと思はれる。當時民望は大友皇子よりも寧ろ皇太弟に集まつて居たのであらう。

其　二

〔紀〕於弥能古能（オミノコノ）　野陛能比母騰倶（ヤヘノヒモトク）　比騰陛多爾（ヒトヘダニ）　伊麻拖藤柯禰波（イマダトカネバ）　美古能比母騰矩（ミコノヒモトク）

**おみのこの**　既出（第七〇頁）。大友皇子の肱股であつた左大臣蘇我赤兄臣をさしたのではあるまいか。助語ノは口語のガにあたる。

**やへのひもとく**　八重ノ紐解クといふことであるが、次句と考へ合はせると、句末に助語ニを含めたものとすべきで、難局を解決するニ當リといふ意の譬喩であらう。

**ひとへだに**　一重ダニ

**いまだとかねば**　八千矛神の歌にも用ひられた句で（上—九頁）、其意も亦同一である。即ち八重の紐の一重をも解かぬがといふ意として次句につゞけて解釋すべきである。

**みこのひもとく**　ミコ（皇子）は皇太弟をいひ、ノは口語のガに當り、皇子が紐を解く、即ち時局を解決したまふといふ意である。

〔大意〕臣之子が八重の紐を解く（に當り）、唯の一重も解かぬ間に、皇子（皇太弟）

が紐を解かれる

此は決して豫言ではなく、皇太弟の旗上げが必然の事實と推定せられるやうになつた頃、大和國就中吉野邊の民衆の間に此やうに言ひ囃されたのであらう。

其　三

〔紀〕阿箇悟馬能（アカゴマノ）　以喩企波波箇屢（イユキハバカル）　麻矩儒播羅（マクズハラ）　奈爾能都底擧騰（ナニノツテゴト）　多拖尼之曳鷄武（タダニシエケム）

**あかごまの**　赤駒ノ

**いゆきはばかる**　イは接頭語で、行キ憚ルといふ意。ハバカリはハバミ（阻）と同じく、ハバ（幅）の派成語で、間隔を生ずるといふ意の自動詞であるが、轉じて躊躇の義となつたのである。原義は今もハダカルといふ形に於て保存せられて居る。

**まくずはら**　マは接頭語。クズは和名抄に葛穀一名鹿豆は久須加豆良乃美、葛胘は久須如豆良乃禰とあるが如く、カツラ（葛）の一種の名で、正しくはクズカヅラといふべきである

が、略してクズとも稱へ、葛の字を充てたのである。極めて密生する纒繞植物で、足を蹈入れることが困難であるから、赤駒モ行キ憚ルといふ辭句を以て修飾したのであるが、此は吉野宮と大津朝廷との葛藤の解けがたきことに況へたのである。

**なにのつてごと**　何ノ傳言の謂であるが、反語的表示で、「何の妄言(タハコト)」といふが如く後世に於ても用ひられた語法である。

**ただにしえけむ**　エケム(ヨケム)はヨカラムの古形で、シはゾに通ずる指定助語であるから、直接(タダ)コソ宜カラムといふ意になるのである。此二句によれば皇叔姪間の疎隔を不祥として、居中調停するものもあつたが奏効しなかつたので、何とて傳言をこのむぞ、直接了解を求められるがよからうというたのである。

〔大意〕赤駒の行くことを憚る眞葛原(である)。傳言とは何ごとぞや。直接こそ宜からう

上述の如く此三首は童謠とはあるが、寧ろ時事を詠じた無名氏の作で、豫言又は諷刺と見るべきものではない。第三の歌は萬葉集第十二卷の寄物陳志中にも收

められて居るが、紀編纂より僅に四十餘年前の事件に關聯した歌であるから、同書の所傳に誤謬又は附會がある筈はなく、萬葉集の編者が左註を施すことを忘れたものとせねばならぬ。

# 索引

## あ行

## か 行

## さ　行

## な行

## ら　行



## わ　行

昭和七年十一月一日印刷
昭和七年十一月十日發行

紀記論究外篇
古代歌謠 —下卷— 〔定價金二圓〕

著作者　松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
發行者　株式會社　同文館
　　　　森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷者　中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷所　株式會社開明堂支店





發行所
東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪二二二八
株式會社　同文館


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03027 3791